

平成 14 年 7 月 1 日

審査事務規程を制定しました

自動車検査独立行政法人は自動車検査独立行政法人法（平成 11 年法律第 218 号）第 12 条第 1 項に基づき、審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）を制定し国土交通大臣に対し届出を行い、平成 14 年 7 月 1 日から施行しました。

制定した審査事務規程の概要は次のとおりです。

概 要

審査事務規程は、自動車検査業務等実施要領の規定内容を概ね踏襲したが、これまで同要領に規定されていなかった次の事項を追加規定。

- (1) 法人における国との業務協力
- (2) 審査時における指示等
- (3) 検査コースの閉鎖
- (4) 審査依頼書の受理
- (5) 審査の実施
- (6) 審査結果の通知
- (7) 改造自動車審査要領及び並行輸入自動車審査要
- (8) 出張検査実施要領及び街頭検査実施要領

この資料は審査事務規程の改正概要をわかりやすくするために、平成 18 年 2 月に作成したものです。

規程第 11 号

自動車検査独立行政法人 審査事務規程

平成 14 年 7 月

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 自動車の審査（事務関係）
- 第 3 章 自動車の審査（技術関係）
- 第 4 章 雑則

第 1 章 総 則

1 - 1（目的）

この自動車検査独立行政法人審査事務規程（以下「規程」という。）は、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査事務の実施に関する規定を定め、適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。

1 - 2（適用）

自動車検査独立行政法人法第 11 条に基づく自動車の審査については、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「規則」という。）及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）並びにこれらの法令に基づく国の関係通達によるほか、この規程の定めるところによる。

1 - 3（国との業務協力）

自動車の検査に関して、国と協力し、業務の厳正、公正かつ能率的な実施を図るものとする。

1 - 4（審査時における指示等）

検査担当者は、自動車検査場内における審査業務を適正かつ円滑に実施するために必要な範囲内において、受検者（検査を受検する者をいう。以下同じ。）に対し、受検車両（検査を受ける自動車をいう。以下同じ。）の操作等に関して指示を行うことができるものとする。

この場合において、受検者が、検査担当者の指示に従わなかったときは、審査を行わないものとする。

1 - 5（用語の定義）

この規程における用語の定義は、法、規則及び保安基準に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 「四輪以上の自動車」とは、4 個以上の車輪を備える自動車であって、(3)(イ)に該当するものの以外のものをいう。
- (2) 「三輪自動車」とは、3 個の車輪を備える自動車であって、(3)のいずれかに該当するものの以外のものをいう。
- (3) 「側車付二輪自動車」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (イ) 直進状態において、同一直線上にある 2 個の車輪及びその側方に配置された 1 個（複輪を含む。）又は 2 個（二輪自動車の片側の側方に備えたものに限る。）の車輪（以下「側車輪」という。）を備えた自動車

- (ロ) またがり式の座席、ハンドルバー方式のかじ取装置及び 3 個の車輪を備え、かつ、運転者席の側方が開放された自動車
- (4) 「車両中心線」とは、直進姿勢にある自動車を平坦な面に置いたときの次の各号による直線とする。
- (イ) 四輪以上の自動車にあっては、左右の前車輪及び後車輪のそれぞれのタイヤ接地部中心点を結ぶ線分の中点を通る直線
- (ロ) 前 1 輪の三輪自動車にあっては、左右の後車輪のタイヤ接地部中心点を結ぶ線分の中点を通り同線分と直角な水平線(前 2 輪の三輪自動車もこれに準ずる。)
- (ハ) 二輪自動車及び側車付二輪自動車((3)(ロ)に規定する側車付二輪自動車を除く。)にあっては、前後車輪(側車付二輪自動車の側車輪を除く。)のタイヤ接地部中心点を通る直線
- (ニ) (3)(ロ)に規定する側車付二輪自動車にあっては、前車輪のタイヤ接地部中心点を通り、かつ、後車輪を含む鉛直面に垂直な直線
- (ホ) カタピラ又はカタピラ及びそりを有する自動車にあっては、左右のカタピラ又は左右のそりの中心線から等距離にある直線
- (5) 「損傷」とは、当該装置の機能を損なう変形、曲がり、摩耗、破損、切損、亀裂又は腐食をいう。
- (6) 「検査時車両状態」とは、空車状態の自動車に運転者 1 名が乗車した状態(被けん引自動車にあっては、空車状態に運転者 1 名が乗車したけん引自動車と空車状態の被けん引自動車とを連結した状態。)をいう。
- この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の自動車に運転者 1 名が乗車した状態(被けん引自動車にあっては、運転者 1 名が乗車したけん引自動車と上昇している車軸を強制的に下降させた状態の被けん引自動車とを連結した状態。)をいう。
- (7) 「協定規則」とは、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に基づく認定規則をいう。

1 - 6 (自動車検査場における掲示等)

1 - 6 - 1 自動車検査上屋の入口付近の適当な箇所には、受検者が見やすいように次に掲げる事項を掲示するものとする。

- (1) 検査時間
- (2) 検査を行う日
- (3) 検査コース毎のコース名
- (4) 検査コース毎の入場できる自動車の種類
- (5) コース内における注意事項
- (6) 受検要領
- (7) 受検者の禁止行為
- (8) その他必要な事項

1 - 6 - 2 検査部及び事務所(以下「事務所等」という。)の窓口には行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)の規定による審査基準等を備えつけ、又は窓口において申請者の求めに応じて審査基準等を提示するものとする。

1 - 7 (検査コースの閉鎖)

事務所等の長は、1 - 1 の目的を達成するため、必要最小限の範囲において検査場の一部又は全部を閉鎖することができるものとする。

第 2 章 自動車の審査 (事務関係)

2 - 1 (審査依頼書の受理)

自動車の審査は、国からの審査依頼 (運輸支局 (兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。) 及び自動車検査登録事務所 (沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。) の長が別途認めた手続きにより検査の予約確認がなされたものを含む。) があり、かつ、当該依頼に係る自動車の提示があった日に行うものとする。

この場合において、審査依頼があった自動車に係る受理台帳の作成は要しないものとする。

2 - 2 (審査の実施)

2 - 2 - 1 自動車の審査の実施の方法は別表 1 に定めるところによるが、別表 1 に定める視認等の方法で判定することが困難な場合は、当該自動車にかかる点検整備記録簿又は分解整備記録簿の提示を求め、当該記録簿の記載事項を検討する等の方法により確認するものとする。

なお、自動車の審査に際して、提出又は提示を求めた書面の提出又は提示がない場合は、審査は行わないものとする。

2 - 2 - 2 自動車の審査にあたっては、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式が、自動車検査証 (以下「検査証」という。検査証を有しない場合においては、限定自動車検査証 (以下「限定検査証」という。) 又は抹消登録証明書若しくは自動車検査証返納証明書) 又は自動車検査票 (様式 1) (以下「検査票 1」という。) に記載されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。

なお、同一でありことを確認したときは、検査票 1 の所定の欄に押印又はサイン (以下「押印等」という。) を行うものとする。

2 - 2 - 3 法第 16 条第 1 項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査に際しては、抹消登録証明書の提示を求め審査するものとする。この場合において、有効な保安基準適合証の提出があったときは、提出された保安基準適合証を参考として審査するものとする。

2 - 2 - 4 自動車の構造又は装置が保安基準の規定に適合しない旨の記載がある検査票 (当該事務所等において記載された検査票に限る) の提出があった自動車の審査に際しては、保安基準に適合しない旨の記載のあった日から 15 日以内に限り、当該検査票を参考として審査することができるものとする。

2 - 2 - 5 3 - 11 及び 3 - 12 における「保安基準への適合性を証する書面」とは、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について」 (昭和 58 年 10 月 1 日自車第 899 号。以下「技術基準」という。) に適合することを証する書面をいう。

2 - 2 - 6 保安基準への適合性を証する書面の審査は、次により行うものとする。

(1) 次のいずれかの書面であること。

(イ) 当該検査に係る自動車を製作した者が証明した書面の原本

(ロ) 当該検査に係る自動車に、技術基準と同等とされている外国基準に適合している旨のラベル、銘板、鋳出し等の当該自動車を製作した者による表示がある場合には、当該外国基準に適合している旨を記載した書面

(ハ) 技術基準に規定している試験を行える公的な試験機関又は国土交通省が指定した外国試験機関が発行した試験成績書の原本（当該試験成績書の原本の提示があった場合には、当該試験成績書の写し）

(2) (1)の書面の記載事項

(イ) (1)(イ)の書面には、当該証明が真正なものであることを確認できるよう、製作者の名称及び所在地、車台番号並びに署名者の氏名、職名、所属、連絡先の電話番号及びファクシミリ番号を明記したものであること。

(ロ) (1)(ハ)の書面の様式は、「新型自動車の試験方法について」(昭和46年10月20日自動車第669号)の各試験項目毎に規定されている試験成績書の様式とする。また、試験計測データ、試験を実施した自動車と当該検査に係る自動車の構造・装置が同一であることが確認できる写真（試験実施前）及び試験実施後の構造・装置の状況が確認できる写真が添付されていること。

(3) 書面の審査にあたっては、次により判断すること。

(イ) (1)(イ)の書面について

(a) 技術基準と同等とされている外国基準への適合性が記載されており、かつ、その記載に係る証明が真正なものと判断できる場合には、当該検査に係る自動車が保安基準に適合していると判断する。

(b) 技術基準と同等とされている外国基準への適合性が記載されていない場合、又は技術基準と同等とされている外国基準以外への適合性が記載されている場合には、当該自動車が保安基準に適合していないと判断する。

(ロ) (1)(ハ)の書面について

(a) 3-11-3について

試験を実施した自動車が技術基準に規定する判定基準に適合しており、かつ、当該検査に係る自動車が3-11-3(1)の規定（この場合において、「指定自動車等」とあるのは「試験を実施した自動車」と読み替えるものとする。）に適合する場合には、該当する保安基準に適合していると判断する。

(b) 3-12-6について

試験を実施した自動車が技術基準に規定する判定基準に適合しており、かつ、当該検査に係る自動車が3-12-6(1)の規定（この場合において、「指定自動車等」とあるのは「試験を実施した自動車」と読み替えるものとする。）に適合する場合には、該当する保安基準に適合していると判断する。

(c) 3-12-8について

試験を実施した自動車が技術基準に規定する判定基準に適合しており、かつ、当該検査に係る自動車が3-12-8(1)の規定（この場合において、「指定自動車等」とあるのは「試験を実施した自動車」と読み替えるものとする。）に適合する場合には、該当する保安基準に適合していると判断する。

2-2-7 「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日付け自審第1252号。以下「自動車型式認証実施要領」という。）別添2 新型自動車等取扱要領により国土交通大臣から審査結果及び資料の送付された自動車の新規検査及び予備検査は、これらの資料を参考として審査するものとする。

2-2-8 「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日付け自審第 1255 号。以下「輸入自動車特別取扱制度」という。）による輸入自動車特別取扱届出済書等の資料の提出があった自動車の新規検査及び予備検査は、提示された現車と輸入自動車特別取扱届出済書に記載されている型式の自動車との同一性を確認のうえ、これらの資料を参考として審査するものとする。

2-2-9 「改造自動車等の取扱いについて」（平成 7 年 11 月 21 日自技第 239 号。以下「改造自動車等の取扱いについて」という。）記 2.（2）の試作車及び（3）の組立車の審査は、提示のあった改造自動車等審査結果通知書（写しをもって代えることができる。）、外観図、改造部分詳細図及びその他必要となる資料を参考として審査するものとする。

2-2-10 基準緩和の認定を受けた自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査は、基準緩和認定書（写しをもって代えることができる）及びその他必要となる資料を参考として審査するものとする。

2-2-11 爆発性液体を運送するタンク自動車にあっては、そのタンクについて消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条第 5 項の市町村長等の行う完成検査に合格したことを証する書面（以下「タンク証明書」という。）を参考として審査するものとする。

2-2-12 保安基準第 54 条の規定により臨時乗車定員が定められたことを事由とする新規検査の申請がある場合には、「自動車運送事業等運輸規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の施行について（依命通達）」（昭和 36 年 4 月 10 日自総第 246 号）により地方運輸局長が交付した「臨時乗車定員を定めた旨を証する書面」又はその写しを参考として審査するものとする。

2-3（改造自動車）

「改造自動車等の取扱いについて」記 2.（1）の改造自動車の審査は、この規程の定めるところによるほか、別添 1「改造自動車審査要領」により実施するものとする。

2-4（並行輸入自動車）

「並行輸入自動車取扱要領について」（平成 9 年 3 月 31 日自技第 61 号）別添「並行輸入自動車取扱要領」（以下「並行輸入自動車取扱要領」という。）第 1 の並行輸入自動車の審査は、この規程の定めるところによるほか、別添 2「並行輸入自動車審査要領」により実施するものとする。

2-5（審査結果通知書の記載事項等）

2-5-1 継続検査にあっては検査票 1 を用い、新規、予備及び構造等変更検査にあっては検査票 1 及び自動車検査票（様式 2）（以下「検査票 2」という。）を用いるものとする。

2-5-2 検査票 1 及び検査票 2 は、次により記載するものとする。

- (1) ボールペン等容易に消すことができないものを用いて記載する。
- (2) 記載を行おうとする欄に文字等の記載されているものについては、該当する事項について「○」で囲むことにより記載する。
- (3) 記載事項を変更、訂正又は抹消するときは、不用の記載事項を「-」をもって抹消し、押印等を行う。
- (4) 検査票 1 及び検査票 2 を表裏で用いる場合は、重複する事項は検査票 1 のみ記載することで足りることとする。

2-5-3 検査票 2 の初度登録年月欄は、次により記載するものとする。

(1) 登録の対象である自動車

自動車が初めて登録された日の属する年及び月の数を初度登録年月とし、不明のものは「 - 」とする。ただし、自動車が初めて登録された日の属する年及び月の数のうち月の数の不明のものは年のみとする。また、未登録車にあっては、当該欄に「 / 」を記入する。

(2) 二輪の小型自動車

初度検査年（初めて検査証の交付された日の属する年及び月の数）を初度登録年月欄に記載し、不明のものは「 - 」とする。ただし、初めて検査証の交付された日の属する年及び月の数のうち月の数の不明のものは年のみとする。また、初めて検査を受けるものにあっては、当該欄に「 / 」を記入する。

2 - 5 - 4 検査票 2 の車名欄及び型式欄は、次により記載するものとする。

(1) 自動車型式認証実施要領別添 2 新型自動車等取扱要領についてにより通知された型式の自動車は通達された車名及び型式

(2) 試作車（自動車の製作を業とする者が研究、開発等の用に供するため製作したものをいう。）にあつては、当該自動車製作者の定める車名及び型式

ただし、車名又は型式を定めていないときは、該当欄に「試作」

(3) 組立車（自動車の製作を業とする者以外の者が自動車の部品等を使用して組立てたものをいう。）にあつては「組立」

(4) 「改造自動車審査要領」記 3.（1）から（9）までに該当する改造を行った自動車（「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」（平成 10 年 3 月 23 日自技第 60 号）別添標準改造要領による改造を行った自動車を除く。）にあつては、改造前の車名及び改造後の型式（改造前の型式に「改」と付記したものとする）。

(5) 「輸入自動車特別取扱制度」により輸入自動車特別取扱届出済書が提出された型式の自動車は、当該届出済書に記載された車名及び型式

(6) 「並行輸入自動車審査要領」に基づき提出された資料を参考に検査された自動車であつて、同要領でいう届出車と同一又は関連有りとして判断した自動車にあつては、その届出車の車名及び型式（型式については、届出車の排出ガス識別記号を除き、型式の前後に「 - 」を付すものとする。）。ただし、届出車と関連ありと判断した自動車であつて、原動機の型式が異なる場合でその届出車の型式が原動機の識別記号を含んでいる場合には、当該識別記号を搭載されている原動機の識別記号に置き換えて記載する。

(7) 前 6 号以外の自動車にあつては、現に存する車名及び型式。ただし、車名又は型式が不明のときは、該当欄に「不明」

2 - 5 - 5 検査票 2 の自動車の種別欄は、「普通」、「小型」又は「大型特殊」のいずれかを「○」で囲むことにより記載するものとする。なお、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取り外し、又は取り替えて使用できる自動車については、当該装置等を取り付け、又は取り替えた状態のうちの諸元が最大となる場合の種別を記載するものとする。

2 - 5 - 6 検査票 2 の用途欄は、(2)の区分により(1)のいずれかを「○」で囲むことにより記載するものとする。

(1) 用途欄には、乗用自動車等にあつては「乗用」、乗合自動車等にあつては「乗合」、貨物自動車等にあつては「貨物」、特種用途自動車等にあつては「特種」並びに大型特殊自動車にあ

っては「 - 」とする。さらに、貸渡乗用自動車、貸渡乗合自動車、貸渡貨物自動車及び貸渡特種用途自動車にあつては「貸渡」、幼児専用乗用自動車及び幼児専用乗合自動車にあつては「幼児専用」並びに建設機械にあつては「建設機械」とする。

(2) 用途の定義は「自動車の用途等の区分について」(昭和35年9月3日自車第452号)による区分による。なお、次に掲げるような自動車は保安基準第1条第1項第13号の公共用応急作業自動車として取り扱うものとする。

(イ) 電気事業、ガス事業において危険防止のための応急作業に使用する自動車

(ロ) 「移動無線車の緊急自動車の取扱いについて」(昭和34年自車第165号)による移動無線自動車

(ハ) 「水防用自動車の緊急自動車の取扱について」(昭和35年自車第523号)による水防用自動車

(ニ) 「鉄道事業または軌道事業において使用する自動車を緊急自動車として指定することについて」(昭和40年鉄総第413号の3)により指定を受けた自動車

(ホ) 「高速自動車国道等における日本自動車連盟作業車の緊急自動車の取扱いについて」(昭和48年3月22日自車第188号)における応急作業に使用する自動車

2-5-7 検査票2の自家用・事業用の別欄は、「自家用」又は「事業用」のいずれかを「○」で囲むことにより記載するものとする。

なお、予備検査においては、事業用としての適否について記載するものとする。

2-5-8 検査票2の車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。

自動車の種類		車 体 の 形 状
用途 大型 特殊 自動車 以外の 自動車	乗車定員10人以下の乗用自動車	「箱型」「幌型」「ステーションワゴン」「オートバイ」「側車付オートバイ」「三輪箱型」「三輪幌型」
	乗車定員11人以上の乗合自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「リヤーエンジン」「アンダーフロア」
	貨物自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」「トラクタ」「三輪トラクタ」「ボンネット(トラクタ)」「キャブオーバ(トラクタ)」「バン(トラクタ)」「三輪トラック(トラクタ)」「三輪バン(トラクタ)」「セミトレーラ」「フルトレーラ」「ドリー付トレーラ」「バンセミトレーラ」「バンフルトレーラ」「ドリー付バントレーラ」「ダンプセミトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「コンテナセミトレーラ」「コンテナフルトレーラ」「コンテナ専用車」「コンテナ専用車(トラクタ)」「荷台昇降車」

特種用途自動車	「救急車」「消防車」「警察車」「臓器移植用緊急輸送車」「保線作業車」「検察庁車」「緊急警備車」「防衛庁車」「電波監視車」「公共応急作業車」「護送車」「血液輸送車」「交通事故調査用緊急車」「給水車」「医療防疫車」「採血車」「軌道兼用車」「図書館車」「郵便車」「移動電話車」「路上試験車」「教習車」「霊柩車」「広報車」「放送中継車」「理容・美容車」「粉粒体運搬車」「粉粒体運搬車（トラクタ）」「タンク車」「現金輸送車」「アスファルト運搬車」「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「冷蔵冷凍車（トラクタ）」「活魚運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」「糞尿車」「ボートトレーラ」「オートバイトレーラ」「スノーモービルトレーラ」「患者輸送車」「車いす移動車」「消毒車」「寝具乾燥車」「入浴車」「ボイラー車」「検査測定車」「穴掘健柱車」「ウインチ車」「クレーン車」「くい打車」「コンクリート作業車」「コンベア車」「道路作業車」「梯子車」「ポンプ車」「コンプレッサー車」「農業作業車」「クレーン用台車」「空港作業車」「構内作業車」「工作車」「工業作業車」「レッカー車」「写真撮影車」「事務室車」「加工車」「食堂車」「清掃車」「電気作業車」「電源車」「照明車」「架線修理車」「高所作業車」「キャンピング車」「放送宣伝車」「キャンピングトレーラ」
大型特殊自動車	「ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」「ロード・ローラ」「グレーダ」「ロード・スタビライザ」「スクレーパ」「ロータリ除雪自動車」「アスファルト・フィニッシャ」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパー」「ダンパ」「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」「ボール・トレーラ」

注 1 . 特種用途自動車及び大型特殊自動車で二輪又は三輪のものにあつては、その旨（例 二輪、三輪）を付記すること。

2 . 特種用途自動車でセミトレーラ、フルトレーラ又はドリー付トレーラのものにあつては、その旨（例。○セミトレーラ、○○フルトレーラ、ドリー付○○トレーラ）を付記すること。

2 - 5 - 9 検査票 2 の乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。ただし、保安基準第 55 条に基づく基準緩和の認定を受けた国際海上コンテナを輸送する自動車にあつては、「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被けん引自動車等の改造等の取扱いについて（依命通達）」（平成 10 年 3 月 31 日自技第 61 号）に定めるところによるものとする。

- (1) 折畳式座席又は脱着式座席（脱着して使用することを目的とした座席であり、工具等を用いることなく、容易に脱着ができ、かつ、確実に装着ができる構造の座席をいう。以下同じ。）を有する乗用自動車にあっては、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び車両総重量を記載する。
- (2) 折畳式座席又は脱着式座席を有する貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し物品積載装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量を記載するほか、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量を括弧書で附記する。
- (3) 幼児専用車にあっては、乗車定員欄に乗車定員を「大人定員＋小人／１．５」の例により記載し、車両総重量欄には車両重量、最大積載量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量（1kg 未満は切り捨てる。）の総和を記載する。

この場合において、「大人定員」とは 12 才以上の者の乗車定員をいい、「小人定員」とは 12 才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。

- (4) けん引自動車であって第五輪荷重を有する自動車（次の各号に該当する場合を除く。）については、最大積載量欄に 3 - 42 により算出したけん引重量を、3 - 41 - 2 により算出した第五輪荷重を括弧書で、車両総重量欄に車両重量、けん引重量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和を、車両重量、第五輪荷重及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和を括弧書で次の例により記載する。

（例）

		車体の形状	
		ト ラ ク タ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
3〔3〕人	53650〔8500〕kg	4810 kg	58625〔13475〕kg
長さ	幅	高さ	
553 cm	244 cm	282 cm	

備考

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

- (5) けん引自動車であって第五輪荷重のほかに積載量を有する自動車については、最大積載量欄に 3 - 41 - 2 により算出した第五輪荷重と積載量の合計を、備考欄にその内訳及び 3 - 42 により算出したけん引重量を、次の例により記載する。

（例）

		車体の形状	
		ト ラ ク タ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量

3人	8000 kg		6990 kg	15155 kg
長 さ	幅	高 さ		
553 cm	244 cm	282 cm		

備考

最大積載量内訳、第五輪荷重 6750 K G、積載量 1250 K G、けん引重量 36680 K G

(6) 自動車の最大積載量は、3 - 41 (3 - 41 - 3、3 - 41 - 4、3 - 41 - 5、3 - 41 - 7 及び 3 - 41 - 8 を除く。) により算定した値を次の数値により記載する。

100 から 5,000 までは 50 毎、5,000 を超える場合は 100 毎 (単位は kg)

2 - 5 - 10 検査票 2 の車両重量欄は、空車状態 (脱着式座席を有する自動車にあっては、座席をすべて取り付けた状態をいう。以下同じ。) における自動車の重量を記載するものとする。

2 - 5 - 11 検査票 2 の長さ欄、幅欄及び高さ欄は、3 - 1 - 1 により計測した数値を記載するものとする。

ただし、セミトレーラの長さについては、当該セミトレーラの最も前方及び後方の部分について 3 - 1 - 1 (1) の規定に基づき測定した数値を記載するものとする。また、3 - 1 - 1 (1) の規定に基づき測定を行った場合であって、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が自動車登録番号標、車両番号標又は字光式自動車登録番号標用照明用具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で 3 - 1 - 1 (1) の規定に基づき測定した数値を記載するものとする。

2 - 5 - 12 作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取り外し、又は取り替えて使用できる自動車については、次の例により検査票 2 に記載するものとする。なお、軸重欄は、当該附属装置等を装着した状態のうちの最も重い数値を記載するものとし、付属装置名についても記載するものとする。

(例)

		車体の形状	
		ト ラ ク タ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
1 [1] 人	- kg	5700 [7460] kg	5755 [7515] kg
長 さ	幅	高 さ	
[590]	[249]	[315]	
518 cm	213 cm	274 cm	

備考

* 附属装置 * バックホー

2 - 5 - 13 検査票 2 の燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「L P G」、「灯油」、「電気」、「ガソリン / L P G」、「ガソリン / 灯油」、「メタノール」、「C N G」又は「その他」のいずれかを記載するものとする。

2 - 5 - 14 検査票 2 の総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記載するものとする。

- (1) 総排気量は、単位をリットルとし、小数点第 3 位以下を切り捨てるものとする。ただし、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）でその総排気量が 0.251 リットルから 0.259 リットルまでのもの及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車で総排気量が 0.661 リットルから 0.669 リットルまでのものにあつては、それぞれ 0.26 リットル及び 0.67 リットルとする。

この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を 3.14 とし、内径及び行程について 1/10 ミリメートル未満を切り捨てた値とする。

- (2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第 2 位以下を切り捨てる。

2 - 5 - 15 検査票 2 の軸重欄は、3 - 2 - 1 により計測した数値を当該箇所欄に記載するものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても以下の例により備考欄に記載するものとする。

(例)

備考
車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 前前軸重 1,220 K G、 後前軸重 2,020kg、後後軸重 2,020 K G

2 - 5 - 16 検査証の備考欄への記載が必要な下表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票 2 の備考欄に記載するものとする。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載するものとする。

記載を要する自動車	記 載 事 項	記 載 例
1 . 規則第 52 条各号の一に掲げる処分を受ける自動車	処分年月日 処分の内容 附した制限	認定年月日 平成 13 年 7 月 1 日 北海道運輸局 123 号 緩和事項「長さ」 緩和制限「自動車の後面及び運転者 席には、長さを表示すること。」
2 . 保安基準第 32 条第 1 項の規定により地方運輸局長の指定を受けた自動車	指定内容 指定年月日	前照灯の取付位置 関整車第 123 号 平成 13 年 7 月 1 日

3 . 保安基準第 56 条第 4 項 の規定により国土交通大臣 の認定を受けた自動車	認定内容 認定年月日	大臣認定 メタノール自動車 国自審第 234 号 平成 13 年 1 月 15 日
4 . ワンマンバスの構造要件 の適用緩和を受けた自動車	緩和内容	ワンマンバス構造要件の適用緩和 近運事第 345 号 平成 13 年 10 月 1 日乗降口
5 . タンク自動車	積載物品名 最大積載容積 比重又は定数	品名 第一石油類 容積 5000 L 比重 0 . 75
5 - 1 . 荷台に危険物のタン クを固定し、かつ、タンク 以外に積載量を有する自動 車	タンクに積載する物品名 及び積載量の内訳	品名 灯油 容積 250 L 比重 0 . 80 積載量内訳 タンク 200 K G 荷台 300 K G
5 - 2 . 危険物運搬用タンク 車であって、積載の組合せ が多数あり、備考欄に記載 することができない自動車	積載の組合せが備考欄以 外にある旨	積載の組合せは、設置許可書等によ る
6 . 被けん引自動車	けん引自動車の車名及び 型式	けん引車 日野 P - A A
6 - 1 . 被けん引自動車であ って、次の各号に掲げるもの (1) 第五輪荷重が相違す る複数のけん引自 動車でけん引され るもの (2) 基準緩和を受けてい る自動車であって、速 度制限装置が装着され ているけん引自動車 でけん引されるもの	第五輪荷重が分担する荷 重 けん引自動車に速度制限 装置が装着されている旨 保安基準適合性の検討条 件 運行時の最高速度 50km/h 超 60km/h 以下 の場合 運行時の最高速度	第五輪荷重 7690 K G 以上 けん引車の全型式に速度制限装置付 又は運輸 W - A A、運輸 W - A B に は速度制限装置付 運行時の最高速度は 60km/h 以下で検 討 運行時の最高速度は 50km/h 以下で検

(3) けん引自動車の型式が「不明」のもの	50km/h 以下の場合 けん引自動車の型式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記	討 フォード 不明 (A B D E 1234)
7 . 基準緩和を受けているけん引自動車	速度制限装置の装着の有無及びその設定速度	速度制限装置付 最高速度 60km/h 以下 速度制限装置なし
8 . 4 軸を超える自動車	軸重	第 5 軸重 8500 K G
9 . 燃料の種類欄に「その他」と記載した自動車	燃料の種類	燃料 水素
9 - 1 . メタノールを燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) メタノールとガソリン等を混合したものを燃料とするもの (2) 補助燃料としてガソリン又は軽油を使用するもの (3) ガソリン併用式のもの (4) 通常はメタノールとガソリンの混合物を使用し、ガソリンのみも使用可能なもの	メタノールとガソリン等を 85 : 15 の比率で混合したもの (M 85) を燃料とする旨 メタノール (M 100 又は M 85) を主燃料とし、補助燃料としてガソリン又は軽油を使用する旨 ガソリンを併用することが可能である旨 通常はメタノールとガソリンを併用し、ガソリンのみも使用することができる旨	燃料 メタノール (M 85) 燃料 主 メタノール (M 100 又は M 85) 補助 ガソリン又は軽油 燃料 メタノール・ガソリン併用 燃料 メタノール・ガソリン混合物 (混合率可変)
9 - 2 . C N G を燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) ガソリン併用式のもの (2) 軽油を着火燃料とするもの	ガソリンを併用することが可能である旨 C N G を燃料とし、軽油を着火燃料とする旨	燃料 C N G ・ガソリン併用 燃料 主 C N G 補助 軽油
9 - 3 . 軽油を燃料とする自動車であって、廃食用油燃料を使用するもの	廃食用油燃料を併用使用している旨	燃料 廃食用油燃料併用
9 - 4 . ハイブリッド自動車		

であって、次の各号に掲げるもの (1) 電気式のもの (2) 蓄圧式のもの	電気式のハイブリッド自動車である旨 蓄圧式のハイブリッド自動車である旨	ディーゼル・電気式ハイブリッド自動車 ディーゼル・蓄圧式ハイブリッド自動車
10. 臨時乗車定員が定められた自動車	臨時乗車定員	臨時乗車定員 108 名
11. 使用者の名義が複数の自動車	共同使用者の氏名又は名称及び住所	共同使用者の氏名、住所 運輸太郎、東京都千代田区霞ヶ関 2 - 1 - 3
12. 緊急自動車 (用途区分通達 4 - 1 - 1 の自動車を除く。)	緊急自動車である旨	緊急自動車
13. 道路維持作業用自動車	道路維持作業用自動車である旨	道路維持作業用自動車
14. 2 - 5 - 4 (4) の適用を受ける改造自動車	改造された装置名 改造通知書番号 改造通知年月日	改造内容 操縦装置 北整車第 123 号 平成 7 年 11 月 24 日
14 - 1. 走行装置としてゴム履帯を有する自動車	ゴム履帯装着時の諸元を示す旨	括弧内はゴム履帯装着時を示す
15. 並行輸入自動車等であって、製作年月を初度登録年月で判定することが困難なもの	排出ガス規制の適合年又は製作年月	53 年度排出ガス規制適合 製作年月 平成 7 年 10 月
16. 職権打刻をした自動車 (打刻届出に係る位置に打刻した場合を除く。)	車台番号打刻位置 シリアル番号を有する場合のシリアル番号 原動機型式打刻位置	車台番号打刻位置 右側前輪ストラットハウジング上面 A B S D E F G H 123456789 原動機型式打刻位置 シリンダブロック上面左側前部
17. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和 42 年法律第 131 号)」に定める土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ自動車	土砂等を運搬しない旨	積載物品は土砂等以外のものとする。

18．熱害対策装置等を有する自動車であって、次の各号に掲げるもの（並行輸入自動車等、諸元表等による識別が困難なものに限る。） （１）断続器の形式が接点式のため熱害対策装置等の装着が必要なもの （２）断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果によりＯＢＤ システムを備えていることが確認されたもの （３）断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果により失火検知システムを備えていることが確認されたもの （４）公的試験機関の試験結果により保安基準第 31 条第 14 項第 3 号ただし書き中「異常温度以上に上昇することを防止する装置」に該当することが確認されたもの	断続器の形式が接点式である旨 ＯＢＤ システムを備えている旨 失火検知システムを備えている旨 燃料カット方式の異常温度上昇防止装置を備えている旨	接点式 接点式、ＯＢＤ 接点式、失火警報 接点式、異常温度上昇防止システム搭載車（燃料カット方式）
19．公的試験機関の試験結果により保安基準第 31 条の 2 の基準に適合するすることが確認された自動車	ＮＯ×低減装置が装着されている旨	ＮＯ×低減装置付
20．平成 10 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車	騒音規制に適合している旨	平成 10 年騒音規制車
21．車いすを車体に固定することができる装置を有する	車いすを固定するための装置を有する旨	車いす固定装置付（１基）

自動車（車いす専用のスペースを有するものに限る。）		
22. 用途区分通達 4 - 1 - 1 及び 4 - 1 - 2 に掲げる自動車	使用者を変更した場合において、変更後の使用者の事業等が変更前の使用者の事業等と異なる場合には、当該自動車の用途及び車体の形状が変更となる場合がある旨	この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当
23. 用途区分通達 4 - 1 - 3（3）及び（4）に掲げる自動車（24. に掲げる場合を除く。）	平成 13 年から施行される構造要件が適用される旨	平成 13 年特種構造要件適用車
24. 用途区分通達 4 - 1 - 3（4）に掲げる自動車のうちのキャンピング車	平成 15 年から施行される構造要件が適用される旨	平成 15 年特種構造要件適用車

2 - 5 - 17 保安基準第 1 条の 3 ただし書きの規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、次の各号により判断を行った場合は通知書の備考欄にその旨を記載するものとする。

- (1) 第 15 条第 1 号の 2 への適合性を 3 - 11 - 4 により判断を行った場合
- (2) 第 18 条第 2 項への適合性を 3 - 12 - 7 により判断を行った場合
- (3) 第 18 条第 3 項への適合性を 3 - 12 - 9 により判断を行った場合

2 - 5 - 18 指定自動車（自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号。以下「自動車 NOx 総量削減法」という。）第 11 条第 1 項の指定自動車をいう。以下本項及び 3 - 21 の 2 において同じ。）及び特種自動車であって乗用車を基本とした自動車については、第 31 条の 2 の規定に係る適合性等について判断したときは、「NOx 適合」、「NOx 不適合」又は「NOx 対象外自動車」（特種自動車であって乗用車を基本としたものにあっては、「NOx 対象外特種自動車」）のいずれかを検査票 2 の備考欄に記載するものとする。

2 - 6（審査結果の通知）

2 - 6 - 1 審査の結果、自動車の構造及び装置が保安基準の規定に適合すると認めた場合については、検査票 1 又は検査票 2 の審査結果通知欄の該当する箇所に押印等を行い、審査依頼元に通知するものとする。

2 - 6 - 2 審査の結果、自動車の構造又は装置が保安基準の規定に適合しないと認めたときは、当該項目を「○」で囲む等により保安基準に適合しない部分及び不具合の状況が容易に分かるように記載し審査依頼元に通知するものとする。

なお、この場合においては、当該自動車の受検者につとめてその理由を知らせるものとする。

2 - 6 - 3 構造又は装置が保安基準の規定に適合しないと認めた自動車が、再審査の結果保安基準に適合すると認めるに至ったときは、適合しない旨の記載を抹消することなく、該当欄の当該構造

又は装置を審査した者が押印等を行うとともに、検査票 1 又は検査票 2 の審査結果通知欄の該当する箇所に押印等を行い、審査依頼元に通知するものとする。

2 - 6 - 4 審査の結果、当該自動車に次に掲げる事例のように明らかに危険な状態で運行されると認められるときは、法第 71 条の 2 第 1 項に規定する当該自動車の使用を停止する必要があると認める場合として、検査票 1 の備考欄に朱書きにより記載し、国に通知するものとする。

- (1) ロッド及びアーム類の脱落等かじ取り装置の著しい損傷
- (2) ブレーキ系統が失陥している等による制動能力の著しい不足
- (3) 燃料ホース・燃料パイプの切損、容易に修復できない燃料タンクの亀裂等による燃料装置からの著しい燃料漏れ

2 - 7 (車台番号等の打刻作業等)

2 - 7 - 1 審査等の際、法第 32 条の各号に該当する自動車については、国にその旨を連絡するものとする。

2 - 7 - 2 国から職権による打刻作業の依頼があった場合は、その依頼事項に基づき適切な場所に打刻し、その結果を国に通知するものとする。

2 - 8 (出張検査)

出張検査にあつては、この規程の定めるところによるほか、別添 3 「出張検査実施要領」により実施するものとする。

2 - 9 (街頭検査)

街頭検査にあつては、この規程の定めるところによるほか、別添 4 「街頭検査実施要領」により実施するものとする。

第 3 章 自動車の審査 (技術関係)

〔構造に関する検査〕

3 - 1 (長さ、幅及び高さ)

3 - 1 - 1 自動車の長さ、幅及び高さは、直進姿勢にある自動車を水平かつ平坦な面 (以下「基準面」という。) に置き巻尺等を用いて次の各号の寸法を計測した値 (単位は cm とし、1 cm 未満は切り捨てるものとする。) とする。

- (1) 長さについては、自動車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離
- (2) 幅については、自動車の最も側方にある部分 (大型特殊自動車又は小型自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ及びディスクホイール並びにこれに付随して回転する部分を除く。) を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離
- (3) 高さについては、自動車の最も高い部分と基準面との距離

3 - 1 - 2 保安基準第 2 条第 1 項第 4 号の「車体外に取り付けられた後写鏡」及び「第 44 条第 3 項の装置」は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。

3 - 1 の 2 (最低地上高)

自動車の接地部以外の部分と地面との間の間げき (以下「地上高」という。) が次の各号の一に該当する場合は、保安基準第 3 条の基準に適合するものとする。

- (1) 法第 75 条第 1 項の規定により型式について指定を受けた自動車、「自動車型式認証実施要領について (依命通達)」 (平成 10 年 11 月 12 日付け自審第 1252 号) 別添 2 の新型自動車

等取扱要領により新型自動車の審査を受け保安基準に適合すると認められた自動車（以下「指定自動車等」という。）と同一と認められる自動車

- (2) 普通自動車及び小型自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、二輪の自動車を除く。）であって車両総重量が 2.8 トン以下のもの、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、二輪の自動車を除く。）であって車両総重量が 2.8 トンを超えるもの及び軽自動車（二輪の自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）であって、最低地上高が小さくなるような改造がされた自動車については、(イ)の測定条件で測定した場合において、測定値が(ロ)の基準を満たす自動車

(イ) 測定条件

地上高は、次の方法により求めるものとする。

- (a) 測定する自動車は、空車状態とする。
- (b) 測定する自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。
- (c) 車高調整装置が装着されている自動車にあつては、標準（中立）の位置とする。ただし、車高調整装置が装着されている自動車にあつては、車高を任意の位置に保持することができる車高調整装置にあつては、車高が最小となる位置と車高が最大となる位置の中間の位置とする。
- (d) 測定する自動車を舗装された平面に置き、地上高を巻き尺等を用いて測定する。
- (e) 測定値は、1 cm 未満は切り捨てセンチメートル単位とする。

(ロ) 測定値の判定

(イ)により求めた地上高は、(a)から(c)の基準をそれぞれ満足していること。

ただし、自動車の接地部以外の部分と路面等が接触等した場合に、自動車の構造及び保安上重要な装置が接触等の衝撃に十分耐える構造のもの、又は自動車の構造及び保安上重要な装置を保護するための機能を有するアンダーカバー等が装着されている構造のものにあつては、当該部位の地上高は次の(a)及び(b)の基準を満足しておればよいものとする。

この場合において、上記ただし書きの「衝撃に十分耐える構造」及び「アンダーカバー等が装着されている構造」の自動車における当該構造を有する部位の地上高にあつては、(a)の数値は 5 cm 以上と読み替えて適用する。

なお、地上高を測定する際は、次に掲げる自動車の部分を除くものとする。

- a) タイヤと連動して上下するブレーキ・ドラムの下端、緩衝装置のうちのロア・アーム等の下端
- b) 自由度を有するゴム製の部品
- c) マッド・ガード、エアダム・スカート、エア・カット・フラップ等であつて樹脂製のもの

- (a) 自動車の地上高（全面）は、9 cm 以上であること。
- (b) 軸距間に位置する自動車の地上高は、次式により得られた値以上であること。

$$H = W b \cdot 1 / 2 \cdot \sin 2^{\circ} 20' + 4$$

- (c) 前輪より自動車の前方又は後輪より自動車の後方に位置する自動車の地上高は、次式により得られた値以上であること。

$$H = O b \cdot \sin 6^{\circ} 20' + 2$$

ただし、各記号の意味は次のとおりとする。

H : 自動車の地上高 (cm)

W b : 軸距 (cm)

多軸を有する自動車にあっては、隣接軸距のうち最大のものとする。

O b : 前軸 (多軸を有する自動車にあっては、一番前方にある軸) から自動車の前方の地上高を測定しようとする位置と前軸の中心線との距離又は後軸 (多軸を有する自動車にあっては、一番後方にある軸) から後方の地上高を測定しようとする位置と後軸の中心線との距離 (cm)

なお、三角関数正弦の数値は、次の値を用いるものとする。

$$\sin 2^{\circ} 20' = 0.04$$

$$\sin 6^{\circ} 20' = 0.11$$

3 - 2 (軸重等)

3 - 2 - 1 空車状態の自動車の軸重は、はかり (重量計) を用いて各軸ごとに計測した値 (10kg未満は切り捨てるものとする。) とし、輪荷重は軸重をその軸にかかわる輪数で除した値とする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に降下させた状態の軸重についても各軸ごとに計測するものとする。

3 - 2 - 2 積車状態の自動車の軸重及び輪荷重は、次の各号により算出した値とする。

(1) 積載物品又は乗車人員による荷重の作用位置については、次の例による。

(イ) 普通型荷台にあっては荷台床面の中心

(ロ) 船底型荷台にあっては物品積載装置の容積中心

(ハ) コンクリート・ミキサーにあっては積載することのできる最大量を積載した場合の当該積載物品の体積中心

(ニ) タンクを有する物品積載装置にあっては積載することができる最大量を積載した場合の当該積載物品の体積中心

(ホ) トラクタの第5輪荷重にあっては連結部の中心

(ヘ) コンテナ専用車であって、一对のコンテナ緊締装置を備えたものにあっては、コンテナ緊締装置の作用中心位置。ただし、1個のコンテナを前部及び後部に備えた緊締装置で緊締する方式にあっては、前後の緊締装置の中心位置。二対以上のコンテナ緊締装置を備えたものにあっては、次に示す後車軸からの水平距離の位置。

(二対の場合)

$$a = \frac{A_1 a_1 + A_2 a_2}{A_1 + A_2}$$

ただし、

A₁ : 隣り合う二対のコンテナ緊締装置に囲まれた物品積載装置床面のうち後方の部分の面積

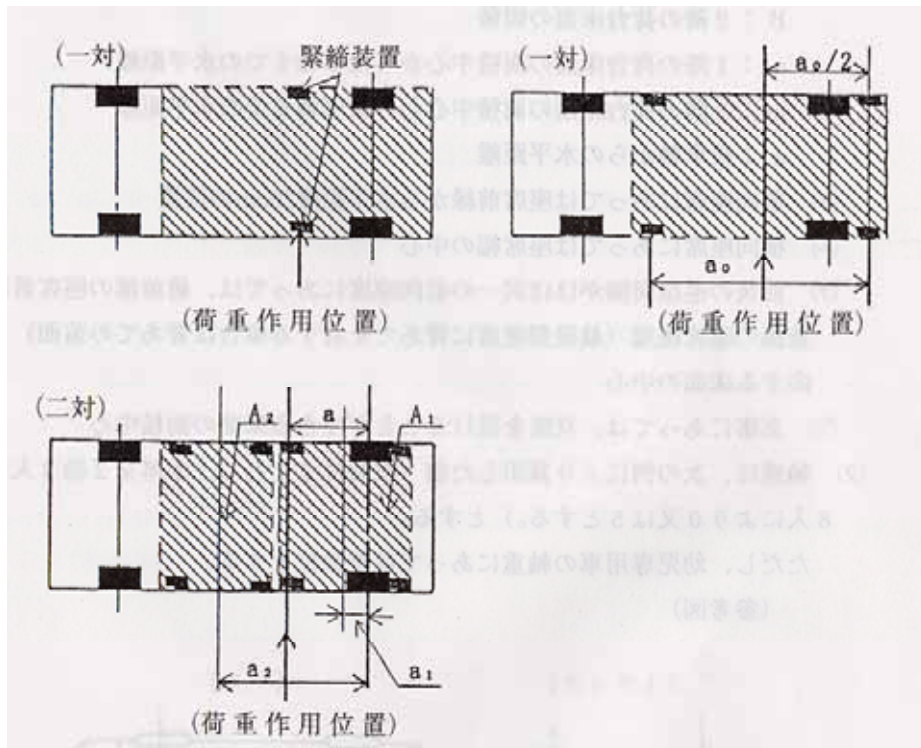
A₂ : 隣り合う二対のコンテナ緊締装置に囲まれた物品積載装置床面のうち前方の部分の面積

a₁ : 隣り合う二対のコンテナ緊締装置に囲まれた物品積載装置床面のうち後方の部分の面積中心から後車軸までの車両中心線に平行な水平距離

a₂ : 隣り合う二対のコンテナ緊締装置に囲まれた物品積載装置床面のうち前方の部分の面積中心から後車軸までの車両中心線に平行な水平距離

a : 後車軸からの水平距離

(参考例)



- (ト) 脱着装置付コンテナ専用車の物品積載装置にあっては、物品積載装置床面の中心。ただし、脱着装置用コンテナを物品積載装置に積載した状態の荷重作用中心位置が製作者等の設計上明確に定められ、かつ、物品積載装置に明確にラベル等でその位置が示されているものにあつては、その位置とすることができる。
- (チ) 低床式トレーラの荷台のうち、連結装置又は後車輪の上部の荷台床面（明らかに物品積載装置と認められるものに限る。）の幅が低床式荷台の床面の幅の3分の2以上ある場合にあつては、当該床面を低床式荷台の床面と等幅とみなした場合の床面の中心
- (リ) 2階式荷台にあつては、次の算式により算出した後車軸からの車両中心線に平行な水平距離の位置

(算式)

$$a = \frac{A a_1 + B a_2}{A + B}$$

ただし

A : 1階の荷台床面の面積

B : 2階の荷台床面の面積

a₁ : 1階の荷台床面の面積中心から後車軸までの水平距離

a₂ : 2階の荷台床面の面積中心から後車軸までの水平距離

a : 後車軸からの水平距離

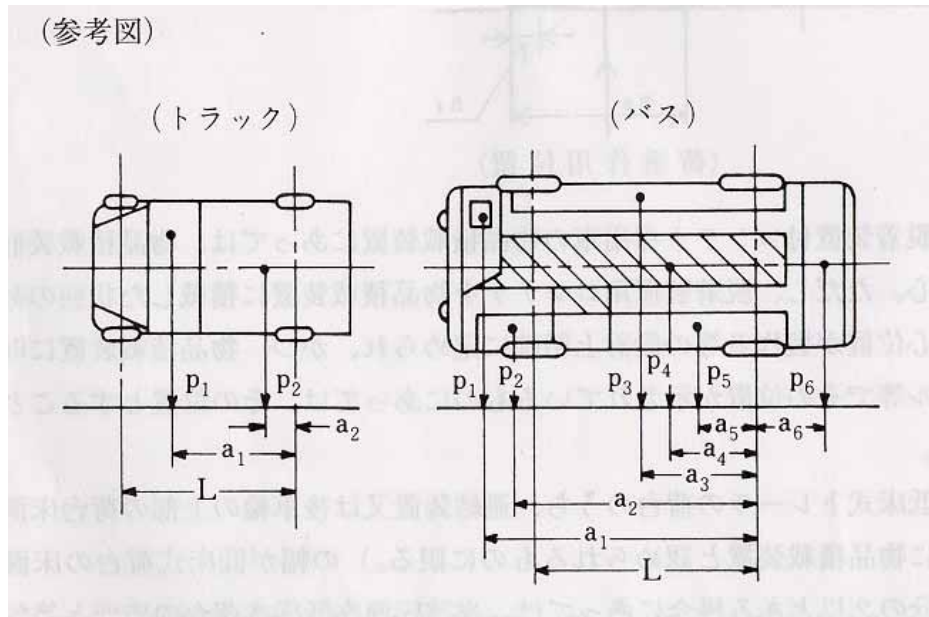
(ヌ) 前向座席にあつては座席前縁から水平距離 20cm の位置

(ル) 横向座席にあつては座席幅の中心

- (ヲ) 前後の座席間隔がほぼ同一の前向座席にあっては、最前部の座席前縁から最後部の座席後端（最後部座席に背あてを有する場合は背あての前面）までに対応する床面の中心
- (ワ) 立席にあっては、立席を設けることができる床面の面積中心
- (2) 軸重は、次の例により算出した値（整数位までとし、末尾を２舎３入又は７舎８入により０又は５とする。）とする。

ただし、幼児専用車の軸重にあっては整数位とする。

（参考図）



（算式）

（例１）（前軸及び後軸がそれぞれ１軸を有する自動車の場合）

$$W_f = w_f + \frac{a_1 p_1 + a_2 p_2 + a_3 p_3 + \dots + a_n p_n}{L}$$

$$W_r = W - W_f$$

ただし

W : 車両総重量

W_f : 積車状態の前軸重

W_r : 積車状態の後ろ軸重

w_f : 空車状態の前軸重

p_1 、 p_2 、 p_3 ... p_n : 積載物品又は乗車人員による荷重（幼児専用車における幼

児一人の荷重は $\frac{55}{1.5}$ kg とする。）

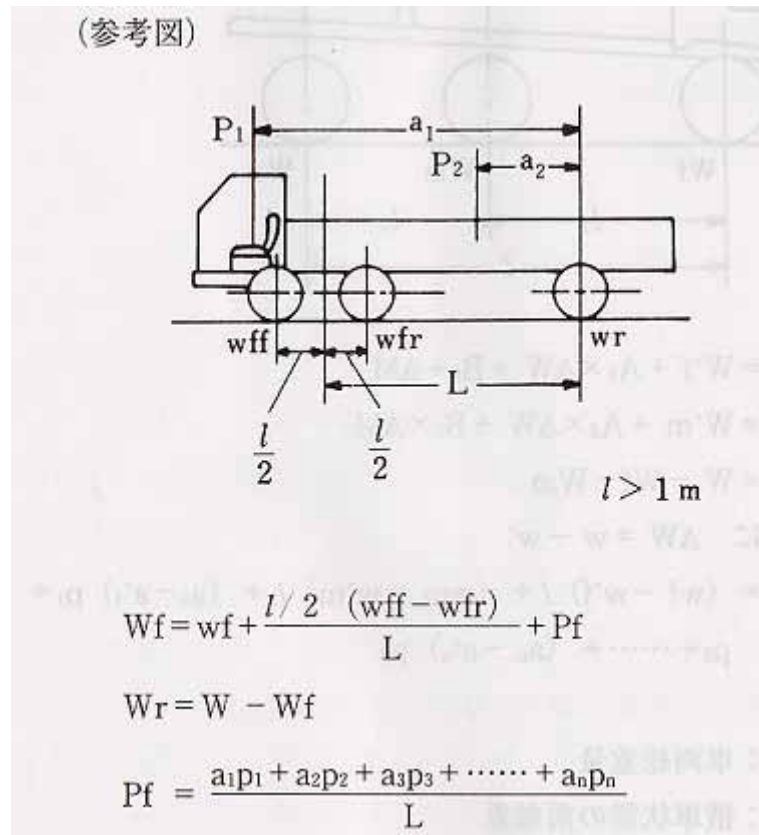
a_1 、 a_2 、 a_3 ... a_n : 荷重 p_1 、 p_2 、 p_3 ... p_n の作用位置から後車軸までの水平距離（荷重の作用位置が、後車軸に対して前車軸と反対の方向にある場合は負の値をとる。）

L : 軸距（直進姿勢にある空車状態の自動車を平坦な面に置いたときの車両中心線上の前後車軸（３軸車等一方の車軸が複軸の場合には、他の一方の車軸と複軸の中心）間の水平距離）

(例2) (各軸独立支持の3軸を有する自動車の場合)

(イ) (前前軸と前後軸の距離が前後軸と後軸の距離より短い自動車)

(参考図)



ただし

W : 車両総重量

W_f : 積車状態における前2軸軸重合計

W_r : 積車状態における後軸重

w_f : 空車状態における前2軸軸重合計

w_{ff} : 空車状態における前前軸重

w_{fr} : 空車状態における前後軸重

w_r : 空車状態における後軸重

l : 空車状態における前2軸間の水平距離

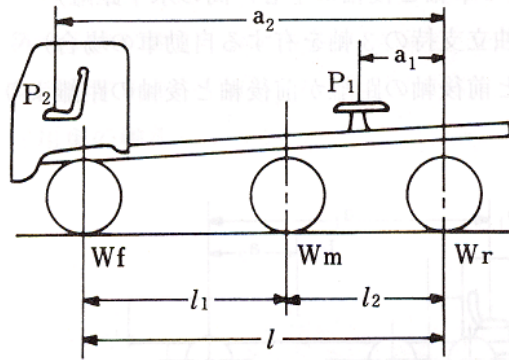
L : 前2軸間の中心と後軸間の水平距離

p_1 、 p_2 、 p_3 ... p_n : 積載物品又は乗車人員による荷重

a_1 、 a_2 、 a_3 ... a_n : 荷重 p_1 、 p_2 、 p_3 ... p_n の作用位置から後軸までの水平距離

(ロ) (前記以外の自動車)

(参考図)



$$W_f = W'_f + A_1 \times \Delta W + B_1 + \Delta M$$

$$W_m = W'_m + A_2 \times \Delta W + B_2 \times \Delta M$$

$$W_r = W - W_f - W_m$$

$$\text{ここに } \Delta W = w - w'$$

$$\Delta M = (w_f - w'_f) l_1 + (w_m - w'_m) l_2 + (a_1 - a'_1) p_1 + (a_2 - a'_2) p_2 + \dots + (a_n - a'_n) p_n$$

ただし

W : 車両総重量

W_f : 積車状態の前軸重

W_m : 積車状態の中軸重

W_r : 積車状態の後軸重

w : 車両重量

w_f : 空車状態の前軸重

w_m : 空車状態の中軸重

p_1 、 p_2 、 p_3 ... p_n : 積載物品又は乗車人員による荷重

a_1 、 a_2 、 a_3 ... a_n : 荷重 p_1 、 p_2 、... p_n の作用位置から後軸中心までの水平距離

l : 前軸中心より後軸中心までの水平距離

l_2 : 中軸中心より後軸中心までの水平距離

W'_f : 標準車の積載物品又は乗車人員による荷重を p_1 、 p_2 、... p_n としたときの前軸重

W'_m : 標準車の積載物品又は乗車人員による荷重を p_1 、 p_2 、... p_n としたときの中軸重

w' : 標準車の車両重量

w'_f : 標準車の空車状態の前軸重

w'_m : 標準車の空車状態の中軸重

a'_1 、 a'_2 ... a'_n : 標準車の積載物品又は乗車人員による荷重の作用位置から後軸中心までの水平距離

A_1 、 B_1 、 A_2 、 B_2 : 懸架装置及び車軸配置による定数とし次式で算出されたものとする。

$$A_1 = \frac{-l_1 l_2 K_r}{l_2^2 K_f + l^2 K_m + l_2^2 K_r}$$

$$B_1 = \frac{l K_m + l_1 K_r}{l_2^2 K_f + l^2 K_m + l_1^2 K_r}$$

$$A_2 = \frac{l_1 l K_r}{l_2^2 K_f + l^2 K_m + l_1^2 K_r}$$

$$B_2 = \frac{l_2 K_r - l_1 K_r}{l_2^2 K_f + l^2 K_m + l_1^2 K_r}$$

ただし

l_1 : 前軸中心より中軸中心までの水平距離

K_f 、 K_m 、 K_r : 前軸、中軸、後軸それぞれのタイヤを含む懸架系の荷重
当り撓み定数

(八) 車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に降下させた状態において(イ)及び(ロ)に準じて算出するものとする。

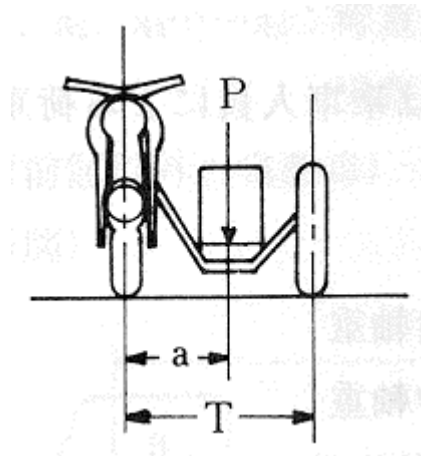
(3) 輪荷重は、前号により算出した軸重をその軸にかかわる輪数で除した値とする。

3 - 2 - 3 車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態において積載し得る重量を搭載した際、その軸重及び輪荷重は、許容限度、タイヤの許容荷重等を満足していることを確認するものとする。

3 - 3 (安定性)

3 - 3 - 1 積車状態における側車付二輪自動車の接地部にかかる荷重は、次の例により算出した値とする。

(参考図)



(算式)

$$W = w + a \cdot p / T$$

ただし、

W : 積車状態における側車輪の接地部にかかる荷重

w : 空車状態における側車輪の接地部にかかる荷重

p : 積載物品又は乗車人員による荷重(側車における物品積載装置又は乗車装置の幅の中心に集中荷重として作用するものとする。)

a : 車両中心線から、荷重 p の作用位置までの最短水平距離

T : 輪距（側車付二輪自動車を平坦な面に置いたときの、車両中心線から側車輪のタイヤ接地部中心点までの最短水平距離。なお、三輪以上の自動車にあつては、直進姿勢にある空車状態の自動車を平坦な面に置いたときの前車輪又は後車輪のそれぞれの左右のタイヤ接地部中心点間の水平距離を車両中心線に直角に測った長さとする。）

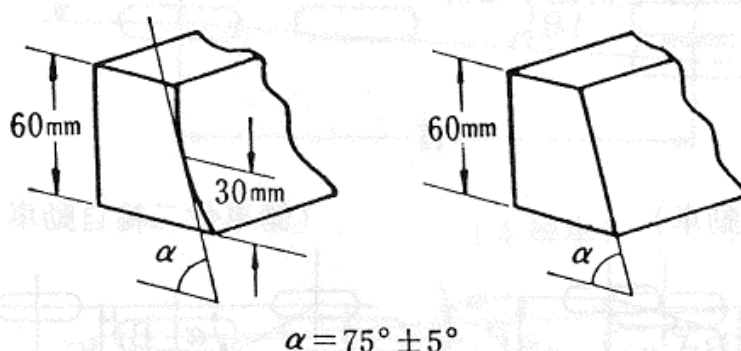
3 - 3 - 2 最大安定傾斜角度は、次の各号により計測又は算出した値とする。

- (1) 傾斜角度測定機を用いて計測する場合にあつては、右側又は左側の前後車輪の外側面を傾斜角度測定機の車輪止めに接して被測定車を傾斜させたとき、反対側のすべての車輪が測定機の踏板を離れる瞬間における、踏板が水平面となす角度（単位は度（°）とし1°未満は切り捨てる。以下本章において同じ。）

なお、空気ばね装置を有する自動車にあつては、レベリングバルブが作動しない状態にして計測を行う。

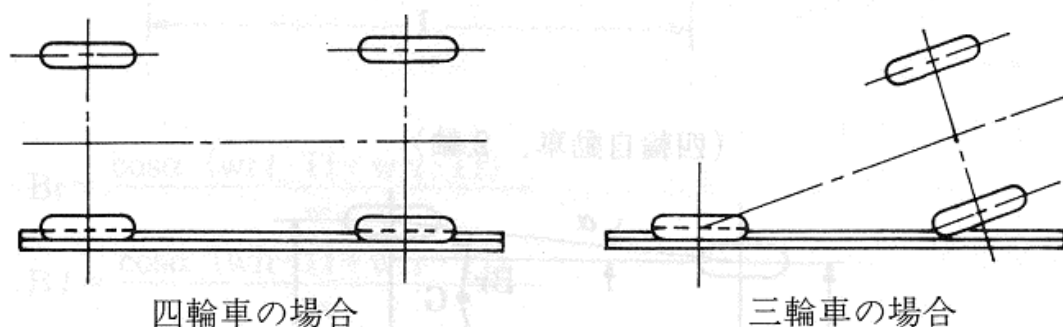
この場合において、車輪止めの形状は次図のうち何れかによるものを使用することとし、被測定車は安定性を増大させることを目的として臨時的に荷重を取り付け、又は輪距を変更する等の措置が施されているとはならない。

（図）



また、自動車の前後車輪の最外側輪と傾斜角度測定機の踏板との接し方は、次の図によるものとする。

（図）



- (2) 傾斜角度測定機を用いない場合にあつては、次により重心高及び安定幅を求め、それにより算出した値

(イ) 重心高の算出

（算式）

$$H = R + \frac{L (wr' - wr) \sqrt{L^2 - h^2}}{w \cdot h}$$

ただし

H：重心高

R：タイヤの有効回転半径（前後のタイヤの有効回転半径が異なるときは、両者の平均値とする。）

L：軸距

h：前車輪を揚げたときの揚程

ただし、前車輪は可能な限り60cm以上揚げるものとする。

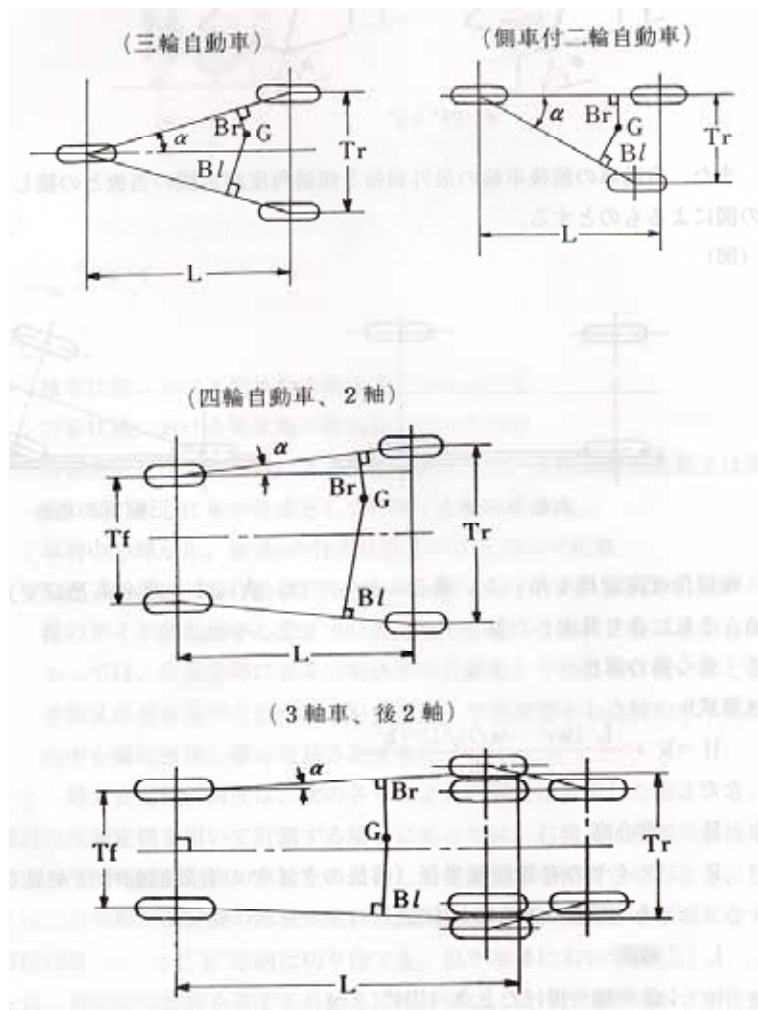
w：車両重量

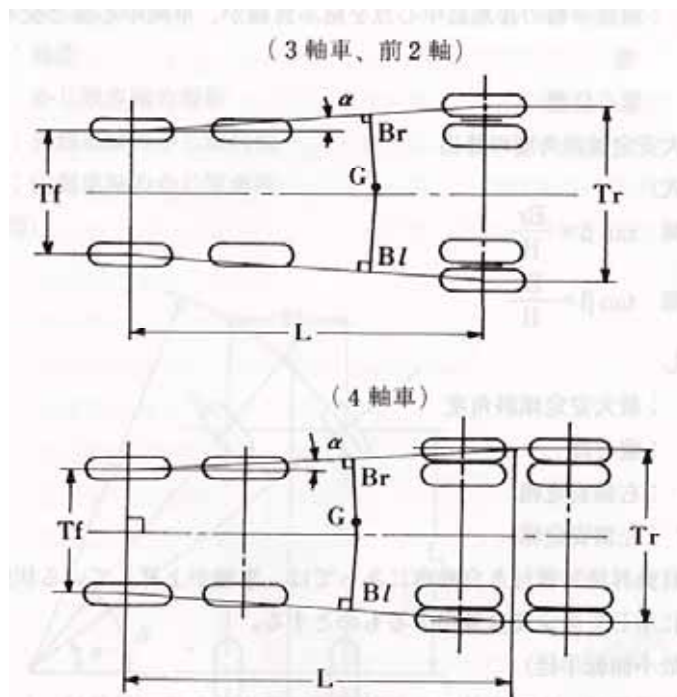
w r：空車状態の被測定車を平坦な面に置いたときの後軸重

w r'：前車輪をhだけ揚げたときの後軸重（この場合において、前2軸又は独立した軸を有する自動車にあっては、中間の軸の車輪が接地しないようにして後軸重を計測する。）

(ロ) 安定幅の算出

(参考図)





(算式)

$$\begin{aligned} \text{右側 } Br &= \frac{\cos \alpha (w_{fl} \cdot T_f + w_{rl} \cdot T_r)}{w} \\ \text{左側 } Bl &= \frac{\cos \alpha (w_{fr} \cdot T_f + w_{rr} \cdot T_r)}{w} \\ \tan \alpha &= \frac{T_r - T_f}{2L} \end{aligned}$$

ただし

Br : 右側安定幅

Bl : 左側安定幅

Tf : 前車輪の輪距

Tr : 後車輪の輪距

L : 軸距

w : 車両重量

w_{fl} : 左側前輪荷重

w_{fr} : 右側前輪荷重

w_{rl} : 左側後輪荷重

w_{rr} : 右側後輪荷重

α : 前後車輪の接地部中心点を結ぶ直線が、車両中心線と交わってなす角度

G : 重心位置

(八) 最大安定傾斜角度の算出

(算式)

$$\text{右側 } \tan \beta = Br / H$$

$$\text{左側 } \tan \beta = Bl / H$$

ただし

β : 最大安定傾斜角度

H : 重心高

B_r : 右側安定幅

B_l : 左側安定幅

- (3) 車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態において(1)又は(2)に準じて測定又は算出するものとする。

3 - 4 (最小回転半径)

最小回転半径は、次の各号により計測又は算出した値(単位はmとし、少数第1位未満は切り捨てるものとする。)とする。この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に降下させた状態で次の各号により計測又は算出した値とする。

- (1) かじ取装置を右又は左に最大に操作して低速で旋回させた場合の外側タイヤの接地部中心の軌跡の最大半径

ただし、最外側輪が鉄輪等の場合にあっては、最も外側の鉄輪等の外側の軌跡とする。

- (2) ターニングラジウス・ゲージを用いる場合にあっては、空車状態においてかじ取車輪を右又は左に最大に操作した場合のかじ取角度から次式により算出した値

(イ) かじ取車輪が1軸の自動車

(算式)

$$R = \frac{\frac{L}{\sin \alpha} + \sqrt{L^2 + \left(\frac{L}{\tan \beta} + T_f\right)^2}}{2}$$

ただし

R : 最小回転半径

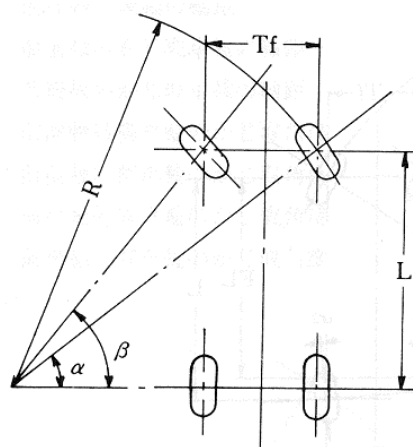
L : 軸距

T_f : かじ取車輪の輪距

α : 外側車輪のかじ取角度

β : 内側車輪のかじ取角度

(参考図)



(ロ) 全輪がかじ取車輪の自動車

(算式)

$$R = \frac{\frac{L}{\sin \alpha_1} + \sqrt{FL^2 + \left(\frac{FL}{\tan \beta_1} + Tf \right)^2}}{2}$$

ただし

$$FL = \frac{L}{\tan \frac{(\alpha_1 + \beta_1)}{2} + \tan \frac{(\alpha_2 + \beta_2)}{2}} \times \tan \frac{(\alpha_1 + \beta_1)}{2}$$

また、後輪が逆相の場合は $\tan \cdot (\alpha_2 + \beta_2) / 2$ は正符号と、後輪が同相の場合は $\tan \cdot (\alpha_2 + \beta_2) / 2$ は負符号となる。

ただし

R : 最小回転半径

L : 軸距

FL : 計算上の軸距

Tf、Tr : かじ取車輪の輪距

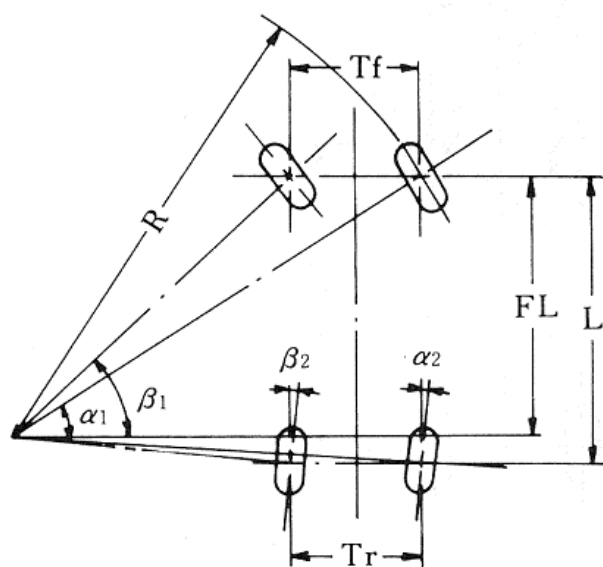
α_1 : 前軸外側車輪のかじ取角度

β_1 : 前軸内側車輪のかじ取角度

α_2 : 後軸外側車輪のかじ取角度

β_2 : 後軸内側車輪のかじ取角度

(参考図)



(ハ) 前2軸がかじ取車輪の自動車

(算式)

$$R = \frac{R_1 + R_2 + R_3 + R_4}{4}$$

ただし

$$R_1 = \frac{L_1}{\sin \alpha_1}$$

$$R_2 = \sqrt{L_1^2 + \left(\frac{L_1}{\tan \beta_1} + Tf_1 \right)^2}$$

$$R_3 = \sqrt{L_1^2 + \left(\frac{L_2}{\tan \alpha_2} + \frac{Tf_1 - Tf_2}{2} \right)^2}$$

$$R_4 = \sqrt{L_1^2 + \left(\frac{L_2}{\tan \beta_2} + \frac{Tf_1 - Tf_2}{2} \right)^2}$$

R : 最小回転半径

R_1 : 前前軸外側車輪の最小回転半径

R_2 : 前前軸内側車輪の最小回転半径

R_3 : 前後軸外側車輪の最小回転半径

R_4 : 前後軸内側車輪の最小回転半径

L_1 : 前前軸と後軸の軸距

L_2 : 前後軸と後軸の軸距

Tf_1 : 前前軸のかじ取車輪の輪距

Tf_2 : 前後軸のかじ取車輪の輪距

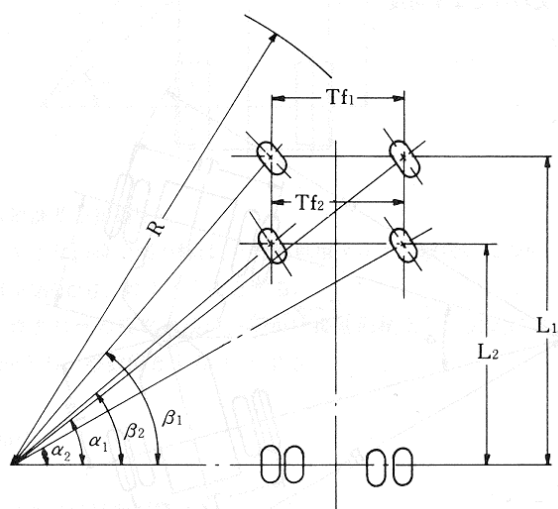
α_1 : 前前軸外側車輪のかじ取角度

β_1 : 前前軸内側車輪のかじ取角度

α_2 : 前後軸外側車輪のかじ取角度

β_2 : 前後軸内側車輪のかじ取角度

(参考図)



- (3) ターニングラジাস・ゲージを用いてかじ取角度を測定することができないかじ取装置を有する自動車にあっては、次式により算出した値

(イ) 車台が屈折して走行する自動車

(算式)

$$R_1 = \frac{L_2 + L_1 \cos \alpha}{\sin \alpha} + \frac{T_f}{2}$$

$$R_2 = \frac{L_1 + L_2 \cos \alpha}{\sin \alpha} + \frac{T_r}{2}$$

ただし

R_1 : 前輪の最小回転半径

R_2 : 後輪の最小回転半径

L_1 : 直進姿勢にある自動車を平坦な面に置いたときの車両中心線上の前軸から屈折部までの水平距離

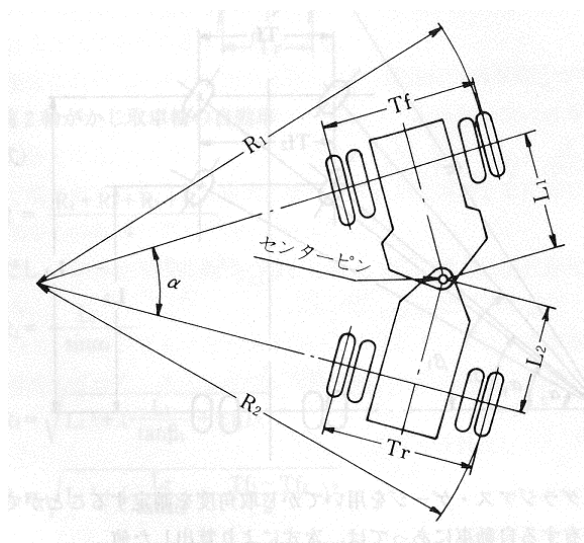
L_2 : 直進姿勢にある自動車を平坦な面に置いたときの車両中心線上の屈折部から後軸までの水平距離

T_f : 前軸外側車輪の輪距

T_r : 後軸外側車輪の輪距

α : かじ取装置を右又は左に最大に操作した場合の前軸と後軸の延長線が交わってなす角度

(参考図)



(口) かじ取車輪が鉄輪の自動車

(算式)

$$R = \frac{L}{\sin \alpha} + \frac{B}{2}$$

ただし

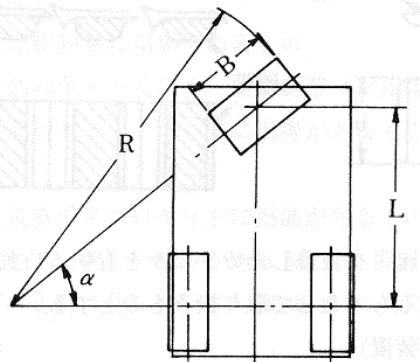
R : 最小回転半径

L : 軸距

B : かじ取車輪の幅

α : かじ取装置を右又は左に最大に操作した場合のかじ取車輪のかじ取角度

(参考図)



3 - 5 （接地部及び接地圧）

3 - 5 - 1 タイヤの接地部の幅は、「自動車用タイヤの取扱いについて」（昭和 57 年 6 月 28 日自動車第 502 号）によるものとする。

3 - 5 - 2 カタピラの接地面積は、見かけ接地面積とし、次式により算出した値（単位は cm^2 とし、整数位とする。）とする。

（算式）

$$A = a \cdot b$$

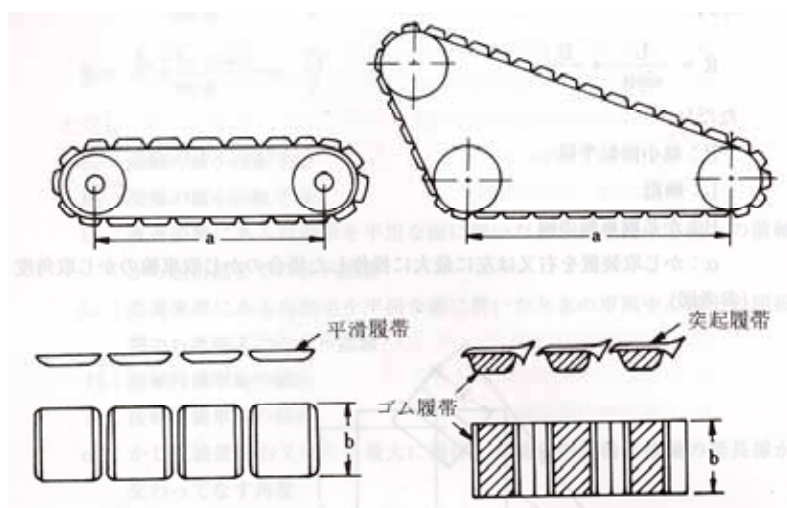
ただし

A : 見かけの接地面積

a : 履帯の接地長

b : 履帯の接地幅

（参考図）



3 - 5 - 3 ゴム履帯又は平滑履帯を装着したカタピラを有する自動車は、保安基準第 7 条第 1 号の基準に適合するものとして取り扱うものとする。

3 - 6 （原動機及び動力伝達装置）

次の各号に掲げるものは、保安基準第 8 条第 1 項の基準に適合しない例とする。

また、(19)において、速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより「連結車両の走行

性能について」(昭和46年11月1日自車第651号)の基準を満たすこととなっているけん引自動車の速度制限装置を、「速度制限装置が装着された大型トラクタの速度制限装置の機能確認等について」(平成8年12月27日自技第241号・自整第237号)別添速度制限装置の機能確認方法に基づき速度試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、当該基準を満足していないものとする。

- (1) 原動機の始動が著しく困難なもの
- (2) 原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの
- (3) 原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの
- (4) エア・クリーナが取り外されているもの
- (5) 潤滑系統に著しい油漏れがあるもの
- (6) 冷却装置に著しい水漏れがあるもの
- (7) ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの
- (8) クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はリリースのダストブーツが損傷しているもの
- (9) 変速機の操作機構に著しいがたがあるもの
- (10) 動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの
- (11) 動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの
- (12) 推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの
- (13) 駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの
- (14) 推進軸又は駆動軸に損傷があるもの
- (15) 自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの
- (16) 自在接手部のダスト・ブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの
- (17) 動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの
- (18) 「自動車の走行性能について」(昭和47年7月24日自車第544号)の基準を満足しないもの
- (19) 「連結車両の走行性能について」(昭和46年11月1日自車第651号)の基準を満足しないもの

3 - 7 (走行装置)

3 - 7 - 1 次の各号に掲げるものは、保安基準第9条第1項の基準に適合しない例とする。

- (1) ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの
- (2) ホイール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの
- (3) アクスルに損傷があるもの
- (4) リム又はサイドリングに損傷があるもの
- (5) サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの
- (6) 車輪に著しい振れがあるもの
- (7) 車輪の回転が円滑でないもの
- (8) タイヤの空気圧が適正でないもの

3 - 7 - 2 軽合金製ディスクホイールであって、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準の制定

について」(昭和58年10月1日自車第899号)別添1軽合金製ディスクホイールの技術基準に基づき鋳出し又は刻印によりマークが表示されており、かつ、損傷がないものは、保安基準第9条第1項の「堅ろう」とされるものとして取り扱うものとする。

3-7-3 タイヤに負荷される荷重についての判定は、「自動車用タイヤの取扱いについて」(昭和57年6月28日自車第502号)により行うものとする。

3-7-4 保安基準第9条第2項第2号後段の「滑り止めの溝」とは、タイヤの接地部の全幅(ラグ型タイヤにあっては、タイヤの接地部の中心線にそれぞれ全幅の4分の1)にわたり滑り止めのために施されている凹部(サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。)をいう。

なお、滑り止めの溝の深さについての判定は、ウエア・インジケータにより行って差し支えない。

3-8 (操縦装置)

3-8-1 保安基準第10条第1項各号に掲げる操作装置とかじ取ハンドル中心との配置に係る距離は、それぞれの装置の中心位置から、かじ取ハンドルの中心(レバー式のかじ取装置にあっては、運転者席の中心)を含み車両中心線に平行な鉛直面に下した垂線の長さとする。

この場合において、変速装置の中心位置は、変速レバーを中立の状態の中央に置いたときの握り部中心の位置とし、レバー式等可動のデフロスタ操作装置の中心位置は、可動範囲の中心位置とする。

3-8-2 保安基準第10条第2項から第4項までの「運転者が運転者席において容易に識別できるような表示」とは、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に文字、数字又は記号により、当該装置又は当該装置の操作位置を容易に判別できる表示をしたものをいう。

この場合において、日本工業規格(以下「JIS」という。)D0032「自動車用操作・計量・警報装置類の識別記号」又はISO(国際標準規格)2575「Road vehicles Symbols for controls, indicators and tell tales」に掲げられた識別記号は、その表示の例とする。

3-8-3 次の各号に掲げるものは、保安基準第11条第1項第1号の基準に適合しないものとする。

- (1) ナックル・アーム、タイロッド、ドラッグ・リンク又はセクタ・アーム等のかじ取リンクに損傷があるもの
- (2) 前号各部の取り付け部に、著しいがた又は割ピンの脱落があるもの
- (3) かじ取ハンドルに著しいがたがあるもの又は取付部に緩みがあるもの
- (4) 給油を必要とする箇所に所要の給油がなされていないもの
- (5) かじ取フォークに損傷があるもの
- (6) ギヤ・ボックスに著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの
- (7) かじ取装置のダスト・ブーツに損傷があるもの
- (8) パワ・ステアリング装置に著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの
- (9) パワ・ステアリング装置のベルトに著しい緩み又は損傷があるもの
- (10) 溶接、肉盛又は加熱加工等の修理を行った部品を使用しているもの
- (11) 四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合の横すべり量が、走行1mについて5mmを超えるもの

3 - 8 - 4 パワ・ステアリングを装着していない自動車（最高速度が 20km / h 未満の自動車を除く。）であって、かじ取車輪の輪荷重の総和が 4,700kg 以上であるものは、保安基準第 11 条第 1 項第 2 号の「容易に、且つ、確実に操作できるもの」とされないものとする。

3 - 8 - 5 指定自動車等に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、保安基準第 11 条第 2 項の基準に適合する例とする。

3 - 9 （制動装置）

3 - 9 - 1 ブレーキ・ペダル又はブレーキ・レバーからホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバまで（ホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバを有しない系統の場合にあっては、ブレーキ・シューを直接作動させるカム軸等まで）の部分がそれぞれの系統ごとに独立している構造の制動装置は、保安基準第 12 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の「独立に作用する 2 系統以上の制動装置」とみなすものとする。

3 - 9 - 2 次の各号に掲げるものは、保安基準第 12 条第 1 項第 1 号の基準に適合しない例とする。

- (1) ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル（配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある保護部材は除く。）であって、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの
- (2) ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの
- (3) ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの
- (4) ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品（パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。）を使用しているもの
- (5) ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの
- (6) ブレーキ・ホースが著しくねじれて取り付けられているもの
- (7) ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすきまがないもの
- (8) ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代がないもの
- (9) ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの

3 - 9 - 3 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれと同等の制動能力を有する構造の制動装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷がなく、ブレーキ・テストを用いて(1)の状態で計測した制動力が(2)の各号に掲げる基準に適合するものは、保安基準第 12 条及び第 13 条に規定する制動能力を有する例とする。

(1) 計測の条件

検査時車両状態とする。

なお、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態についても計測するものとする。

(2) 計測値の判定

(イ) 自動車（被けん引自動車を除く。）の主制動装置にあっては、制動力の総和を検査時車両状態（注 1）における自動車の重量で除した値が 4.90N/kg 以上（制動力の計量単位として「k g f」を用いる場合においては、制動力の総和が検査時車両状態における自動車の重量

の 50%以上) (注 2) であり、かつ、後車輪にかかわる制動力の和を検査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.98N/kg 以上 (制動力の計量単位として「k g f」を用いる場合においては、制動力の和と検査時車両状態における当該車軸の軸重の 10%以上) であること。

(ロ) 最高速度が 80km/h 未満で、車両総重量が車両重量の 1.25 倍以下の自動車の主制動装置にあっては、(イ)にかかわらず、制動力の総和を車両総重量で除した値が 3.92N/kg 以上 (制動力の計量単位として「k g f」を用いる場合においては、制動力の総和が車両総重量の 40%以上) (注 2) であること。

(ハ) 被けん引自動車の主制動装置にあっては、制動力の和を検査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 4.90N/kg 以上 (制動力の計量単位として「k g f」を用いる場合においては、制動力の和が当該車軸の軸重の 50%以上) (注 3) であること。

(二) 主制動装置にあっては、左右の車輪の制動力の差を検査時車両状態 (注 1) における当該車軸の軸重で除した値が 0.78N/kg 以下 (制動力の計測単位として「k g f」を用いる場合においては、制動力の差が検査時車両状態 (注 1) における当該車軸の軸重の 8%以下) であること。

(ホ) 保安基準第 12 条第 1 項第 9 号及び第 10 号、第 2 項第 4 号及び第 5 号、第 3 項第 5 号、第 4 項第 5 号及び第 6 号並びに第 5 項第 5 号に規定する制動装置にあっては、制動力の総和を検査時車両状態 (注 1) における自動車の重量で除した値が 1.96N/kg 以上 (制動力の計量単位として「k g f」を用いる場合においては、制動力の総和が検査時車両状態 (注 1) における自動車の重量の 20%以上) であること。

(ヘ) 保安基準第 13 条第 3 項の被けん引自動車の制動装置にあっては、制動力の総和を検査時車両状態における自動車の重量で除した値が 1.96N/kg 以上 (制動力の計量単位として「k g f」を用いる場合においては、制動力の総和が検査時車両状態における自動車の重量の 20%以上) であること。

(注 1) 検査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に 55 kgを加えた値を検査時車両状態における自動車の前軸重とみなして差し支えない。

(注 2) ブレーキ・テストのローラ上で前軸重の全ての車輪がロックし、それ以上制動力を計測することが困難な場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するとみなして差し支えない。

(注 3) ブレーキ・テストのローラ上で当該車両の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で当該車軸の軸重で除した値が 4.90 N / kg 以上 (制動力の計量単位として「k g f」を使用する場合においては、当該軸重の 50%以上) とみなして差し支えない。

3 - 9 - 4 当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、なお、液圧、空気圧又は電気的作用を利用している制動装置は、保安基準第 12 条第 1 項第 9 号及び第 10 号、第 2 項第 4 号及び第 5 号、第 3 項第 5 号、第 4 項第 5 号及び第 6 号並びに第 5 項第 5 号の基準に適合しないものとする。

3 - 9 - 5 次の各号に掲げるものは、保安基準第 12 条第 1 項第 13 号及び第 14 号、第 4 項第 9 号並びに第 13 条第 6 項の基準に適合しない例とする。

- (1) 電源投入時に警告を発しないもの
 - (2) 発する警報を運転者席において容易に判断できないもの
- 3 - 9 - 6 ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、保安基準第 12 条第 1 項第 3 号、第 3 項第 2 号及び第 4 項第 2 号の「車輪を制動する」とされる例とする。
- 3 - 9 - 7 保安基準第 12 条第 1 項第 11 号及び第 3 項第 6 号の「制動液の液量が容易に確認できる構造」とは、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるものをいい、次の各号に掲げるものはこれに適合する例とする。
- (1) 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの
 - (2) 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの
 - (3) 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの
- 3 - 9 - 8 指定自動車等以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって保安基準第 12 条第 3 項第 3 号イの基準に適合するものは、同条同項同号ロの基準に適合するものとして取り扱うものとする。
- 3 - 10 (緩衝装置)**
- 次の各号に掲げるものは、保安基準第 14 条の基準に適合しない例とする。
- (1) ばねに損傷があり、リーフに著しいずれがあり、又は左右のばねのたわみに著しい不同があるもの
 - (2) ばね又はスタビライザ等に溶接、肉盛又は加熱加工等の修理を行うことによりその機能を損なった部品を使用しているもの
 - (3) センター・ボルト、Uボルト、クリップ・ボルト及びナット又はクリップ・バンドに損傷若しくは脱落又は緩みがあるもの
 - (4) ブラケット又はスライディング・シートに損傷があり、又は取付部に緩みがあるもの
 - (5) シャックル又はシャックル・ピンに著しい摩耗があるもの
 - (6) サスペンション・アーム等のアーム類、トルク・ロッド等のロッド類又はスタビライザ等に損傷があり、又は取付部に著しいがたがあるもの
 - (7) サスペンション・アーム等のアーム類等のダスト・ブーツに損傷があるもの
 - (8) 空気ばねのベローズ等に損傷若しくは空気漏れがあり、又は左右の空気ばねの高さに著しい不同があるもの
 - (9) ばねの端部がブラケットから離脱しているもの又は離脱するおそれのあるもの
 - (10) ストラットに損傷があり、又は取付部に緩みがあるもの
 - (11) ショック・アブソーバに著しい液漏れ、ガス漏れ若しくは損傷があり、又は取付部に緩みがあるもの
 - (12) ショック・アブソーバが取り外されているもの
 - (13) オレオ装置に著しい液漏れがあるもの
 - (14) フォーク・ロッカーアームの取付部に著しいがた又は緩みがあるもの
 - (15) 改造を行ったことにより次のいずれかに該当するもの
 - (イ) 切断等によりばねの一部又は全部を除去したもの
 - (ロ) ばねの機能を損なうおそれのある締付具を有するもの
 - (ハ) ばねの取付方法がその機能を損なうおそれのあるもの

3 - 11 (燃料装置)

3 - 11 - 1 液体を燃料とする燃料装置であって次の各号に掲げるものは、保安基準第 15 条第 1 号の基準に適合しない例とする。

- (1) 配管（配管を保護するため、配管に保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材を除く。）が、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの
- (2) 燃料タンク、配管又は接手部から燃料漏れがあるもの

3 - 11 - 2 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、保安基準第 15 条第 1 号及び第 1 号の 2 基準に適合する例とする。

3 - 11 - 3 次の各号に掲げるものは、保安基準第 15 条第 1 号の 2 の基準に適合する例とする。

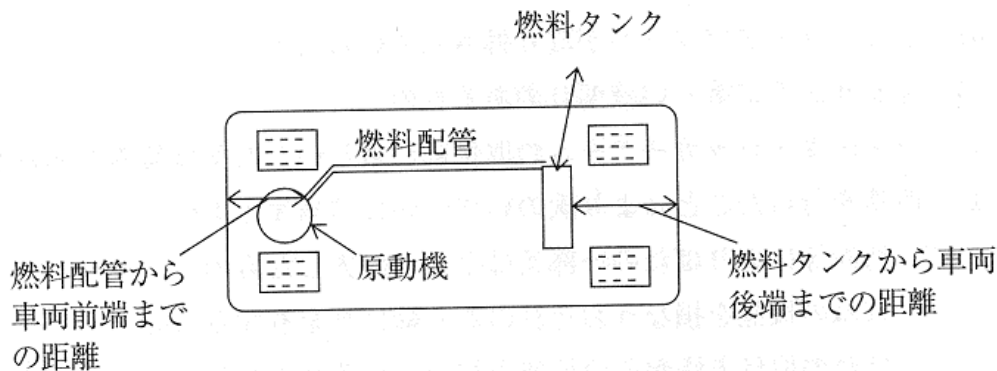
- (1) 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの
- (2) 保安基準への適合性を証する書面の提示があるもの

3 - 11 - 4 保安基準第 1 条の 3 のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認められる装置については、次の各号に掲げるものは、保安基準第 15 条第 1 号の 2 の基準に適合する例とする。

(1) 次に掲げるすべての事項に該当するもの

(イ) 燃料タンク及び配管の最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上であり、かつ、燃料タンク及び配管の最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が 65mm 以上であるもの。

(図)



(ロ) 燃料タンク及び配管（ホイールベース間に備えられたものを除く。）が、自動車の下面を除き、車外に露出していないもの

(ハ) 燃料タンク及び配管の付近に、衝突時等において損傷を与えるおそれのある鋭利な突起物がないもの

(2) 協定規則第 34 号への適合性を証する書面の提示があるもの

3 - 11 - 5 ガス容器について行う保安基準第 17 条第 1 項第 1 号の「容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するもの」に関する審査は、次のいずれかにより行うものとする。

- (1) 容器再検査を受けたことのない高圧ガス容器

高圧ガス保安法第 45 条の容器検査又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされているかどうかを確認すること。この場合において、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする自動車のガス容器のうち容器保安規則第 2 条第 8 号の圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器とされるものをいう。次号において同じ。）にあっては、同法第 46 条により標章の掲示が燃料充填口近傍になされているので、これにより確認してもよい。

(2) 容器再検査を受けたことのある高圧ガス容器

同法第 49 条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされているかどうかを確認すること。この場合において、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、同条による有効な標章の掲示が燃料充填口近傍になされているかどうかを確認すること。

（参考）

〔(1)後段において確認すべき標章〕

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成 9 年 3 月）様式第 3

車載容器総括証票			
搭載容器本数			
充てん可能期限	年	月	日
検査有効期限	年	月	日
最高充てん圧力			
車台番号			

〔(2)後段において確認すべき標章〕

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成 9 年 3 月）様式 4

容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再検査日	年 月 日	

3 - 11 - 6 液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器と車室との隔壁の気密検査は、次の(1)又は(2)の例により行い、その結果、(3)に該当するものは、保安基準第 17 条第 1 項第 1 号の 3 の基準に適合しないものとする。

ただし、次の(4)のいずれかに該当するものにあっては、保安基準第 17 条第 1 項第 1 号の 3 の基準に適合しているものとして取り扱うものとする。

(1) ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等が固定されたコンテナケースに収納のうえトラックルーム等に装着されている自動車

(イ) 炭酸ガスによる方法

コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4 mmφ（又は 6 mmφ）の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に 9.8kPa の圧縮炭酸ガスを 30 秒

間送し、そのままの状態でもコンテナケースからのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で審査する。

(ロ) 発煙剤による方法

コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4 mmφ (又は 6 mmφ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に発煙剤により発生させた煙を混入した 9.8kPa の圧縮空気を 30 秒間送し、そのままの状態でもコンテナケースからの煙の漏れの有無を目視により審査する。

(2) ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等が(1)以外の方法でもトランクルーム等に装着されている自動車

(イ) 炭酸ガスによる方法

ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4 mmφ (又は 6 mmφ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室に 490kPa (ノズル径が 6 mmφ の場合は、294kPa) の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送し、そのままの状態でも車室へのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で審査する。

(ロ) 発煙剤による方法

ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4 mmφ (又は 6 mmφ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室内に発煙剤により発生させた煙を混入した 490kPa (ノズル径が 6 mmφ の場合は 294kPa) の圧縮空気を 30 秒間送し、そのままの状態でも車室への煙の漏れの有無を目視により審査する。

(3) 気密審査結果の判定

(イ) 炭酸ガスによる方法で、炭酸ガス検知器による検知管のガス濃度が 0.05% を超えるもの

(ロ) 発煙剤による方法で、車室に煙が漏洩しているもの

(4) 気密審査の省略

(イ) ガス容器バルブ、安全弁等がガス容器取付施工時と同じコンテナケースに確実に格納されており、当該コンテナケースに気密機能を損なうおそれのある損傷のないもの (燃料の種類を液化石油ガス又は圧縮天然ガスに変更した自動車に備えるものを除く。)。

(ロ) その他の方法により確実に気密機能を有していることが認められるもの。

3 - 11 - 7 次の各号に掲げるものは、保安基準第 17 条第 1 項第 2 号の基準に適合しない例とする。

(1) ガス容器の取付部及び導管の取付部に緩み又は損傷があるもの

(2) 導管 (導管を保護するため、導管に保護部材を巻きつける等の対策を施してる場合の保護部材は除く。) であって、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの

3 - 11 - 8 液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車の高圧部の配管の気密検査は、次の各号の例により行うものとする。

ただし、保安基準第 17 条第 1 項第 7 号の基準に適合していると確実に認められるときは、この限りでない。

(1) 検知液による方法

ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部に検知液 (石けん水等) を塗布し、発泡によりガス漏れを審査する。

(2) ガス測定器による方法

ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部にガス測定器の検出部を当てガス漏れを審査する。

(3) 圧力計による方法

配管に圧力計を設置し、配管内に液化石油ガス又は圧縮天然ガスの常用圧力の不燃性ガスを1分間封入し、配管に設置した圧力計により圧力の低下状況を審査する。

- (4) (1)から(3)により気密審査を行った結果、発泡等によりガス漏れが認められるもの又は圧力の低下が認められるものは、保安基準第17条第1項第7号の基準に適合しない例とする。

3 - 11 の 2 (電気装置)

自動車雑音防止用の高圧抵抗電線、外付抵抗器等を備え付けていない等電波障害防止のための措置をしていないものは、保安基準第17条の2第4号の基準に適合しないものとする。

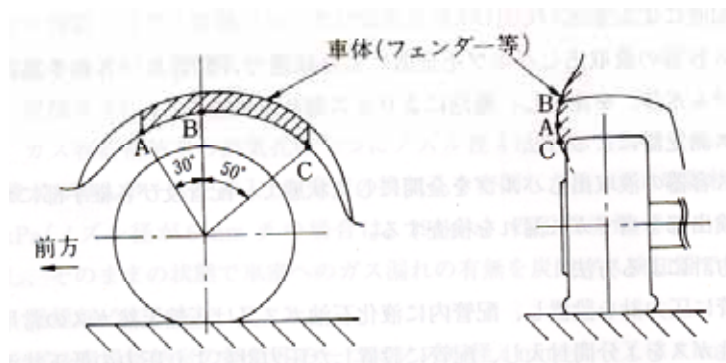
3 - 12 (車わく及び車体)

- 3 - 12 - 1 著しく損傷した車わく及び車体は、保安基準第18条第1項第1号の「堅ろう」とされない例とする。

- 3 - 12 - 2 次の各号に掲げるものは、保安基準第18条第1項第3号の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされない例とする。

- (1) エア・スポイラであって、「エア・スポイラの構造基準について」(昭和58年10月1日自車第896号)に適合するもの。
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車の荷台であって、「トラック荷台の安全対策について」(昭和44年12月23日自車第1371号・昭和45年10月2日自車第925号・昭和55年6月10日自車第433号)に適合するもの。
- (3) 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる2平面によりはさまれる部分の車体(フェンダー等)が、当該2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)より突出しているもの。

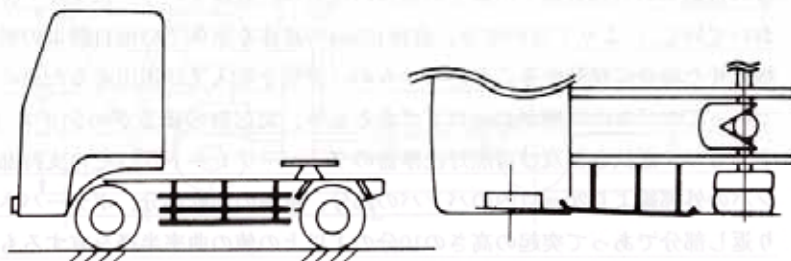
(参考図)



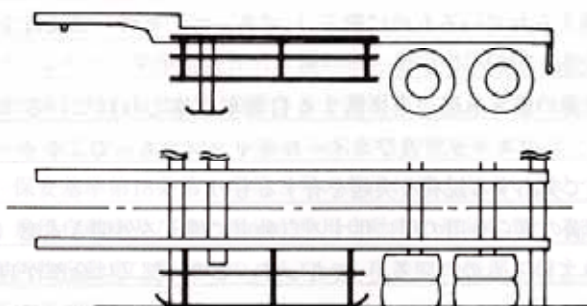
- (4) 貨物の運送の用に供する普通自動車の後車輪であって、保安基準18条の2第1項の基準に適合する巻込防止装置等を備えており、かつ、当該巻込防止装置等の平面部が最外側にある前車輪及び後車輪のそれぞれの車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側(車軸中心より下方の部位を除く。)の鉛直線と接地面との交点を結ぶ直線(前車輪を有しない被けん引自動車にあっては、後車輪の車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側(車軸

中心より下方の部位を除く。)の鉛直線と接地面との交点を通り車両中心線に平行な直線)より外側に取り付けられているもの

例1



例2



(5) 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下3-12-3及び3-12-3の1において同じ。)であって、車体の外形その他自動車の形状が指定自動車等と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

(6) 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた外装と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

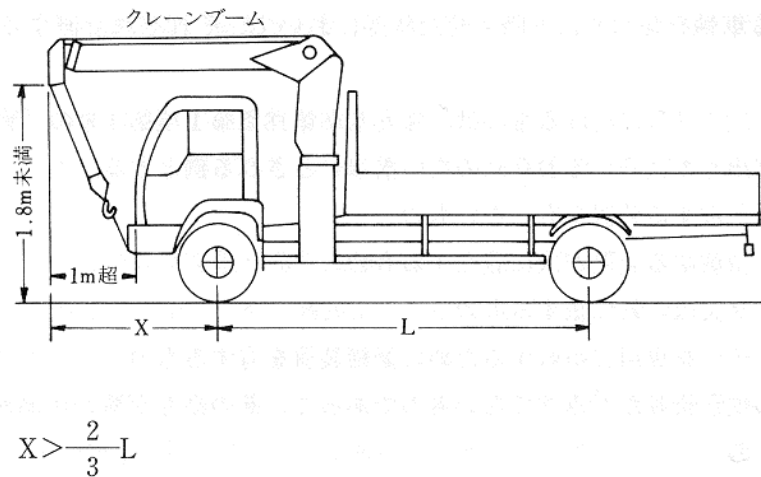
3-12-3 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次の各号に掲げるものは、保安基準第18条第1項第3号の基準に適合しない例とする。

(1) バンパの端部であって、通行人の被服等を引掛けるおそれのあるもの

(2) 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車であって、車体等その基部からの突出量が5mm以上であり、かつ、先端の曲率半径が2.5mm未満である突起物を有するもの(高さ2.0mを超える部分、フロアライン(「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」(昭和58年10月1日自車第899号)別添13外装の技術基準2.3.のフロアラインをいい、垂直軸と母線のなす角度が30°である円錐を、自動車の外部表面に、できるだけ低い位置で連続的に接触させたときの自動車の外部表面と円錐との接点の幾何学的軌跡をいう。以下3-12-3において同じ。)より下方の部分、直径100mmの球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触することがないもの、空気を吸入又は送出するためのグリルであってグリルの間隔が40mm以下であるもの、突起物の硬さが60ショア(A)以下のもの、窓拭き器及び前照灯洗浄器のワイパーブレード及びその支持部品、バンパの外郭線より20mm以内のバンパの部分、車輪の回転部分、ボデーパネルの折り返し部分であって突起の高さの10分の1以上の値

の曲率半径を有するもの及び自動車の側面に備えるデフレクターの端部を除く。)

- (3) 乗車定員が 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備えられているアンテナ（高さ 2.0m 以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの
 - (4) 乗車定員が 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備えられているホイール、ホイールナット、ハブキャップ及びホイールキャップであって、ホイールのリムの最外側を越えて突出する鋭利な突起を有するもの
 - (5) 乗車定員が 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備える外開き式窓（高さ 2.0m 以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの又はその端部が自動車の進行方向に向いているもの
 - (6) 後写鏡の取付金具に鋭利な突起を有しているもの
 - (7) スピナー、ウイングナット等、車輪に取り付けるプロペラ状の装飾品を有するもの
 - (8) レバー式のドアハンドルで先端が自動車の進行方向に向いているもの（先端が内側へ曲げているもの、保護装置を有するもの等他の交通の安全を妨げるおそれの少ないものを除く。）
 - (9) 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、クレーンブームの車両前方への突出量及びクレーンブームの前端の取付高さが次に該当するもの
 - (イ) 最前部の車軸中心からクレーンブームの最前端までの水平距離が軸距の 3 分の 2 を超えるもの
 - (ロ) クレーン部を除く自動車の最前端からクレーンブームの最前端までの水平距離が 1 m を超えるもの
 - (ハ) クレーンブームの最前端の下縁の高さが地上 1.8m 未満のもの
- (参考図)



3 - 12 - 3 の 2 乗車定員 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車以外の自動車及び平成 20 年 12 月 31 日までに製作された乗車定員 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車にあつては、3 - 12 - 3 (2) から (5) までの規定によらず、次の各号に掲げるものは、保安基準第 18 条第 1 項第 3 号の基準に適合しない例とする。

- (1) 乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車（いわゆる貨客兼用貨物自動車、

警察車のパトロール車等)の後部に備えるバンパ(その端部が、車体後部側面附近にあるものに限る。)であって、次に該当しないもの

(イ) 車体の凹部に組み込まれているもの。

(ロ) 車体とのすき間が 20mm を超えず、かつ、直径 100mm の球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部付近の部分が車体側に曲げられているもの

(2) 地上 1.8m 以下に備えられているアンテナの取付部であって、その付近の車体の最外側から突出しているもの

3 - 12 - 3 の 3 二輪自動車に備えられているフェアリングであって、鋭利な突起を有するものは、保安基準第 18 条第 1 項第 3 号の基準に適合しない例とする。

3 - 12 - 4 保安基準第 18 条第 1 項第 4 号の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さとする。

この場合において、車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含み、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態において、それぞれ計測するものとする。

3 - 12 - 5 次の各号に掲げるものは、保安基準第 18 条第 1 項第 4 号の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造」とされる例とする。

(1) 物品を積載する装置を有しないもの

(2) 物品を積載する装置が次に該当するもの

(イ) タンク又はこれに類するもの

(ロ) コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの

(3) 後面の煽が折りたたみ式でないものであって、その高さが荷台床面から 155cm 以上のもの

(4) バン型自動車等であって、後面の積御口の全体に観音開き式又は片開き式の扉を備えているもの

3 - 12 - 6 次の各号に掲げるものは、保安基準第 18 条第 2 項の基準に適合する例とする。

(1) 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの

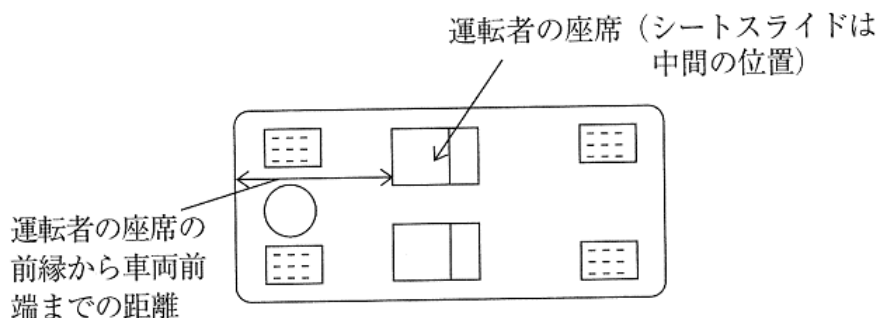
(2) 保安基準への適合性を証する書面の提示があるもの

3 - 12 - 7 保安基準第 1 条の 3 のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、次の各号に掲げるものは、保安基準第 18 条第 2 項の基準に適合する例とする。

(1) 次に掲げるすべての事項に該当するもの

(イ) 運転者席(当該座席が前後に調節できるものは、中間位置とする。)の座席最前縁から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 750mm 以上であるもの

(図)



(ロ) 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの

(2) 協定規則第 94 号への適合性を証する書面の提示があるもの

3 - 12 - 8 次の各号に掲げるものは、保安基準第 18 条第 3 項の基準に適合する例とする。

(1) 運転者室及び客室を取り囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であつて、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの

(2) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有するものであつて、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの

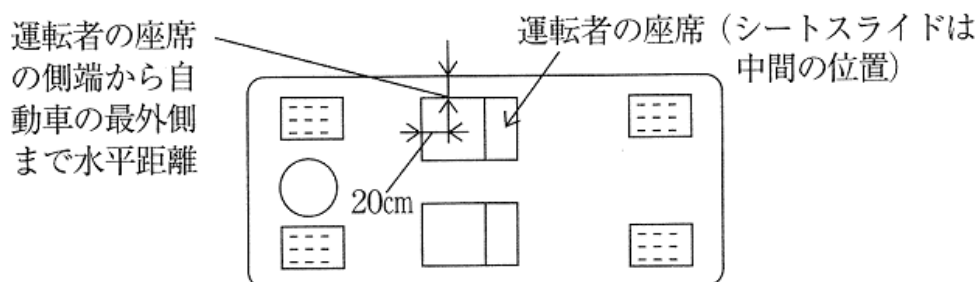
(3) 保安基準への適合性を証する書面の提示があるもの

3 - 12 - 9 保安基準第 1 条の 3 のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、次の各号に掲げるものは、保安基準第 18 条第 3 項の基準に適合する例とする。

(1) 次に掲げるすべての事項に該当するもの

(イ) 運転者席（当該座席が前後に調節できるものは、中間位置とする。）の座席最側端（3 - 15 - 1 (1) に規定された座席の幅の測定方法により測定した水平距離の端部とする。）からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上であるもの

(図)



(ロ) 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の側方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの

(2) 米国連邦自動車安全基準第 214 号 (Federal Register vol.55 45722 October 30.1990) への適合性を証する書面の提示があるもの

3 - 12 - 10 保安基準別記様式備考第 1 号の「車体の構造により前記の寸法とすることができない自動車」とは、前面ガラス、前照灯、信号灯火類、冷却装置の空気取り入れ口等自動車の機能部品

又は自動車登録番号標により規定寸法が確保できないものをいう。

3 - 12 の 2 （巻込防止装置及び突入防止装置）

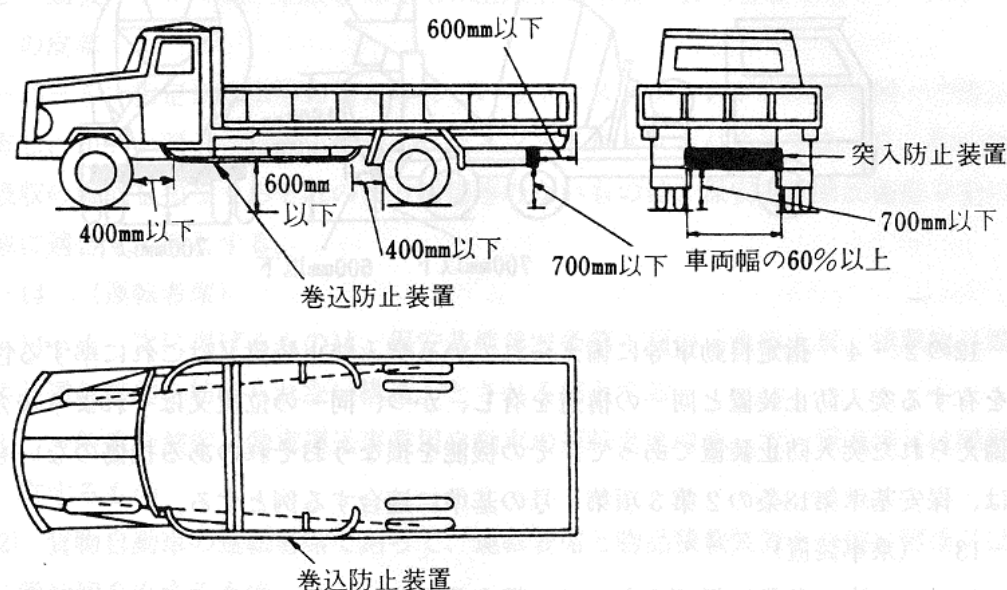
3 - 12 の 2 - 1 巻込防止装置又は突入防止装置であって、腐食等により取付けが確実にないものは、保安基準第 18 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 項第 1 号の「堅ろう」とされない例とする。

3 - 12 の 2 - 2 保安基準第 18 条の 2 第 1 項本文ただし書きの「歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造」、同項第 1 号の「板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状」、同項第 2 号の「その上縁と荷台等との間隔が歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるものとなるように取り付けられていること。」、同項第 3 号の「巻込防止装置は、その平面部前端と前車輪との間隔及びその平面部後端と後車輪との間隔が 400 ミリメートル以下となるように取り付けられていること。」、同条第 2 項本文ただし書きの「他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入するおそれの少ない構造」並びに附則第 3 項及び第 4 項の「歩行者が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造」及び「地上 600 ミリメートル以下」については、それぞれ「道路運送車両の保安基準の一部改正（昭和 54 年 3 月 15 日運輸省令第 8 号）に伴う改正条項の解釈について（依命通達）」（昭和 54 年 3 月 28 日自車第 240 号）の記 1 (1)イ、ウ、エ及びオ、(2)並びに (3)ア及びイによるものとする。

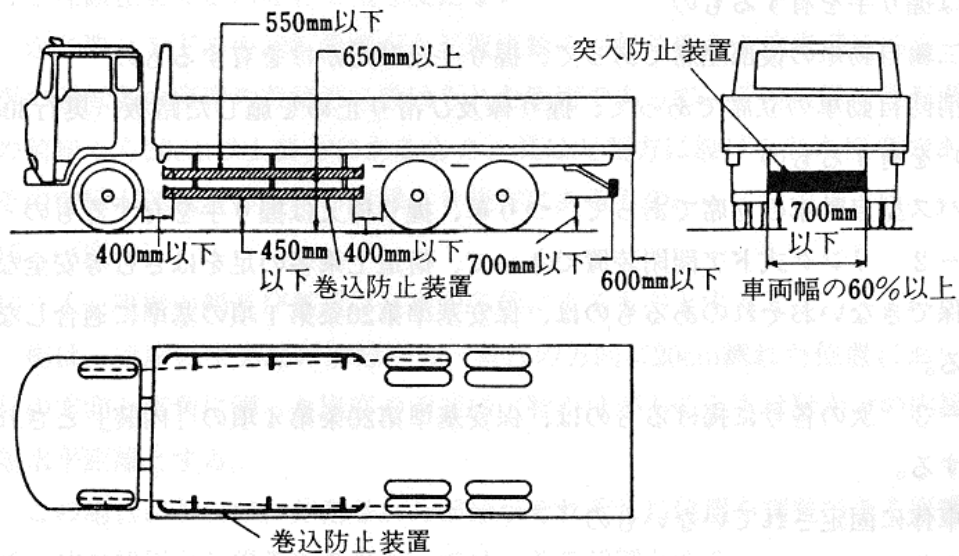
3 - 12 の 2 - 3 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」（昭和 54 年 3 月 28 日自車第 241 号）の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した巻込防止装置は、保安基準第 18 条の 2 第 1 項の基準に適合する例とする。

（例 1 ～ 3）

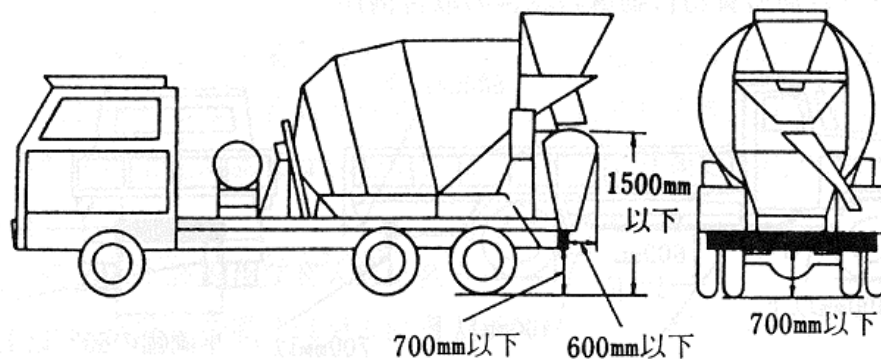
（例 1）（普通型貨物自動車の場合の取付例）



(例 2) (車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例)



(例 3) (コンクリート・ミキサー車の場合の突入防止装置の取付例)



3 - 12 の 2 - 4 指定自動車等に備えられている突入防止装置又はこれに準ずる性能を有する突入防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置又はそれより後方に備えられた突入防止装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、保安基準第 18 条の 2 第 3 項第 4 号の基準に適合する例とする。

3 - 13 (乗車装置)

3 - 13 - 1 次の各号に掲げるものは、保安基準第 20 条第 1 項の「動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造」とされる例とする。

- (1) 側面に扉、鎖、ロープ等が備えられていない自動車の助手席であって、肘かけ又は握り手を有するもの。
- (2) 二輪自動車の後部座席であって、握り手及び足かけを有するもの。

(3) 消防自動車の立席であって、握り棒及び滑り止めを施した踏板（奥行 30cm 以上）を有するもの。

(4) バス型自動車の立席であって、つり革、握り棒又は握り手を有するもの。

3 - 13 - 2 リンク式ドア開閉装置であって、構造上乗客の足をはさむ等安全な乗車を確保できないおそれのあるものは、保安基準第 20 条第 1 項の基準に適合しない例とする。

3 - 13 - 3 次の各号に掲げるものは保安基準第 20 条第 4 項の「内装」とされない例とする。

(1) 車体に固定されていないもの。

(2) 表面の寸法が長さ 293mm 又は幅 25mm に満たないもの。

3 - 13 - 4 次の各号に掲げる材料は保安基準第 20 条第 4 項の「難燃性の材料」とされる例とする。

(1) 指定自動車に備えられている内装と同一の材料であって、かつ、同一の位置に使用されているもの。

(2) 公的試験機関等が実施した試験結果を記載した書面その他により、難燃性であることが明らかである材料。

(3) 鋼板、アルミ板、FRP、厚さ 3 mm 以上の木製の板（合板を含む。）及び天然の皮革。

3 - 13 - 5 指定自動車等に備えられているインストルメントパネルと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたインストルメントパネルであって、その衝撃吸収の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、保安基準第 20 条第 5 項の基準に適合する例とする。

3 - 14 （運転者席）

3 - 14 - 1 次に掲げるものは、保安基準第 21 条第 1 項の「乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられない構造」とされる例とする。

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の運転者席であって、保護棒又は隔壁を有するもの

(2) 貨物自動車の運転者席であって、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有するもの

この場合において、最大積載量が 500kg 以下の貨物自動車であって、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなして差し支えない

(3) かじ取りハンドルの回転角度がかじ取り車輪の角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者の座席の右側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁から 20 cm 以上後方にあるもの、又は左側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁より後方にあるもの

3 - 15 （座席）

3 - 15 - 1 座席の幅及び奥行きは、次の各号によるものとする。

(1) 幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 20cm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の最短水平距離とする。この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であって一体の状態とし得るものについては、その状態とする。なお、座席面から 10cm 以上 30cm 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは 1 個の肘かけにつき 5 cm までは張り出しても差し支えないものとして取り扱う。

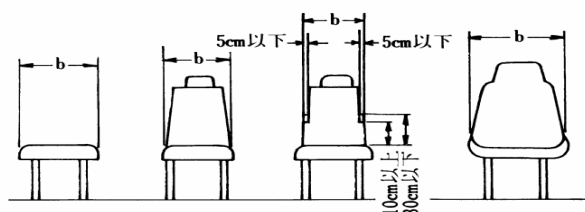
(2) 奥行は、座席の中央部の前縁から後縁（背あてがあるときは背あての前縁）までの最短水平距離とする。

(3) 3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって、その幅が 40cm 未満のもの又は当該座席隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅 40cm 以上となる空間を車室内に有しないものは、保安基準第 22 条第 1 項の基準に適合しないものとする。

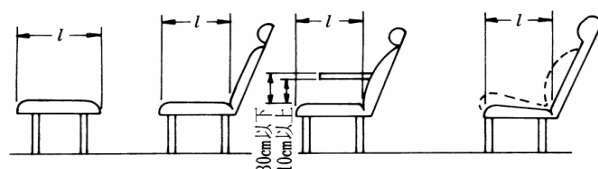
(4) (3)に規定する座席以外の座席であって、当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち、当該座席面の上方のいずれかの位置において、車室内に幅 40cm 以上となる空間を有するものは、保安基準第 22 条第 1 項に規定する「幅 40cm 以上の着席するために必要な空間を有するものでなければならない」との基準に適合する例とする。

(例)

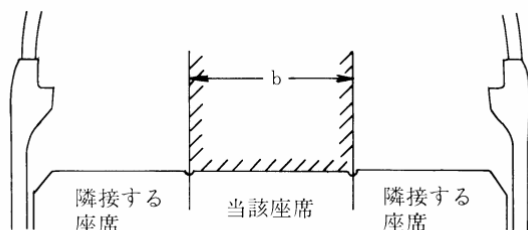
(イ) 座席の幅
b：座席の幅



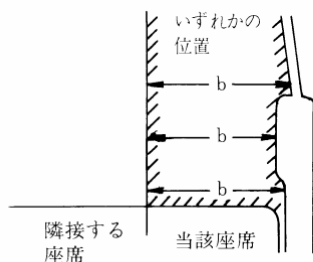
(ロ) 座席の奥行
l：座席の奥行



(ハ) 空間の幅 ((3)関係)
b：空間の幅



(ニ) 空間の幅 ((4)関係)
b：空間の幅

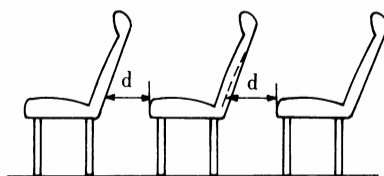


3 - 15 - 2 保安基準第 22 条第 3 項の「間げき」は、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（局部的な突出部を除く。）までの最短水平距離とする。

この場面において、スライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席にあっては、間げきが最小となるように調節した状態とする。

(例) 座席の間げき

d：間げき



3 - 15 - 3 保安基準第 22 条第 4 項の「大部分の窓」は、側窓総数 2 / 3 程度以上のものとし、「有効幅」は水平に測った距離、「有効高さ」は鉛直に測った距離とする（以下本章において同じ。）。

3 - 15 - 4 指定自動車等に備えられている座席（頭部後傾抑止装置を含む。）及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席及び座席取付装置であって、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないものは、保安基準第 22 条第 6 項及び第 7 項の基準に適合する例とする。

3 - 15 - 5 保安基準第 22 条の 2 の「車いすの用に供する床面」とは、車いす用である旨の表示がなされ、かつ、車いすの固定器具又は握り棒を床面又はその周辺の壁面等に備えた床面であって、立席の用に供する床面と明瞭に区分されているものをいう。この場合において、車いすの用に供するために最低限必要な床面は、有効長さ 120cm、有効幅 80cm とする。

3 - 15 の 2 （座席ベルト等）

3 - 15 の 2 - 1 保安基準第 22 条の 3 第 1 項の表中の「第二種座席ベルト」とは、三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。

3 - 15 の 2 - 2 保安基準第 22 条の 3 第 1 項の表中の「第一種座席ベルト」とは、二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものをいう。

3 - 15 の 2 - 3 座席の中心部の前縁から、奥行の方向に水平距離で 20cm の位置におけるシートの側端からその高さにおける客室内壁面（ホイールハウス、肘かけその他の突起物及び局部的なくばみ部を除く。）までの水平距離が 20cm を超える座席は、保安基準第 22 条の 3 第 1 項の表中の「自動車の側面に隣接する座席」とされない例とする。

3 - 15 の 2 - 4 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付位置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた取付装置であって、損傷のないものは、保安基準第 22 条の 3 第 2 項の基準に適合する例とする。

3 - 15 の 2 - 5 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又は J I S D 4 6 0 4 「自動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであって、所定の性能を保持し及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、保安基準第 22 条の 3 第 3 項の基準に適合する例とする。

3 - 15 の 2 - 6 次の各号に掲げるものは、保安基準第 22 条の 3 第 4 項の基準に適合しない例とす

る。

- (1) 運転者席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したとき、警報を発しないもの
- (2) 運転者席の座席ベルトが装着されたとき、電源投入後 8 秒以下の間を除き、警報が停止しないもの
- (3) 発する警報を運転者席において容易に判別できないもの

3 - 15 の 3 （頭部後傾抑制装置等）

次の各号に掲げる頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、保安基準第 22 条の 4 の基準に適合する例とする。

- (1) 指定自動車等に備えられた頭部後傾抑止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた頭部後傾抑止装置
- (2) J I S D 4604「自動車乗車用ヘッドレストレイント」又はこれと同程度以上の規格に適合した頭部後傾抑止装置であって、的確に備えられたもの

3 - 15 の 4 （年少者用補助乗車装置）

3 - 15 の 4 - 1 次の各号に掲げるものは、保安基準第 22 条の 5 の基準に適合しない例とする。

- (1) 幼児用シートのうち前向きのものであって、年少者の前方に衝撃を緩衝する材料で覆われていない硬い構造物があるもの
- (2) 自動車のシート・バックにつり掛けることのみにより固定する等、座席ベルト又は当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えられる取付装置により固定できない構造であるもの
- (3) 年少者を容易に装置内に拘束又は定置することが困難であるもの
- (4) 緊急時に保護者又は第三者によって容易に救出することができない構造であるもの

3 - 15 の 4 - 2 指定自動車等に備えられたシート組込式年少者用補助乗車装置（自動車の座席に組み込まれたタイプの年少者用補助乗車装置をいう。以下同じ。）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたシート組込式年少者用補助乗車装置であって、年少者に傷害を与えるおそれのある損傷等のないものは、保安基準第 22 条の 5 の基準に適合する例とする。

3 - 15 の 4 - 3 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、年少者に傷害を与えるおそれのある損傷等のないものは、保安基準第 22 条の 5 の基準に適合する例とする。

3 - 16 （通路）

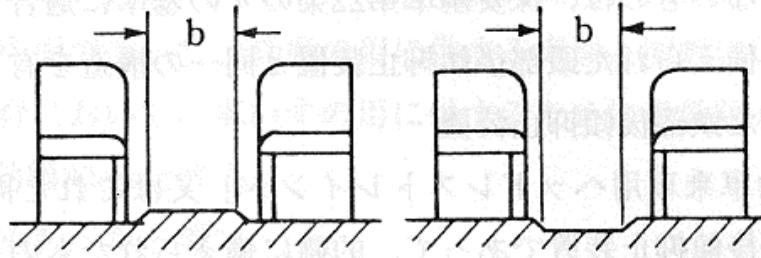
3 - 16 - 1 保安基準第 23 条第 2 項の「有効幅」及び「有効高さ」は、通路として有効に利用できる部分の幅及び高さとする。

なお、座席のスライド等により通路の有効幅が変化するものにあつては、通路の有効幅が最小となる場合の幅とする。

（例）

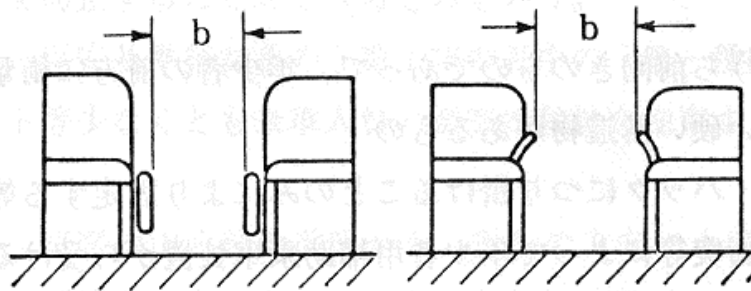
- (1) 有効幅
- (1) 通路と座席床面の高さが異なる場合

b：有効幅



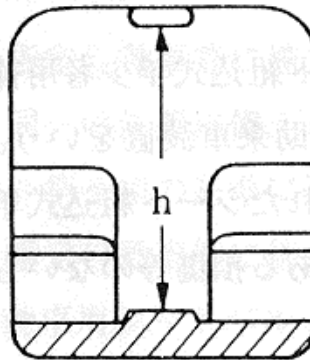
(□) 座席の一部が通路上に突出している場合

b：有効幅



(2) 有効高さ

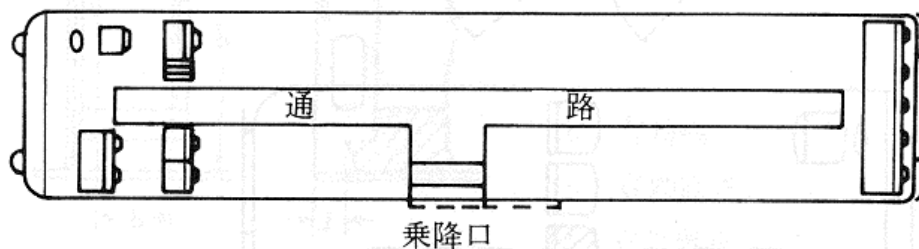
h：有効高さ



3 - 16 - 2 乗降口から座席へ至るための通路との位置関係が、次の各号に該当する座席は、当該座席に関し、保安基準第 23 条 2 項の「座席へ至ることのできる」とされる例とする。

- (1) 座席側面が通路に接している座席又は通路の近傍に位置する座席
- (2) 最前部の前向き座席（(1)に係る座席を除く。）であって、当該座席の背あての床面への正射影が通路に接しているもの又は通路の近傍に位置するもの
- (3) 横向き座席、再奥部の座席等であって、当該座席の用に供する床面が通路に接しているもの
- (4) (1)から(3)までの座席の側方に隣接して設けられた座席であって、それぞれ定員 2 名分までのもの

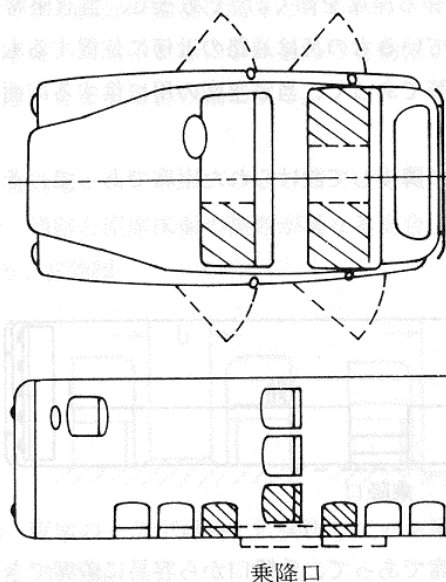
(参考図)



3 - 16 - 3 次の各号に掲げる座席にあって、乗降口から容易に着席できるものは、保安基準第 23 条第 2 項の「乗降口から直接着席できる座席」とされる例とする。

- (1) 乗降口に隣接して設けられた座席
- (2) (1)の座席の側方に隣接して設けられた座席であって、定員 2 名分までのもの

(参考図)

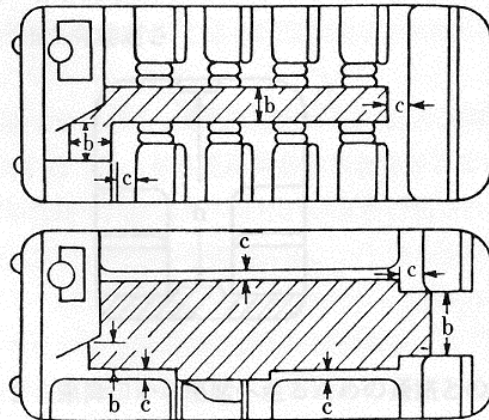


(注) 斜線部は、乗降口に隣接して設けられた座席を示す。

3 - 17 (立席)

保安基準第 24 条第 1 項の「有効幅」及び「有効高さ」は、客室のうち立席として有効に利用できる部分の幅及び高さとする。

(参考図)



b : 30cm以上
c : 25cm

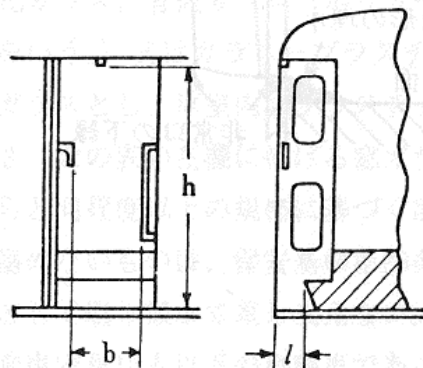
(注) 斜線部は、立席の部位を示す。

3 - 18 (乗降口)

3 - 18 - 1 保安基準第 25 条第 5 項第 1 号及び第 2 号の「有効幅」及び「有効高さ」は、乗降口として有効に利用できる部分の幅及び高さとし、同条第 6 項第 1 号の踏段の「有効奥行」は、踏段のうち乗降に有効に利用できる部分の奥行とする。

(参考図)

(参考図)



b : 有効幅
h : 有効高さ
l : 有効奥行

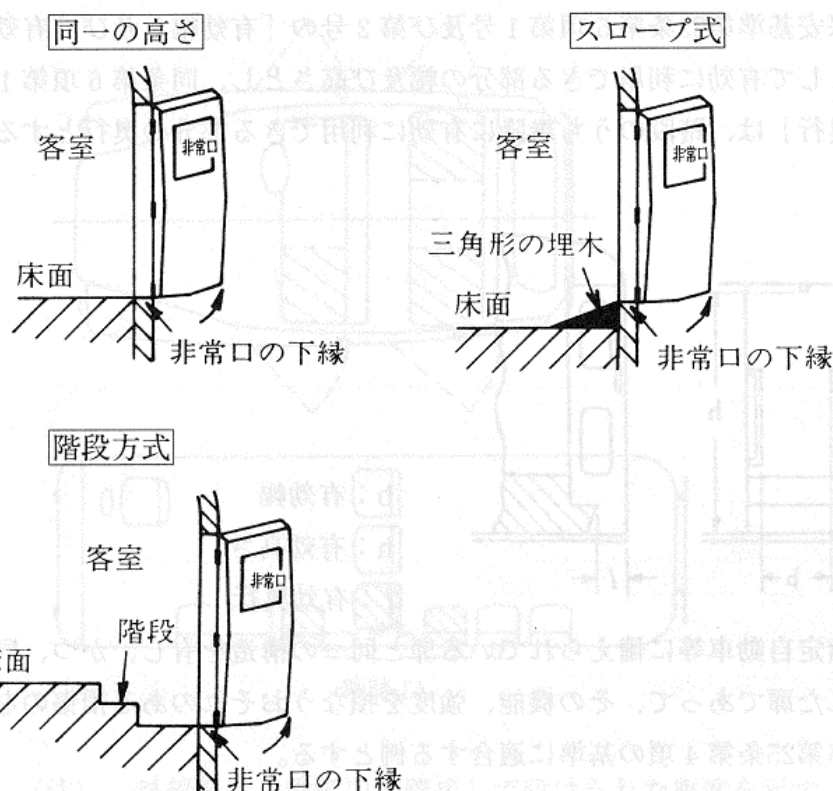
3 - 18 - 2 指定自動車等に備えられている扉と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた扉であって、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないものは、保安基準第 25 条第 4 項の基準に適合する例とする。

3 - 18 の 2 (非常口)

3 - 18 の 2 - 1 保安基準第 26 条第 1 項第 1 号の「客室の右側面の後部」とは、客室の右側面のうち客室の長手方向の中央部より後方の部分をいい、非常口の有効幅の中心がこの部分より後方のものは同号の基準に適合するものとする。

3 - 18 の 2 - 2 保安基準第 26 条第 1 項第 7 号の「非常口の下縁と床面との間には段がついていないこととは、脱出の際につまずかないような構造となっていることをいい、次の例に示すものはこれに適合する例とする。

(例)



3 - 18 の 2 - 3 保安基準第 26 条第 1 項第 8 号の「脱出の妨げにならない」とは、座席を取り外し又は折り畳んだ状態において、通路から非常口までの有効幅及び有効高さが、同項第 5 号に掲げる自動車にあっては同号、その他の自動車にあっては同項第 2 号、第 3 号又は第 4 号の基準に適合し、かつ、その状態が保持できるものをいう。

3 - 18 の 3 (物品積載装置)

3 - 18 の 3 - 1 著しく損傷している荷台その他の物品積載装置は、保安基準第 27 条第 1 項の「堅ろう」とされない例とする。

3 - 18 の 3 - 2 次の各号に掲げるものは、保安基準第 27 条第 2 項の基準に適合しない例とする。

- (1) 自動車の荷台であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積 (0.1m³ 未満は切り捨てるものとする。) で除した数値が 1.5 トン/m³ 未満のもの
- (2) (1)に該当しない自動車の荷台であって、さし枠の取付金具を有するもの
- (3) (1)及び(2)のいずれにも該当しない自動車の荷台であって、後あおり、側あおり等荷台の一部が高くなっており、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの

3 - 19 (窓ガラス)

3 - 19 - 1 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであって、その性能を損なう損傷のないものは、保安基準第 29 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の基準に適合する例とする。

3 - 19 - 2 保安基準第 29 条第 1 項の「安全ガラス」は、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス (ポリカーボネート材又はメタクリル材等の硬質合成樹脂材をいう。) 又はガラス - プラスチック (車外面を板ガラス、合わせガラス又は強化ガラスとし、車室内にプラスチ

ックを接着したものをいう。)とする。

3 - 19 - 3 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、保安基準第 29 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の基準に適合するものとして取り扱って差し支えない。

また、昭和 62 年 8 月 31 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって輸入された自動車以外のもの）にあっては昭和 62 年 2 月 28 日、輸入された自動車にあっては昭和 62 年 3 月 31 日）以前に制作された自動車に係る確認については、「自動車安全ガラスの取扱いについて」（昭和 48 年 11 月 24 日自車第 1078 号）により行って差し支えない。

窓ガラスの部位	付 され る 記 号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE規格No43に基づくもの	FMVSSNo205及びこれに基づくANSZ26.1の規定によるもの
(1) (2)以外の前面ガラス	L	Ⓔ43R - , Ⓔ43R - , Ⓔ43R - ,	AS1, AS14
(2) 大型特殊自動車及び最高速度20キロメートル毎時未満の自動車の前面ガラス	L, L̇, Z, T	Ⓔ43R - , Ⓔ43R - , Ⓔ43R - , Ⓔ43R - , Ⓔ43R - ,	AS 1, AS 2, AS14
(3) 側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）	L, L̇, T	Ⓔ43R - ,	AS 1, AS 2, AS4, AS14,

のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分			AS15
(4) (1)、(2)及び(3)以外の窓ガラス	L, L̇, T	Ⓔ43R - , Ⓔ43R - ,	AS 1, AS 2, AS 3, AS 4, AS 5, AS 8, AS 9, AS 10, AS11, AS12, AS14, AS15, AS16

3 - 19 - 4 損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者室及び客室と仕切られた場所は、保安基準第 29 条第 1 項ただし書の「乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所」とされる例とする。

3 - 19 - 5 次の各号に掲げる側面ガラスは、保安基準第 29 条第 3 項の「側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）」とされないものとする。

- (1) 運転者席より後方の座席等の側面ガラス
- (2) 側面ガラスのうち、運転者席に備えられている頭部後傾抑止装置の前縁（運転者席に頭部後傾抑止装置が備えられていない自動車にあっては、運転者席に備えられている背あての上部の前縁、運転者席に頭部後傾抑止装置及び背あてが備えられていない自動車にあっては、通常の運転姿勢にある運転者の頭部の後端）を含み、かつ、車両中心面に直交する鉛直面より後方の

部分

この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調節した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に 25° の角度にできるだけ近くなるような角度の位置に調節した状態とする。

3 - 19 - 6 保安基準第 29 条第 4 項第 6 号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次の各号に掲げる範囲（保安基準第 44 条第 2 項及び第 3 項の後写鏡並びに第 5 項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の表下欄に掲げる障害物を確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲をいう。

- (1) 前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部（ウェザーストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。）の実長の 20 パーセント以内の範囲
- (2) 側面ガラスであって、自動車の側面に設けられた扉等より上方に設けられた窓ガラスの範囲
- (3) 側面ガラスであって、自動車の側面に設けられた扉等の下部に設けられた窓ガラスの範囲
- (4) (3)に掲げるもののほか、乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車の側面に設けられた扉の窓ガラスのうち、運転者席の座面を含む水平面より下方の範囲

3 - 19 - 7 前面ガラス及び側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等がはり付けられ、又は塗装されたことにより、70 パーセントを下回るおそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。

ただし可視光線透過率が 70 パーセントを下回ることが明らかである場合には、この限りではない。

3 - 19 - 8 窓ガラスにはり付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次の各号に掲げるものを確認できるものは、保安基準第 29 条第 4 項第 6 号の「透明であり」とされるものとする。

- (1) 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては、他の自動車、歩行者等
- (2) 3 - 19 - 6 (1)及び(2)にあっては、交通信号機
- (3) 3 - 19 - 6 (3)及び(4)にあっては、歩行者等

3 - 20 （騒音防止装置）

3 - 20 - 1 自動車の発する騒音が保安基準第 30 条第 1 項に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、音量計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。

この場合において、計測方法等については、保安基準別表第 2 によるほか、次に掲げるところによるものとする。

(1) 音量計

(イ) 音量計は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行ったうえで、次に掲げる状態で使用する。

(a) 聴感補正回路は、A 特性とする。

(b) 指示機構の動特性は、「早い動特性（FAST）」を有する音量計にあっては「早い動特性（FAST）」とする。

(c) 音量計が音量計製作者の指定したウインドスクリーンを備えている場合には、これを

装着した状態とする。

(ロ) 原動機回転計は、自動車に備えられたもの以外のものを用いるものとする。

(ハ) 自動記録装置を用いる場合には、記録装置の動特性は(イ)(b)に準じた状態とする。

(2) 計測場所

(イ) 定常走行騒音の計測場所は、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。

(ロ) 排気騒音の計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。

(ハ) 近接排気騒音の計測場所は、概ね平坦で、車両の外周及びマイクロホンから 2 m 程度の範囲内に壁、ガードレール等の顕著な音響反射物がない場所とする。

(3) 計測位置等

(イ) 定常走行騒音を計測する場合のマイクロホンの向きは、車両中心線に直角かつ水平とする。

(ロ) 排気騒音を測定する場合のマイクロホンの向きは、車両中心線に平行かつ水平とする。

(ハ) 近接排気騒音を計測する場合の計測位置等は、次のとおりとする。

なお、当該計測位置にマイクロホンを物理的に設置することができない場合にあっては、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方 45° に交わる排気管開口部の中心を含む鉛直面より外側で、かつ、排気管開口部の中心から 0.5m 以上離れた範囲内において、排気管開口部の中心の高さで当該計測位置に可能な限り近い位置（地上高さ 0.2m 未満の位置を除く。）にマイクロホンを設置するものとする。

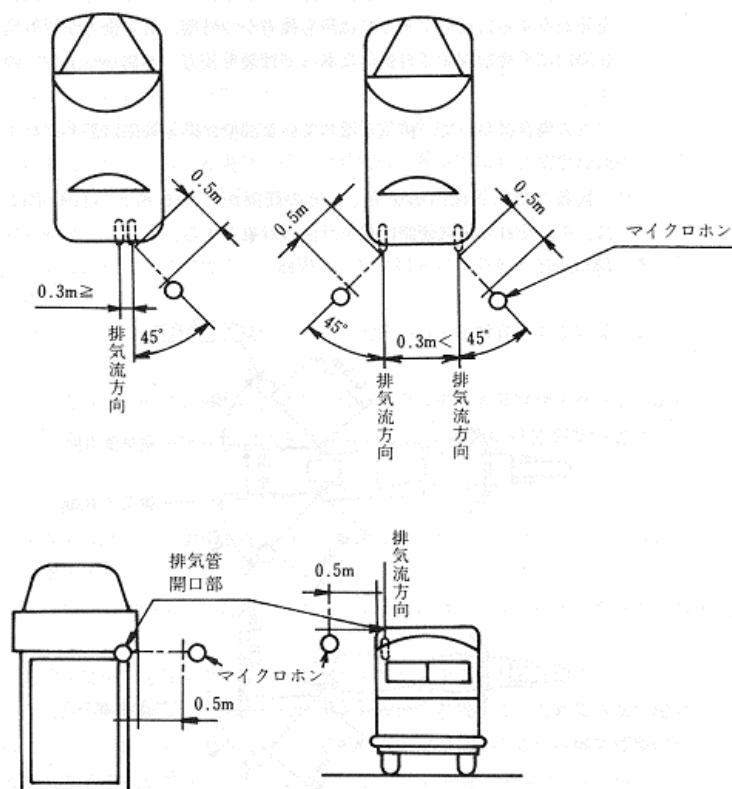
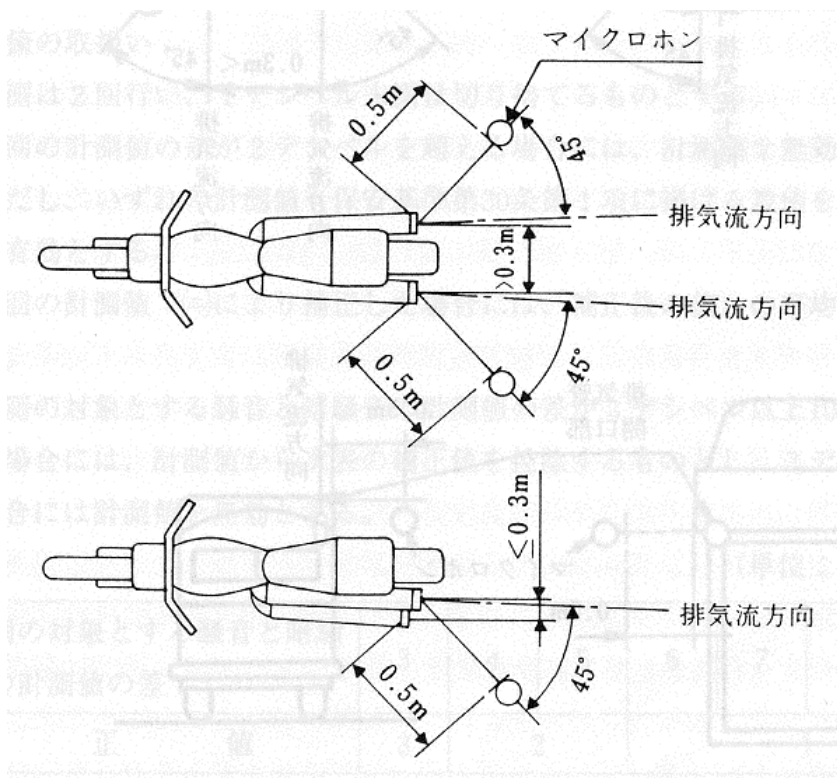
(a) マイクロホンの向きは、水平とし、かつ、排気管開口部の中心へ向けるものとする。

ただし、貨物自動車であって排気管開口部が上向きの排気管を有するもの（排気流の方向が当該排気管の鉛直線に対し 30° を超えない程度の傾きを有するものを含む。）にあっては、マイクロホンの向きは上向きとする。

(b) 複数の排気管開口部を有し、その間隔が 0.3m 以下である自動車にあっては、計測の対象とする排気管開口部は、最も後方（最も後方の排気管開口部を複数有する自動車にあっては最も後方かつ外側、最も後方かつ外側の排気管開口部を複数有する自動車にあっては最も後方、外側かつ上方）のものとする。この場合において、排気が漏れている部位は排気管開口部とみなす（(c)において同じ。）。

(c) 複数の排気管開口部を有し、その間隔が 0.3m を超える自動車にあっては、それぞれの排気管開口部を計測の対象とする。

（参考図）



上向きの排気管開口部を有する自動車

(4) 運転方法

(イ) 定常走行騒音を計測する場合には、原動機の最高出力時の回転数の 60% の回転数で走

行した場合の速度（その速度が 35km/h を超える自動車にあっては、35km/h）で定常走行するときに通常使用される変速段を用いるものとする。

（ロ）排気騒音を計測する場合には、自動車は停止状態、変速機の変速位置は中立、クラッチは接続状態とする。

ただし、変速機が中立の変速位置を有していない自動車にあっては、駆動輪を地面から浮かせた状態とする。

（ハ）近接排気騒音を計測する場合には、次によるものとする。

（a）自動車は停止状態、変速機の変速位置は中立、クラッチは接続状態とする。

ただし、変速機が中立の変速位置を有していない自動車にあっては、駆動輪を地面から浮かせた状態とする。

（b）原動機を最高出力時の回転数の 75%（最高出力時の回転数が 5,000rpm を超える二輪自動車にあっては、50%）の回転数 $\pm$ 3%の回転数に数秒間保持した後、急速に減速し、アイドリングが安定するまでの間の最高騒音を計測する。

（5）計測値の取扱い

（イ）計測は 2 回行い、1 デシベル未満は切り捨てるものとする。

（ロ）2 回の計測値の差が 2 デシベルを超える場合には、計測値を無効とする。

ただし、いずれの計測値も保安基準第 30 条第 1 項に掲げる数値を超える場合には有効とする。

（ハ）2 回の計測値（（二）により補正した場合には、補正後の値）の平均を騒音値とする。

（ニ）計測の対象とする騒音と暗騒音の計測値の差が 3 デシベル以上 10 デシベル未満の場合には、計測値から次表の補正值を控除するものとし、3 デシベル未満の場合には計測値を無効とする。

（単位：デシベル）

計測の対象とする騒音と暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補 正 値	3	2	1				

3 - 20 - 2 内燃機関を原動機とする自動車であって、次に掲げるものは、保安基準第 30 条第 3 項の基準に適合しない例とする。

（1）消音器を取り外したもの（複数の消音器を装着している場合に、その一部を取り外した場合を含む。）

（2）消音器本体を切断したもの

（3）消音器の内部にある騒音低減機構を除去したもの（いわゆる「芯抜き」）

（4）消音器に著しい破損又は腐食のあるもの

3 - 21 （ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置）

3 - 21 - 1 一酸化炭素又は炭化水素の濃度は、暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排気ガス採取部）を 60cm 程度挿入して測定するものとする。

なお、その判定に当たっては、当該自動車の排出ガス規制の識別記号により特定される規制値に基づき判定して差し支えないものとする。

ただし、プローブを 60cm 程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入

を防止する措置を講じて測定するものとする。

なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回較正を行ったうえで使用すること。

3 - 21 - 2 一酸化炭素等発散防止装置であって、次に掲げるものは、保安基準第31条第14項第1号の基準に適合しない例とする。

(1) 触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、O₂センサ、二次空気導入装置等（各装置の配管・配線を含む。以下「触媒コンバータ等」という。）が取り外されているもの。ただし、公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、保安基準第31条第2項、第6項、第10項若しくは第12項又は第58条各項の基準値に適合することが明らかである自動車を除く（次号において同じ。）。

(2) 電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの

(3) 触媒コンバータ等の取付けが確実でないもの又は損傷があるもの

3 - 21 - 3 遮熱板等の熱害対策装置であって、(1)及び(2)に該当するものは、保安基準第31条第14項第2号の基準に適合する例とする。

(1) 指定自動車等又は別途指定する公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により保安基準第31条第14項第2号の基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の(イ)及び(ロ)に適合するもの

(イ) 排気管及び触媒コンバータが同一の位置に備えられていること。

(ロ) 触媒コンバータ部分の遮熱板が同一の構造を有すること。

(2) 取付けが確実であり、損傷がないもの

3 - 21 - 3 の 2 次の各号に掲げる熱害警報装置は保安基準第31条第14項第3号の基準に適合する例とする。

(1) 指定自動車等に備えられている熱害警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものであって、損傷がないもの

(2) 公的試験機関が証明する書面により、保安基準第31条第14項第3号の基準に適合していることが明らかであるもの

3 - 21 - 3 の 3 次の各号に掲げるものは、保安基準第31条第14項第4号の基準に適合しない例とする。

(1) 電源投入時に警報を発しないもの

(2) 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの

(3) 発する警報を運転者席において容易に判断できないもの

3 - 21 - 4 ブローバイガス還元装置であって、その取付けが確実でないもの又は損傷があるものは、保安基準第31条第19項のブローバイガス還元装置に該当しない例とする。

3 - 21 - 5 燃料蒸発ガスの排出を抑止する装置であって、その取付けが確実でないもの又は損傷があるものは、保安基準第31条第22項の基準に適合しない例とする。

3 - 21 - 6 保安基準第31条第22項に規定する程度を超えた黒煙を排出するおそれがあると認められたときは、黒煙測定器を用いて以下により計測するものとする。

なお、その判定に当たっては、当該自動車の排出ガス規制の識別記号により特定される規制値に基づき判定して差し支えないものとする。

(1) 黒煙は、暖気状態の自動車の排気管内にプローブ（黒煙測定器の排気ガス採取部）を20cm

程度挿入して測定する。

ただし、プローブを 20cm 程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。

なお、黒煙測定器は、使用開始前に十分暖機し、1 日 1 回較正を行ったうえで使用すること。

(2) 自動車は、停止状態とし、変速機の変速位置は、中立とする。

(3) 黒煙の採取は、次の運転条件のもとで行う。

(イ) 原動機を無負荷運転した後、加速ペダルを急速に一杯踏み込み最高回転数に達した後ただちに加速ペダルを離して無負荷運転に至る操作を 2 ～ 3 回繰り返す。

(ロ) 無負荷運転を 5 ～ 6 秒間行う。

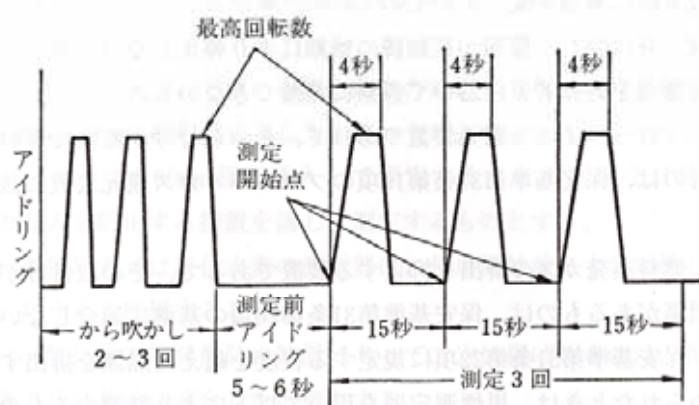
(ハ) 加速ペダルを急速に一杯踏み込み、踏み込み始めてから 4 秒間持続した後、加速ペダルを離し 11 秒間持続する。

(ニ) (ハ) の操作を継続して、さらに 2 回繰り返す。

(ホ) 黒煙の採取は、(ハ) において加速ペダルを踏み込み始めたときから行う。

なお、黒煙を採取する直前にプローブのパージ（滞留黒煙の掃気）を行う。

(参考図)



(4) 汚染度は、3 回の測定値を平均した整数値とする。

3 - 21 - 7 排気管の開口部であって、車両中心線を含む鉛直面に対して左向き又は右向きに 30° を超えない程度の傾きを有し、発散するガスが他の交通に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものは、保安基準第 31 条第 24 項第 1 号の基準に適合する例とする。

3 - 21 - 8 排気管であって、その取付けが確実でないもの又は損傷しているものは、保安基準第 31 条第 24 項第 3 号の基準に適合しない例とする。

3 - 21 の 2 (特定自動車の特例)

3 - 21 の 2 - 1 新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。）における第 31 条の 2 の基準の適合性については、以下の諸元値又は排出ガス値により判定する。

(1) 法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（以下「型式指定車」という。）であって原動機等の変更及び等価慣性重量のランクの変更が行われていないものについては、自動車型式認証実施要領別添 1 自動車型式指定実施要領別紙 1「完成検査終了

証の記載方法」に基づき完成検査終了証に記載された窒素酸化物に係る諸元値又は別途通知する窒素酸化物諸元値一覧に記載された自動車の窒素酸化物に係る諸元値（以下本項において「一覧に記載された諸元値」という。）

（２） 法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（以下「ガス装置指定車」という。）であって原動機等の変更及び等価慣性重量のランクの変更が行われていないものについては、「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日自審第 1152 号）附則 15 騒音防止及び一酸化炭素等発散防止装置に係る自動車の取扱要領」に基づき排出ガス検査終了証等に記載された窒素酸化物に係る諸元値又は一覧に記載された諸元値（平成 10 年運輸省令第 67 号による改正前の規則第 62 条の 4 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（以下「ガス認定車」という。）であって原動機等の変更及び等価慣性重量のランクの変更が行われていないものについて準用する場合を含む。）

（３） 「輸入自動車特別取扱制度」に基づく輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車であって原動機等の変更及び等価慣性重量のランクの変更が行われていないものについては、輸入自動車特別取扱届出済書に記載された窒素酸化物に係る諸元値又は一覧に記載された諸元値

（４） 型式指定車、ガス装置指定車、ガス装置認定車、輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車以外の自動車については、規則第 36 条第 5 項及び第 6 項の規定により提出された書面に記載された窒素酸化物に係る排出ガス値

（５） 型式指定車、ガス装置指定車、ガス装置認定車又は輸入車特別取扱自動車であって原動機等又は等価慣性重量のランクの変更が行われたものについては、「道路運送車両の保安基準第 31 条第 2 項、第 4 項、第 10 項及び第 11 項の自動車の改造に係る新規検査の際に提出する書面について」（昭和 50 年 11 月 12 日付け自車第 708 号・自公第 163 号）に規定する書面（当該変更前の自動車が第 31 条の 2 の基準に適合していない場合は、当該変更後の自動車が同条の基準に適合するものであることを証する書面として提出された書面）に記載された窒素酸化物に係る排出ガス値

3 - 21 の 2 - 2 新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものに限る。）及び継続検査、臨時検査又は構造等変更検査における第 31 条の 2 の基準の適合性の判定については以下による。

（１） 検査証等の備考欄に自動車検査業務等実施要領（昭和 36 年 11 月 25 日自車第 880 号。以下「実施要領」という。）3 - 4 - 21 の（１）、（２）又は（３）の規定に基づく記載がある自動車（原動機等の変更又は車両総重量の変更（当該変更により保安基準第 31 条の 2 第 1 項から第 5 項までに規定する区分のうち該当する区分が変更となるものに限る。以下同じ。）が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査である自動車を除く。）については、その記載により判定する。

（２） 原動機等の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるものについては、検査を行う自動車が第 31 条の 2 の基準に適合するものであることを証する書面を求め、これに記載された排出ガス値により判定する。

ただし、原動機及び一酸化炭素等発散防止装置をガソリン・液化石油ガス 6 モード、同 13 モード、ディーゼル 6 モード又は同 13 モードによる諸元値を持つ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた自動車については、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭

載されていた自動車の窒素酸化物に係る諸元値で判定することができる。

- (3) 車両総重量の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるもの及び検査証等の備考欄に実施要領 3 - 4 - 21 の規定に基づく記載のないもの並びに同規定 (4) 及び (5) の記載のあるものについては、一覧に記載された諸元値等に記載された当該自動車の窒素酸化物に係る排出ガス値により判定する。

3 - 21 の 2 - 3 次の各号に掲げる自動車は第 31 条の 2 の基準に適合しているものとする。

- (1) 型式指定車 ((5) に規定する自動車を除く。) であって「自動車型式指定実施要領について」 (昭和 45 年 3 月 10 日付け自車第 87 号・自整第 37 号) 及び自動車型式認証実施要領別添 1 自動車型式指定実施要領に基づき諸元表に記載された窒素酸化物に係る諸元値が、別表 2 の平均排出ガス基準 (当該自動車が一型式当たりの年間輸入予定台数が 2,000 台未満の輸入自動車である場合は第 31 条の 2 の基準) 以下であるもの。
- (2) ガス装置指定車 ((5) に規定する自動車を除く。) であって「一酸化炭素等発散防止装置の型式認定要領について (依命通達) 」 (昭和 49 年 8 月 20 付け自公第 115 号) に基づき諸元表に記載された窒素酸化物に係る諸元値が、別表 2 の平均排出ガス基準 (当該自動車が一型式当たりの年間輸入予定台数が 2,000 台未満の輸入自動車である場合は第 31 条の 2 の基準) 以下であるもの (ガス装置認定車 ((5) に規定する自動車を除く。) について準用する場合を含む。) 。
- (3) 輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車 ((5) に規定する自動車を除く。) であって同通達に基づき車両諸元要目表に記載された窒素酸化物に係る諸元値が第 31 条の 2 の基準以下であるもの。
- (4) 型式指定車、ガス装置指定車、ガス装置認定車、輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車以外の自動車であって、3 - 21 の 2 - 1 (4) の規定により提出された書面に記載された窒素酸化物に係る排出ガス値が第 31 条の 2 の基準以下であるもの。
- (5) 原動機等の変更が行われた自動車又は等価慣性重量のランクの変更が行われた自動車 (新規検査又は予備検査 (法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。) において判定する場合に限る。) であって当該自動車の窒素酸化物に係る排出ガス値が第 31 条の 2 の基準以下であるもの。

3 - 21 の 2 - 4 次の各号に掲げる自動車は第 31 条の 2 の基準に適合していないものとする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって保安基準第 58 条第 6 項に規定する自動車 (型式指定車を含む。)
- (2) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって保安基準第 58 条第 16 項に規定する自動車
- (3) 軽油を燃料とする自動車であって保安基準第 58 条第 1 項第 40 号に規定する自動車

3 - 21 の 2 - 5 新規検査、予備検査、継続検査、臨時検査又は構造等変更検査において第 31 条の 2 の基準に適合するものであることを証する書面の提出があった自動車についての第 31 条の 2 の基準の適合性の判定は、3 - 21 の 2 - 1、3 - 21 の 2 - 2 及び 3 - 21 の 2 - 4 の規定にかかわらず、これにより判定する。

3 - 21 の 2 - 6 3 - 21 の 2 - 1、3 - 21 の 2 - 2 及び 3 - 21 の 2 - 5 の規定により提出された書面により判定する場合は、保安基準第 31 条第 1 項の規定に基づき、一酸化炭素及び炭化水素に係る排出ガス値が、同条第 2 項、第 4 項、第 6 項、第 7 項及び第 10 項から第 13 項までの規定若

しくは保安基準第 58 条各項の規定に適合するものであること。

3 - 21 の 2 - 7 法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車であって、抹消登録後 5 年が経過した自動車の附則第 2 項における初度登録日の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 初度登録年月日が不明のものは、当該自動車の新規検査の申請があった日から 5 年前の日とする。ただし、5 年前の日が平成 5 年 12 月 1 日（車両総重量が 3.5 トンを超え 5 トン以下の自動車にあつては平成 8 年 4 月 1 日）以降のものにあつては平成 8 年 3 月 31 日）とする。

(2) 初度登録年が判明する自動車にあつては、当該自動車の初度登録年の末日とする。

(3) 初度登録年月が判明する自動車にあつては、当該自動車の初度登録年月の末日とする。

3 - 21 の 2 - 8 平成 5 年 12 月 15 日以降に構造等変更検査を受け、自動車検査証の記載事項の変更を行う場合における特定期日については、当該変更が平成 5 年 12 月 1 日以降に行われたものとみなし、当該変更が行われる前の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

3 - 21 の 3 （灯火器等の取付位置）

3 - 21 の 3 - 1 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、保安基準に定める灯火等の取付位置に係る基準に適合する例とする。

3 - 21 の 3 - 2 保安基準に定める灯火等の照明部、指示部又は反射部（以下「照明部等」という。）の上縁、下縁、最外縁等に係る取付位置の基準について、前号による判定ができない場合等実測することにより判定する必要がある場合には、灯火等の照明部等を次のとおり取り扱うものとする。

(1) すれ違い用前照灯、前部雾灯及び側方照射灯の照明部

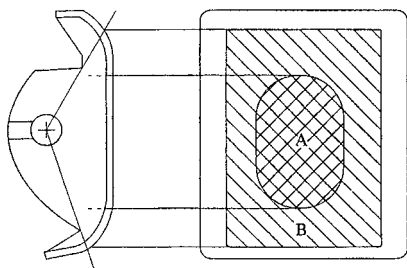
レンズ部分として取り扱うものとし、有効反射面の開口部（プロジェクター型のものにあつては内面の集光レンズの開口径）をレンズ面上へ投影した部分が明らかとなる書面等の提出がある場合には、当該部分として差し支えない。

(2) 車幅灯、側方灯、尾灯、後部雾灯、駐車灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器、補助方向指示器及び非常点滅表示灯の照明部又は指示部

レンズ部分として取り扱うものとし、直接光が図面上入射するレンズ部分又は中心光度の 98% の光度となるレンズ部分（下図参照）が明らかとなる書面等の提出がある場合には、当該部分として差し支えない。

A ：中心光度の 98% の光度となるレンズ部分

B ：直接光が図面上入射するレンズ部分



(3) 前部反射器、側方反射器及び後部反射器の反射部

外からの光を反射するために光学的に設計されたレンズ部分とする。

3 - 21 の 3 - 3 保安基準に定める灯火器等の照明部等の最外縁に係る自動車の最外側からの距離についての基準の適用については、側面方向指示器、側方灯等は、自動車の最外側に含めないものとする。

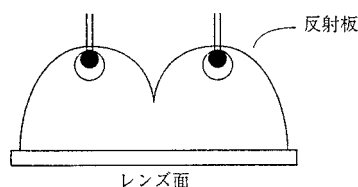
3 - 21 の 4 (灯火等の個数)

灯火等の個数の取扱いは、次のとおりとする。

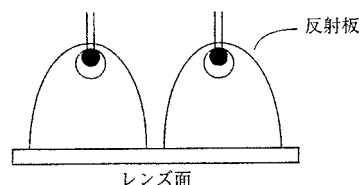
- (1) 走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯については、光源の数とする。
- (2) 車幅灯、側方灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器及び非常点滅表示灯については、灯室（反射板等により区切られた光源を納めた部分）の数とする。また、照明部が不透明なモールなどにより仕切られた灯火器は、これに関係なく灯室が一体であるものは 1 個とみなす。ただし、灯室を 2 以上有するものであって、車両中心面に直角又は平行な鉛直面への照明部の投影面積が当該照明部の投影に外接する最小長方形の面積の 60% 以上のものは、灯室の数に関係なく、これを 1 個とみなすことができる。

（下図参照）

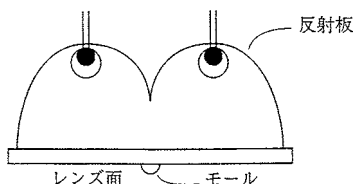
例 1：1 個とみなす。



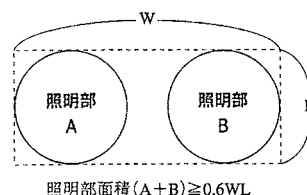
例 2：2 個とみなす。



例 3：モールに関係なく 1 個とみなす。

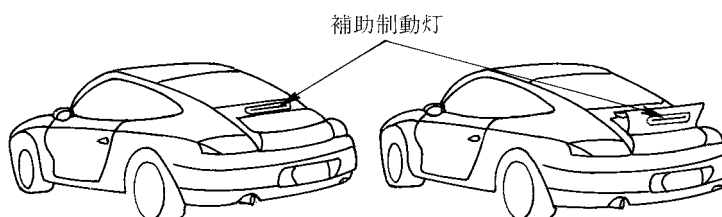


例 4：例 2 において、以下の場合は 1 個とみなすことができる。



- (3) 補助制動灯のうち、車両中心面上の前後に 2 個の照明部を有し、その照明部が同時に点灯せず、かつ、車両の後方から水平に見通した際に、1 個の照明部に限って視認することができる構造のものは、(2) 前段の規定にかかわらず、1 個の補助制動灯とみなすことができる。

（参考図）



- (4) 反射器については、反射部が連続して構成されている部分の数とする。ただし、連続していないもののうち、規則第 63 条に基づく保安装置の型式認定を受けたもの並びにこれに準ずる性能を有するもの又は反射部を二以上有するものであって車両中心面に直角又は平行な鉛直面への反射部の投影面積が当該反射部の投影に外接する最小長方形の面積の 60% 以上のものは、これを 1 個とみなすことができる。

3 - 22 (前照灯等)

3 - 22 - 1 平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車並びに平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び保安基準第 32 条第 1 項第 1 号括弧書の自動車にあっては、保安基準第 32 条第 1 項第 1 号の性能及び第 2 号の正射について、前照灯試験機（走行用）を用いて次の各号により計測し、判定するものとする。

(1) 計測の条件

- (イ) 直進姿勢であり、かつ、検査時車両状態
- (ロ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、(イ)の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態
- (ハ) 蓄電池が充電されており、かつ、原動機が回転している状態
- (ニ) 前照灯試験機（走行用）の受光部と走行用前照灯を正対させた状態
- (ホ) 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態

(2) 計測値の判定（保安基準第 32 条第 1 項第 1 号の性能）

- (イ) 走行用前照灯（四灯式（同時に点灯する 4 個の走行用前照灯を有するものをいう。以下同じ。）にあっては、主走行ビーム）の光度が最大となる点（以下「最高光度点」という。）は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 1 / 5 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は次に掲げるもの以上であること。

ただし、保安基準第 32 条第 1 項第 1 号括弧書の自動車及び昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車に備えられた走行用前照灯を除く。

- (a) 四灯式以外のもので、すれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のものは、1 灯につき 15,000cd
- (b) 四灯式以外のもので、すれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のものは、1 灯につき 12,000cd。ただし、12,000cd に満たない場合にあっては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が 15,000cd。
- (c) 四灯式のものは、主走行ビームが 1 灯につき 12,000cd。ただし、12,000cd に満たない場合にあっては、他の走行用前照灯との光度の和が 15,000cd。

- (ロ) 保安基準第 32 条第 1 項第 1 号括弧書の自動車及び昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車（最高速度 25km/h 未満のものを除く。）の走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行ビーム）の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 3 / 10 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は 1 灯につき 10,000 カンデラ以上であること。

(3) 計測値の判定（保安基準第 32 条第 1 項第 2 号の正射）

走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行ビーム）の最高光度点は、前方 10m の位置において、

走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 20cm(自動車(保安基準第 32 条第 1 項第 1 号括弧書の自動車、昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。))の右側に備えられる走行用前照灯の右方向にあっては、10cm)の鉛直面の範囲内にあること。

- 3 - 22 - 1 の 2 平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び保安基準第 32 条第 1 項第 1 号括弧書の自動車を除く。))にあっては、保安基準第 32 条第 3 項第 1 号の性能について、前照灯試験機(すれ違い用)を用いて次の各号により計測し、判定するものとする。

ただし、3 - 22 - 1 の規定に適合した自動車にあっては、当分の間、この限りではない。

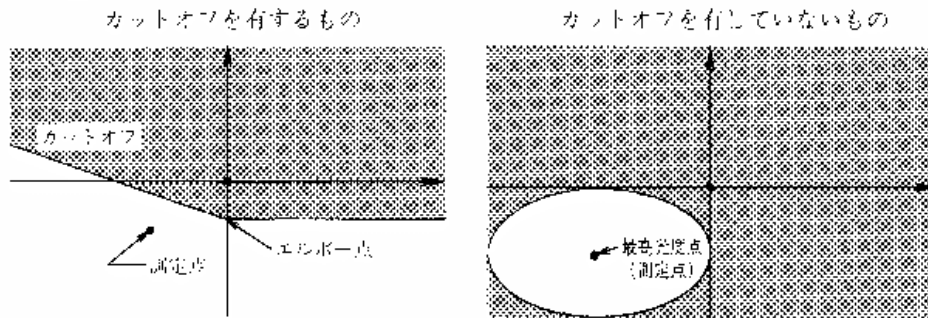
(1) 計測の条件

- (イ) 直進姿勢であり、かつ、検査時車両状態
- (ロ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、(1)の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態
- (ハ) 蓄電池が充電されており、かつ、原動機が回転している状態
- (ニ) 前照灯試験機(すれ違い用)の受光部とすれ違い用前照灯とを正対させた状態
- (ホ) 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態

(2) 計測値の判定

- (イ) カットオフ(すれ違い用前照灯の照射方向を調節する際に用いる光の明暗の区切線のことをいう。以下同じ。)を有するすれ違い用前照灯の場合
 - (a) エルボ一点(左半分及び右半分のカットオフの交点のことをいう。以下同じ。)は、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、水平面より下方 0.11°の平面及び下方 0.86°の平面(当該照明部の中心の高さが 1 m を超える自動車にあっては、下方 0.41 度の平面及び下方 1.16 度の平面)並びに車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 1°の鉛直面に囲まれた範囲内、又は、前方 10m の位置において、当該照明部の中心を含む水平面より下方 2 cm の直線及び下方 15cm の直線(当該照明部の中心の高さが 1 m を超える自動車にあっては、下方 7 cm の直線及び下方 20cm の直線)並びに当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 18cm の直線に囲まれた範囲内にあること。
 - (b) すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、水平面より下方 0.6 度(当該照明部の中心の高さが 1 m を超える自動車にあっては、0.9 度)の平面及び車両中心線と平行な鉛直面より左右に 1.3 度の鉛直面が交わる位置、又は、前方 10m の位置において、当該照明部の中心を含む水平面より下方 11cm(当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、16cm)の直線及び当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左方に 23cm の直線の交わる位置における光度が、1 灯につき、6,400 カンデラ以上であること。
- (ロ) カットオフを有しないすれ違い用前照灯の場合
 - (a) 最高光度点が、照明部の中心を含む水平面より下方にあり、かつ、当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面よりも左方にあること。
 - (b) 最高光度点における光度は、1 灯につき、6,400cd 以上であること。

(参考図) スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用前照灯の配光特性の例



3 - 22 - 1 の 3 3 - 22 - 1 の 2 に基づく前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合には、保安基準第 32 条第 3 項第 1 号の性能については、当該規定にかかわらず、当分の間、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いて次の各号により計測することができる。

(1) 計測の条件

- (イ) 直進姿勢であり、かつ、検査時車両状態
- (ロ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、(イ)の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態
- (ハ) 蓄電池が充電されており、かつ、原動機が回転している状態
- (ニ) 前照灯試験機（走行用）を用いる場合には、当該受光部とすれ違い用前照灯とを正対させた状態
- (ホ) 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態

(2) 計測値の判定

(イ) カットオフを有するすれ違い用前照灯の場合

- (a) すれ違い用前照灯をスクリーン（試験機に付属のものを含む。）、壁等に照射することによりエルボー点が 3 - 22 - 1 の 2 (2)(イ)(a)に規定する範囲内にあることを目視により確認すること。
- (b) 3 - 22 - 1 の 2 (2)(イ)(b)に規定する位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1 灯につき、6,400cd 以上であること。

(ロ) カットオフを有しないすれ違い用前照灯の場合

- (a) 最高光度点が、3 - 22 - 1 の 2 (2)(ロ)(a)に規定する位置にあること。
- (b) 最高光度点における光度は、1 灯につき、6,400 カンデラ以上であること。

3 - 22 - 2 次の各号に掲げるものは、保安基準第 32 条の基準に適合しない例とする。

- (1) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているもの
- (2) 灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているもの
- (3) 灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等があるもの
- (4) 右側通行用の配光である前照灯が取り付けられているもの

3 - 22 - 3 手動式の前照灯照射方向調節装置であって、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に文字、数字又は記号により、3 - 22 - 1 (1)(イ)の状態及び乗車又は積載に係る主な状態に対応する操作装置の調節位置を容易に判別できる表示をしていない

ものは、保安基準第 32 条第 8 項第 3 号の基準に適合しない例とする。

3 - 22 - 4 次の各号に掲げる前照灯洗浄器は、保安基準第 32 条第 10 項の基準に適合しない例とする。

- (1) すれ違い用前照灯の照明部の表面積の 20% 又は走行用前照灯の照明部の表面積の 10% を超えて、当該照明部を覆うもの
- (2) 歩行者等と接触した際に歩行者等に傷害を与えるおそれのある鋭利な外向きの突起のあるもの

3 - 22 - 5 次の各号に掲げる前照灯洗浄器は、保安基準第 32 条第 10 項の基準に適合する例とする。

- (1) 指定自動車等に備えられている前照灯洗浄器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯洗浄器であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの
- (2) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた前照灯洗浄器と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

3 - 22 - 6 次の各号に掲げる前照灯洗浄器は、保安基準第 32 条第 11 項の基準に適合する例とする。

- (1) 指定自動車等に備えられている前照灯洗浄器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯洗浄器であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの
- (2) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

3 - 23 (前部霧灯)

3 - 23 - 1 配線がされている前部霧灯であって、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものは、保安基準第 33 条の基準に適合しないものとして取り扱うものとする。

3 - 23 - 2 前部霧灯の灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等があるものは、保安基準第 33 条の基準に適合しないものとして取り扱うものとする。

3 - 23 - 3 次の各号に掲げる前部霧灯であって、その機能が正常であるものは、保安基準第 33 条第 2 項第 1 号の基準に適合する例とする。

- (1) 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの
- (2) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

3 - 23 の 2 (側方照射灯)

3 - 23 の 2 - 1 配線がされている側方照射灯であって、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものは、保安基準第 33 条の 2 の基準に適合しないものとして取り扱うものとする。

3 - 23 の 2 - 2 側方照射灯の灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等があるものは、保安基準第 33 条の 2 の基準に適合しないものとして取り扱うものとする。

3 - 24 (車幅灯)

3 - 24 - 1 次の各号に掲げる車幅灯であって、その機能が正常であるものは、保安基準第 34 条第 2 項第 1 号の基準に適合する例とする。この場合において、照明部の取扱いは、3 - 21 の 3 - 2 の例によるものとする。

- (1) 光源が 5 ワット以上で照明部の大きさ(車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた照明部にあっては、当該モール等に相当する部分の

投影面積を除くものとする。3 - 27 - 1、3 - 27 の3 - 1 (1)及び3 - 29 - 1 (1)において同じ。) 15c m²以上のもの

(2) 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一位置に備えられたもの

(3) 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準する性能を有するもの

3 - 24 - 2 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、保安基準第34条の基準に適合しない例とする。

3 - 25 (前部反射器)

3 - 25 - 1 次の各号に掲げる前部反射器は、保安基準第35条第2項第1号の基準に適合する例とする。この場合においては、反射部の取扱いは、3 - 21 の3 - 2の例によるものとする。

(1) 反射部の大きさ(車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた反射部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が10c m²以上のもの

(2) 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

(3) 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準する性能を有するもの

3 - 25 - 2 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものは、保安基準第35条の基準に適合しない例とする。

3 - 25 の2 (側方灯)

3 - 25 の2 - 1 次の各号に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、保安基準第35条の2第2項第1号の基準に適合する例とする。この場合においては、照明部の取扱いは、3 - 21 の3 - 2の例によるものとする。

(1) 光源が3ワット以上30ワット以下で照明部の大きさ(車両中心線に平行な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた照明部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が10c m²以上のもの

(2) 指定自動車等に備えられている側方灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方灯

(3) 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準する性能を有するもの

3 - 25 の2 - 2 次の各号に掲げる側方反射器は、保安基準第35条の2第4項第1号の基準に適合する例とする。この場合において、反射部の取扱いは、3 - 21 の3 - 2の例によるものとする。

(1) 反射部の大きさ(車両中心線に平行な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた反射部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が10c m²以上のもの

(2) 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

(3) 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準する性能を有するもの

3 - 25 の2 - 3 灯器もしくは反射器が損傷し、又はレンズ面若しくは反射面が著しく汚損して

ものは、保安基準第 35 条の 2 の基準に適合しないものとして取り扱うものとする。

3 - 26 （番号灯）

3 - 26 - 1 次の各号に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、保安基準第 36 条第 1 項の基準に適合する例とする。

- (1) 番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 30 ルクス以上のもの
- (2) 指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯

3 - 26 - 2 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、保安基準第 36 条第 1 項の基準に適合しない例とする。

3 - 26 - 3 規則第 11 条第 3 項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標であって、その機能が正常であるものは、保安基準第 36 条第 1 項の基準に適合する番号灯として取り扱うものとする。

3 - 27 （尾灯）

3 - 27 - 1 次の各号に掲げる尾灯であって、その機能が正常であるものは、保安基準第 37 条第 2 項第 1 号の基準に適合する例とする。この場合において、照明部の取扱いは、3 - 21 の 3 - 2 の例によるものとする。

- (1) 光源が 5 ワット以上で照明部の大きさが 15c m²以上のもの。
- (2) 指定自動車等に備えられている尾灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた尾灯
- (3) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

3 - 27 - 2 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、保安基準第 37 条の基準に適合しない例とする。

3 - 27 - 3 保安基準第 37 条第 1 項ただし書きの自動車に備えられている尾灯のうち、照明部を 2 つ以上有するものであって、3 - 21 の 4 により 1 個の尾灯と見なされるものについては、保安基準第 37 条第 2 項第 6 号及び第 7 号の「後面の両側に備える尾灯」とされないものとする。

3 - 27 の 2 （後部霧灯）

3 - 27 の 2 - 1 次の各号に掲げる後部霧灯であって、その機能が正常であるものは、保安基準第 37 条の 2 第 2 項の基準に適合する例とする。この場合において、照明部の取扱いは、3 - 21 の 3 - 2 の例によるものとする。

- (1) 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの
- (2) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

3 - 27 の 2 - 2 配線がされている後部霧灯であって、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものは、保安基準第 37 条の 2 の基準に適合しないものとして取り扱うものとする。

3 - 27 の 3 （駐車灯）

3 - 27 の 3 - 1 次の各号に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、保安基準第 37 条の 3 第 2 項第 1 号の基準に適合する例とする。この場合において、照明部の取扱いは、3 - 21 の 3 - 2 の例によるものとする。

(1) 光源が3ワット以上30ワット以下で照明部の大きさが10c㎡以上のもの

(2) 指定自動車灯に備えられている駐車灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた駐車灯

(3) 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

3-27の3-2 配線がされている駐車灯であって、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものは、保安基準第37条の3の基準に適合しないものとして取り扱うものとする。

3-27の4 (後部上側端灯)

3-27の4-1 次の各号に掲げる後部上側端灯であって、その機能が正常であるものは、保安基準第37条の4第2項第1号の基準に適合する例とする。この場合において、照明部の取扱いは、3-21の3-2の例によるものとする。

(1) 光源が5ワット以上30ワット以下で照明部の大きさが15c㎡以上のもの

(2) 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

(3) 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

3-27の4-2 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損している後部上側端灯は、保安基準第37条の4の基準に適合しない例とする。

3-28 (後部反射器)

3-28-1 保安基準第38条第1項第3号の性能については、3-25-1の例によるものとする。

3-28-2 次の各号に掲げる後部反射器は、保安基準第38条第1項第3号の基準に適合する例とする。

(1) 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

(2) 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

3-28-3 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものは、保安基準第38条の基準に適合しない例とする。

3-28の2 (大型後部反射器)

3-28の2-1 次の各号に掲げる大型後部反射器は、保安基準第38条の2第1項第4号及び第5号の基準に適合する例とする。

(1) 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

(2) 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

3-28の2-2 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損している大型後部反射器は、保安基準第38条の2の基準に適合しない例とする。

3-29 (制動灯)

3-29-1 次の各号に掲げる制動灯であって、その機能が正常であるものは、保安基準第39条第2項第1号の基準に適合する例とする。この場合において、照明部の取扱いは、3-21の3-2の例によるものとする。

(1) 光源が15ワット以上で照明部の大きさが20c㎡以上のもの。

(2) 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制

動灯

- (3) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

3 - 29 - 2 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、保安基準第 39 条の基準に適合しない例とする。

3 - 29 - 3 保安基準第 39 条第 1 項ただし書きの自動車に備えられている制動灯のうち、照明部を 2 つ以上有するものであって、3 - 21 の 4 により 1 個の制動灯として見なされるものについては、保安基準第 39 条第 2 項第 7 号の「後面の両側に備える制動灯」とされないものとする。

3 - 29 の 2 (補助制動灯)

3 - 29 の 2 - 1 配線がされている補助制動灯であって、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、保安基準第 39 条の 2 の基準に適合しない例とする。

3 - 29 の 2 - 2 次の各号に掲げる補助制動灯であって、その機能が正常であるものは、保安基準第 39 条の 2 第 2 項第 1 号の基準に適合する例とする。

- (1) 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの
- (2) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

3 - 30 (後退灯)

3 - 30 - 1 次の各号に掲げるものは、保安基準第 40 条の基準に適合しない例とする。

- (1) 灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているもの
- (2) 灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等があるもの

3 - 30 - 2 次の各号に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、保安基準第 40 条第 2 項第 1 号の基準に適合する例とする。この場合において、照明部の取扱いは、3 - 21 の 3 - 2 の例によるものとする。

- (1) 光度が 300 カンデラ以下の後退灯
- (2) 指定自動車等に備えられている後退灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯
- (3) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

3 - 31 (方向指示器)

3 - 31 - 1 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領にて」(昭和 54 年 3 月 28 日自車第 241 号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した車両側面中央部付近の方向指示器であって、その機能が正常であるものは、保安基準第 41 条の基準に適合する例とする。

3 - 31 - 2 次の各号に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、保安基準第 41 条第 2 項第 1 号の基準に適合する例とする。この場合において、指示部の取扱いは、3 - 21 の 3 - 2 の例によるものとする。

- (1) 次表に掲げる要件を備える各方向指示器

方向指示器の種類	自 動 車 の 種 類	要 件	
		光 源 の ワット数	指示部の 面 積
方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	昭和35年4月1日以後に製作された長さ6メートル以上の自動車	15ワット以上	40cm ² 以上(※1)
	昭和35年4月1日以後に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにカクピラ及びそりを有する軽自動車		7cm ² 以上(※1)
	昭和35年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車		—
	その他		20cm ² 以上(※1)
保安基準第41条第3項、第4項第1号、第5項又は第6項第2号の規定により自動車の両側面に備える方向指示器	昭和44年10月1日以後に製作された長さ6メートル以上の自動車	3ワット以上	20cm ² 以上(※2)
	昭和44年9月30日以前に製作された自動車	3ワット以上	20cm ² 以上(※3)
	その他	3ワット以上	10cm ² 以上(※2)
保安基準第41条第4項第2号の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15ワット以上	40cm ² 以上(※2)

- 1：各指示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積（不透明なモール等により仕切られた指示部にあつては、当該モール等に相当する投影面積を除く。2、3において同じ。）をいう。
- 2：各指示部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と45度に交わる鉛直面への投影面積をいう。
- 3：各指示部の車両中心面（専ら後側方に対して表示するためのものにあつては、車両中心面と45度に交わる鉛直面）への投影面積をいう。

(2) 指定自動車等に備えられている方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器

(3) 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

3-31-3 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、保安基準第41条の基準に適合しない例とする。

3-31の2（補助方向指示器）

3-31の2-1 配線がされている補助方向指示器であつて、次の各号に掲げるものは、保安基準第41条の2の基準に適合しないものとして取り扱うものとする。

- (1) 灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているもの
- (2) 方向指示器と連動して点滅しないもの

3 - 31 の 3 （非常点滅表示灯）

3 - 31 の 3 - 1 保安基準第 41 条の 3 第 2 項において準用する保安基準第 41 条第 2 項第 1 号の基準については、3 - 31 - 2 の例によるものとする。

3 - 31 の 3 - 2 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、保安基準第 41 条の 3 の基準に適合しない例とする。

3 - 31 の 3 - 3 盗難防止装置(74/61/E E C (欧州経済共同体指令)に規定する原動機の動力による走行を不能とする装置をいう。)の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3 秒を超えない範囲内において非常点滅灯を使用する構造については、保安基準第 41 条の 3 第 2 項(第 41 条第 3 項第 1 号に係る部分に限る。)に適合するものとして取り扱うものとする。

3 - 31 の 4 （灯火の色等の制限）

3 - 31 の 4 - 1 旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって、運転者席で点灯できないものについては、保安基準第 42 条第 1 項 10 号の「走行中に使用しない灯火」として取り扱うものとする。

3 - 31 の 4 - 2 指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火(いわゆるコーチランプ)と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、保安基準第 42 条第 2 項の基準に適合するものとして取り扱うものとする。

3 - 31 の 4 - 3 作業灯であって次の各号に掲げるものは、保安基準第 42 条第 2 項 6 号の「走行中に使用しない灯火」として取り扱うものとする。

(1) 運転者席で点灯できないもの

(2) 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの

3 - 31 の 4 - 4 点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことができる構造を有する灯火は、保安基準第 42 条第 5 項の「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされない例とする。

3 - 31 の 4 - 5 指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、保安基準第 42 条第 6 項の「反射光の色が赤色である反射器」とされないものとして取り扱うものとする。

3 - 31 の 4 - 6 指定自動車等に備えられた側面に回り込む赤色の照明部を有する後方に表示する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、保安基準第 42 条第 8 項の「前方を照射し、又は前方に表示するもの」とされないものとして取り扱うものとする。

3 - 32 （警音器）

3 - 32 - 1 次の各号に掲げる警音器の警報音発生装置であって、その機能が正常であるものは、保安基準第 43 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の基準に適合する例とする。

(1) 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有するもの

(2) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

3 - 32 - 2 次の各号に掲げる警音器の警報音発生装置は、保安基準第 43 条第 2 項第 3 号の基準に適合しない例とする。

(1) 音が自動的に断続するもの

(2) 音の大きさ又は音色が自動的に変化するもの

(3) 運転者が運転席において、音の大きさ又は音色を容易に変化させることができるもの

3 - 32 - 3 音の大きさが保安基準第 43 条第 3 項第 1 号に規定する範囲内におそれがあると認

められたときは、音量計を用いて次の各号により計測するものとする。

- (1) 音量計は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。
- (2) マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から 7 m の位置の地上 0.5m から 1.5m の高さにおける音の大きさが最大となる高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。
- (3) 聴感補正回路は A 特性とする。
- (4) 原動機は、停止した状態とする。
- (5) 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。
- (6) 計測値の取扱いは、3 - 20 - 1 (5) の例とする。

3 - 32 - 4 3 - 32 - 3 の規定にかかわらず平成 15 年 12 月 31 日以前に制作された自動車にあっては、次の各号により計測できるものとする。

- (1) 音量計は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う
- (2) マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から 2 m の位置の地上 1 m の高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。
- (3) 聴感補正回路は C 特性とする。
- (4) 原動機は、停止した状態とする。
- (5) 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。
- (6) 計測値の取扱いは、3 - 20 - 1 (5) の例によるものとする。

3 - 32 の 2 (非常信号用具)

次の各号に掲げるものは、保安基準第 43 条の 2 の基準に適合しない例とする。

- (1) 赤色灯火の発光部のレンズの直径が 35mm 未満の赤色合図灯
- (2) 豆電球 2.5V・0.3A の規格又はこれと同程度以上の規格の性能を有しない電球を使用した赤色合図灯
- (3) J I S C 8501「マンガン電池」の R 14 P (いわゆるマンガン単二形乾電池) の規定若しくは J I S C 8511「アルカリ一次電池」の L R 6 (いわゆるアルカリマンガン単三電池) の規格又はこれらと同程度以上の規格の性能を有しない電池を使用した赤色合図灯
- (4) 灯器が損傷し、若しくはレンズ面が著しく汚損し、又は電池が消耗したことにより性能の著しく低下した赤色合図灯
- (5) J I S D 5711「自動車用緊急保安炎筒」の規格又はこれと同程度以上の規格の性能を有しない発煙筒
- (6) 損傷し、又は湿気を吸収したため、性能の著しく低下した発煙筒

3 - 33 (後写鏡等)

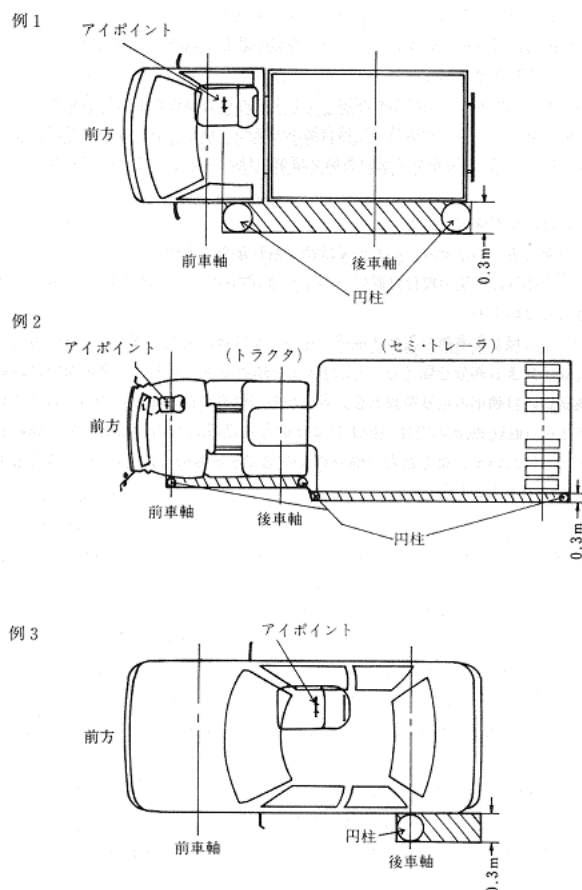
3 - 33 - 1 次の各号に掲げる後写鏡 (ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室を有しないものに備える後写鏡を除く。) は、保安基準第 44 条第 2 項第 4 号の「確認」できないものの例とする。

- (1) 取付が不確実なもの
- (2) 鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れがあるもの
- (3) 「車体外後写鏡の取付位置について」(昭和 58 年 3 月 18 日自車第 186 号)記 1 に適合しないもの

3 - 33 - 2 保安基準第 44 条第 2 項第 4 号の「左外測線附近 (運転者が運転席において確認できる部

分を除く。)の交通状況を確認できる」とは、平坦な面においた直進状態の自動車の左外側線上運転席から自動車の後端まで沿って設置された高さ 1 m、直径 30cm の円柱(後車軸より前方に設置した円柱であって、運転者が運転者席において少なくとも一部を直接確認できるものを除く。)の少なくとも一部を確認できることをいう。

(参考図) 視界の範囲



(注) 1. 斜線部は、左外側線付近の視界の範囲を示す。

2. 特殊な自動車(運転者席の高い自動車、幅の広い被けん引車をけん引する自動車、除雪装置を備えた自動車等)にあっては、視界の範囲の確認のため直左確認鏡を併用してもよい。

3. 円柱の位置は例示である。

3 - 33 - 3 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、保安基準第 44 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の基準に適合する例とする。

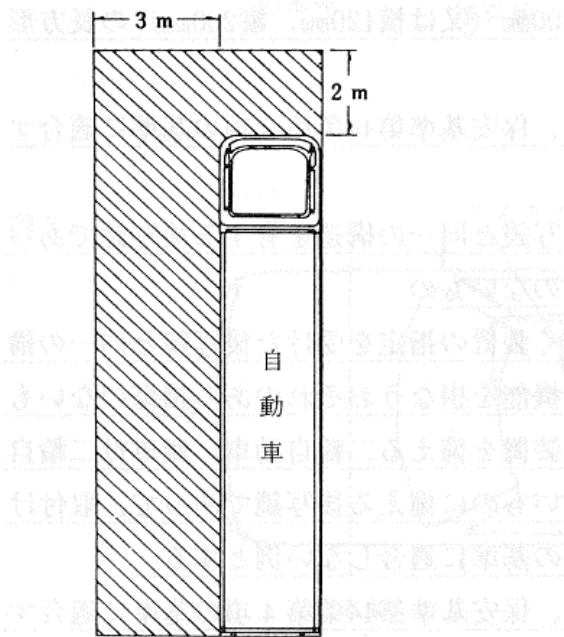
3 - 33 - 4 ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室を有しないものに備える後写鏡であって、次の各号に掲げるものは、保安基準第 44 条第 3 項の基準に適合しない例とする。

ただし、平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車に備える後写鏡にあっては、(2)から(4)までの規定によらないことができる。

(1) 鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れがあるもの

- (2) 鏡面の面積が 69cm^2 未満であるもの
 - (3) その形状が円形の鏡面にあっては、鏡面の直径が 94mm であるもの、又は鏡面の直径が 150mm を超えるもの
 - (4) その形状が円形以外の鏡面にあっては、当該鏡面が直径 78mm の内包しないもの、又は当該鏡面が縦 120mm 、横 200mm (又は横 120mm 、縦 200mm) の長方形により内包されないもの
- 3 - 33 - 5 次の各号に掲げる後写鏡は、保安基準第 44 条第 3 項の基準に適合する例とする。
- (1) 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有する後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの
 - (2) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡と同一の構造を有する後写鏡であって、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの
- 3 - 33 - 6 ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室を有しないものに備える後写鏡であって、取付けが不確実なものは、保安基準第 44 条第 4 項の基準に適合しない例とする。
- 3 - 33 - 7 次の各号に掲げる後写鏡は、保安基準第 44 条第 4 項の基準に適合する例とする。
- (1) 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの
 - (2) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの
- 4 - 33 - 8 保安基準第 44 条第 5 項第 1 号の「当該自動車の前面から 0.3 メートルの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から 0.3 メートルの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1 メートルの障害物」を確認できるとは、平坦な面においた自動車の前面各部及び左外側線上自動車の前端から後端までに沿って設置された高さ 1m 、直径 30cm の円柱の少なくとも一部を確認できることをいう。
- 3 - 33 - 9 保安基準第 44 条第 5 項第 2 号の「当該自動車の前面から 2 メートルの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から 3 メートルの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1 メートルの障害物」を確認できるとは、平坦な面においた自動車の前方 2m 、左側方 3m 範囲内に設置させた高さ 1m 、直径 30cm の円柱の少なくとも一部を確認できることをいう。
- この場合において、「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」(昭和 54 年 3 月 28 日自車第 241 号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した鏡は、保安基準第 44 条第 5 項第 2 号の基準に適合する例とする。
- (参考図) 視界の範囲

(参考図) 視界の範囲



(注) 斜線部は視界の範囲を示す。

3 - 33 - 10 3 - 33 - 1 (1) 又は (2) に該当する鏡は、保安基準第 44 条第 5 項第 1 号及び第 2 号の下欄に掲げる障害物を確認できないものの例とする。

3 - 33 の 2 (窓拭器等)

3 - 33 の 2 - 1 窓拭き器のブレードであって、老化等により著しく機能が低下しているものは、保安基準第 45 条第 1 項の基準に適合しない例とする。

3 - 33 の 2 - 2 指定自動車等に備えられている窓ふき器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ふき器であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、保安基準第 45 条第 1 項の基準に適合する例とする。

3 - 33 の 2 - 3 洗浄液噴射装置であって、洗浄液を噴射させた場合に洗浄液が窓ふき器の払しょく範囲内にあたるものは、保安基準第 45 条第 2 項第 1 号の基準に適合する例とする。

3 - 33 の 2 - 4 指定自動車等に備えられているデフロスタと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたデフロスタであって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、保安基準第 45 条第 2 項第 2 号の基準に適合する例とする。

3 - 33 の 2 - 5 衝撃を吸収する材料で被われているサンバイザであって、内部構造物に局部的に硬い接触感のないものは、保安基準第 45 条第 3 項の基準に適合する例とする

3 - 34 (速度計等)

3 - 34 - 1 平成 18 年 12 月 31 日までに製作された自動車にあっては、自動車の速度計が 40km/h (最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度) を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次の各号に掲げる基準に適合しないものは、保安基準第 46 条第 1 項第 2 号の基準に適合しない例とする。

(1) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 90)V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 キロメートル毎時）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 キロメートル毎時）

- (2) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 90) V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 キロメートル毎時）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 キロメートル毎時）

- 3 - 34 - 1 の 2 平成 19 年 1 月 1 日以降に製作された自動車にあっては、3 - 34 - 1 の規定にかかわらず、自動車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次の各号に掲げる基準に適合しないものは、保安基準第 46 条第 1 項第 2 号の基準に適合しない例とする。

- (1) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 キロメートル毎時）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 キロメートル毎時）

- (2) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 キロメートル毎時）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 キロメートル毎時）

- 4 - 34 - 2 次の各号に掲げる速度計は、保安基準第 46 条第 1 項第 1 号の基準に適合する例とする。

- (1) 速度がキロメートル毎時で表示されないもの
- (2) 照明装置を備えたもの、自発光式のもの若しくは文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったもののいずれにも該当しないもの（保安基準第 56 条第 1 項の自動車であって昼間のみ運行するものを除く。）、又は運転者をげん惑させるおそれのあるもの
- (3) デジタル式速度計であって、昼間又は夜間のいずれにおいて十分な輝度又はコントラストを有しないもの
- (4) 速度計が、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にないもの

- 3 - 34 - 3 次の各号に掲げる速度計は、保安基準第 46 条第 1 項第 1 号の基準に適合する例とする。

- (1) 指定自動車等に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの
- (2) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

3 - 35 （消火器）

消火器の技術上の規格を定める省令(昭和 39 年自治省令 27 号)第 38 条第 3 項の規定による表

示がなされているものは、保安基準第 47 条第 4 項第 1 号及び同項第 2 号の基準に適合するものとする。

3 - 36 （内圧容器及びその付属装置）

機械等検定規則（昭和 47 年労働省令第 45 号）第 4 条の規定による合格印が押印された明細書の提出があるときは、保安基準第 48 条第 1 号の基準に適合するものとする。

3 - 36 の 2 （運行記録計）

法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた運行記録計又はこれに準ずる性能を有するものであって、その機能が正常であるものは、保安基準第 48 条の 2 第 2 項の基準に適合するものとする。

3 - 36 の 3 （速度表示装置）

3 - 36 の 3 - 1 速度表示装置については、速度表示灯の点灯の有無について確認するとともに、速度が 40 km/h における速度表示灯の誤差についても確認するものとする。

ただし、速度表示灯の点灯の有無については、停止状態において速度表示灯の電球の故障の有無を確認するための装置が設けられている場合にあっては、これにより確認しても差し支えないものとする。

3 - 36 の 3 - 2 保安基準第 48 条の 3 第 2 項第 1 号の「灯火を自動的に点灯する」、同項第 3 号の「横に配列する」、同項第 5 号の「前方 100 メートルの距離から点灯している灯火の数を確認できる」及び同項第 8 号の「その作動状態を確認できる灯火その他の装置を備えたものであること」については、それぞれ「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う改正事項の解釈等について（依命通達）」（昭和 42 年 11 月 28 日自車第 909 号）の記 4 によるものとする。

3 - 36 の 3 - 3 保安基準第 48 条の 3 第 2 項第 2 号の取付位置については、照明部中心の位置によるものとする。

3 - 36 の 4 （緊急自動車）

3 - 36 の 4 - 1 保安基準第 49 条第 1 項の規定により備えられた警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、保安基準第 49 条第 1 項第 1 号の基準に適合する警光灯として取り扱うものとする。

3 - 36 の 4 - 2 サイレンの音の大きさが保安基準第 49 条第 1 項第 2 号に規定する範囲内でないおそれがあると認められるときは、音量計を用いて 3 - 32 - 4（1）から（6）の計測方法に準じて計測するものとする。

この場合において、マイクロホンは車両中心線上の自動車の前端から 20m の位置の地上 1 m の高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置するものとする。

3 - 36 の 4 - 3 緊急自動車の車体の塗色の大部分の塗色が保安基準第 49 条第 2 項に規定する塗色である場合は、保安基準第 49 条第 2 項の基準に適合する例とする。

3 - 37 （旅客自動車運送事業用自動車）

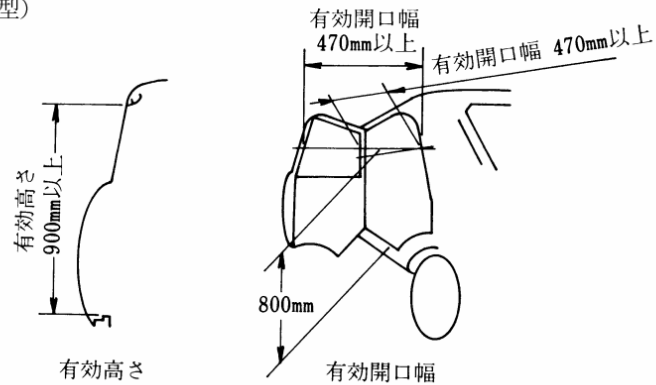
3 - 37 - 1 保安基準第 50 条第 1 項第 6 号の「乗降口から直接着席できる座席」については、3 - 16 - 3 の例によるものとする。

3 - 37 - 2 保安基準第 50 条第 1 項第 6 号の乗降口の有効高さ及び有効開口幅は、乗降口として有効に利用できる部分の高さ及び幅とする。

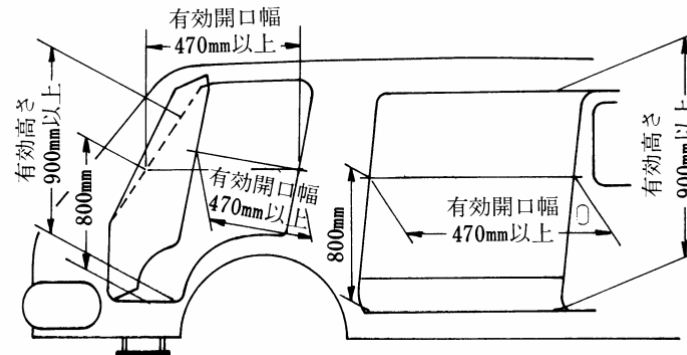
（参考図）

(参考図)

(箱型)



(ステーションワゴン型)

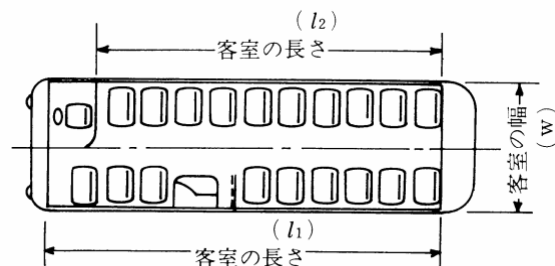


- 3 - 37 - 3 保安基準第 50 条第 2 項第 1 号の客室床面積は、客室の長さ(客室の長さが左右で異なる場合は、その平均の長さ)に客室の幅を乗じて得た値とする。

(算式)

$$\text{客室床面積} = \left(\frac{l_1 + l_2}{2} \right) \times w$$

(参考図)



- 3 - 37 - 4 保安基準第 50 条第 2 項第 4 号の運転者席と車掌席との距離は、それぞれ中心間の最短距離を床面に平行に計測した長さとする。

この場合において、車掌席の位置が明らかでないものにあつては、車体の側面における乗降口開口部の後縁を車掌の位置とする。

- 3 - 37 - 5 運転者席前縁から 20cm の位置を含み、車両中心面に直交する鉛直面より乗降口の開口部の前縁が後方にある乗降口は、保安基準第 50 条第 3 項第 3 号の「運転者席に近接した乗降口」とされない例とする。

3 - 37 - 6 保安基準第 50 条第 3 項第 3 号の「発射することのできない構造」の解除装置を備えた場合であって、当該解除装置が運転者席において操作することのできるものは、同号前段の基準に適合しない例とする。

3 - 37 - 7 保安基準第 50 条第 4 項第 1 号の「間げき」は、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（局部的な突出部を除く。）までの最短水平距離とする。

この場合において、運転者席（運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。）がリクライニング機構を有する場合には背もたれを鉛直面から後方に 30° まで倒した状態、スライド機構を有する場合には間げきが最小となる状態とする。

また、前方の座席と向かい合っている座席にあっては、400mm 以上の間げきがなければならないものとする。

3 - 37 - 8 旅客自動車運送事業の用に供する自動車がその構造装置の変更を伴うことなく旅客自動車運送事業の用に供しなくなった場合は、保安基準に適合しなくなるおそれがないものとして差し支えない。

3 - 37 の 2 （ガス運送容器を備える自動車等）

保安基準第 50 条の 2 第 1 項の「バンパその他の緩衝装置」及び同条第 2 項の「十分な間隔」については、それぞれ「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う改正条項の解釈等について」（昭和 51 年 6 月 10 日自車第 411 号）記 1 の(3)、(4)及び記 2 並びに記 3 によるものとする。

3 - 38 （火薬類を運送する自動車）

3 - 38 - 1 保安基準第 51 条に係る検査は、火薬類の運搬に関する総理府令(昭和 35 年総理府令第 65 号)第 16 条に規定する標識をつける自動車及び当該使用者が火薬類製造業者であること等により火薬類を運搬するものと認められる自動車について行うものとする。

3 - 38 - 2 次の各号に掲げるものは、保安基準第 51 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の基準に適合しないものの例とする。

- (1) 配線の被覆が破損しているもの
- (2) 配線が他の金属部分との接触等により損傷するおそれがあるもの
- (3) 蓄電池の端子覆い又は配線の端子覆いが破損しているもの

3 - 39 （危険物を運送する自動車）

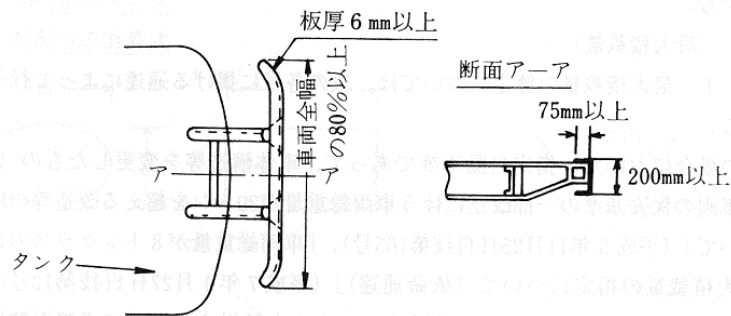
3 - 39 - 1 保安基準第 52 条にかかわる検査は、危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)第 30 条第 2 号に規定する標識を掲げる自動車及び当該使用者が石油精製業者であること等により危険物を運搬するものと認められる自動車について行うものとする。

3 - 39 - 2 3 - 38 - 2 (1)、(2)又は(3)に該当するものは、保安基準第 52 条第 1 項第 2 号又は同項第 3 号の基準に適合しない例とする。

3 - 39 - 3 車両中心線に対して対称に取り付けられ、かつ、その長さが当該自動車の幅の 80 パーセント以上のタンクの損傷を防止するための装置であって、適切な強度及び剛性を有し、かつ、車台に確実に取り付けられているものは、保安基準第 52 条第 3 項第 1 号の「タンク及びその付属装置の損傷を防止できるバンパ」とされる例とする。

（参考図）

(参考図)



3 - 39 - 4 タンクについて、タンク証明書の提出があったときは、当該タンク及びその付属装置については、保安基準第 52 条第 3 項第 2 号の基準に適合するものとして取り扱うものとする。

3 - 40 (乗車定員)

3 - 40 - 1 乗車定員は、運転者席、座席、座席に準ずる装置及び立席の定員の総和とする。

この場合において、患者輸送車、身体障害者輸送車又は救急車に備えられた寝台又は専ら車椅子を設置するために設けられた場所に備えた車椅子を固定するための空間と装置は、座席に準ずる装置として取り扱うものとする。

3 - 40 - 2 連続した座席の座席定員は、次の各号によるものとする。

(1) 幼児専用車以外の自動車にあっては当該座席の幅から 76cm を引いた値を 40cm で除して得た整数値に 2 を加えた値とする。ただし、当該座席の幅を 40cm で除して得た整数値を用いても差し支えない。

(2) 幼児専用車にあっては、当該座席の幅を 27cm で除して得た整数値とする。

3 - 40 - 3 立席定員は、立席面積の合計を 0.14 m² で除して得た整数値とする。

3 - 40 - 4 乗車定員 11 人以上の立席のあるバス型自動車で補助座席を有する場合にあっては、これを折りたたんだ状態として乗車定員を算出するものとする。

ただし、次の各号に掲げる自動車であって座席定員を超えて旅客を運送しないものについては、補助座席を使用した状態として算出しても差し支えない。

(1) 一般貸切旅客自動車運送事業用自動車

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車のうち長距離高速及び定期観光に使用するもの

(3) 特定旅客自動車運送事業用自動車

3 - 40 - 5 幼児専用車の乗車定員は、小人定員を 1.5 で除した整数値と大人定員の和とする。

3 - 41 (最大積載量)

3 - 41 - 1 最大積載量の算定については、次の各号に掲げる通達によって行うものとする。

この場合において、指定自動車等であって、車体構造等を変更したもの(「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う車両総重量が 20 トンを超える改造等の取扱いについて」(平成 5 年 11 月 25 日自技第 165 号)、「車両総重量が 8 トンクラスの自動車の最大積載量の指定について(依命通達)」(平成 7 年 1 月 27 日自技第 12 号)及び「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被けん引自動車等の改造等の取扱いについて(依命通達)」(平成 10 年 3 月 31 日自技第 61 号)が適用される自動車を除く。)については、当該自動車の車台を使用する標準車の最大積載量を超えない範囲内で指定するものとする。

- (1) 「自動車の走行性能について」(昭和 47 年 7 月 24 日自車第 544 号)
- (2) 「連結車両の走行性能について」(昭和 46 年 11 月 1 日自車第 651 号)
- (3) 「自動車用タイヤの取扱いについて」(昭和 57 年 6 月 28 日自車第 502 号)
- (4) 「自動車の用途等の区分について」(昭和 35 年 9 月 3 日自車第 452 号)

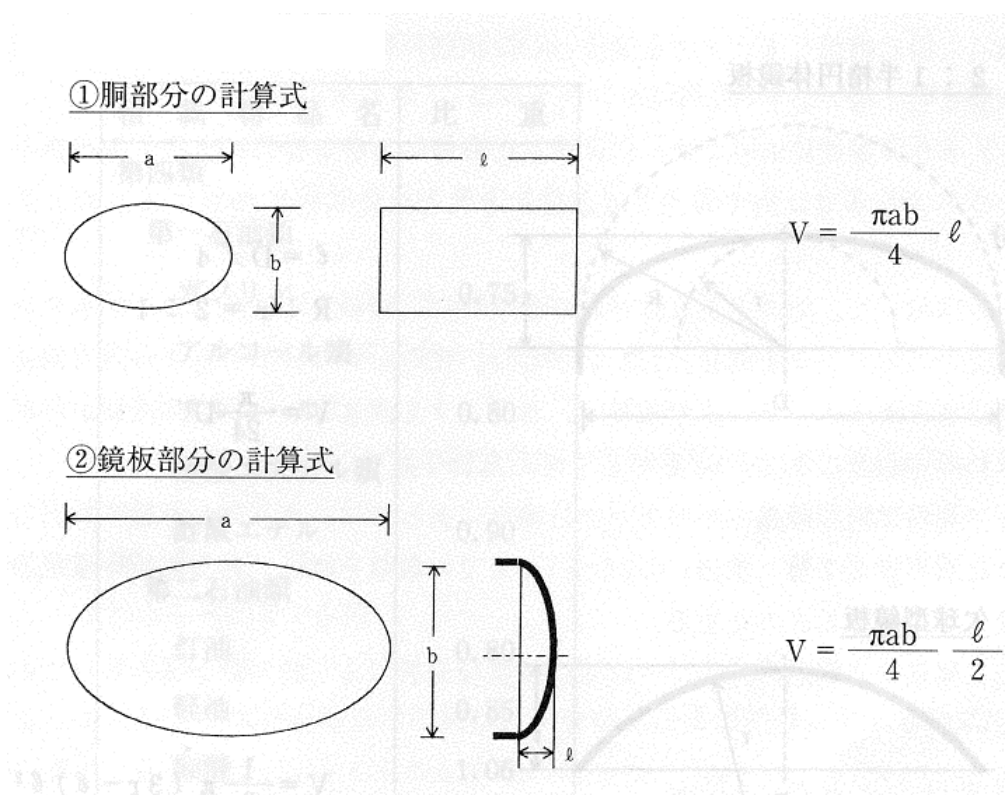
3 - 41 - 2 第 5 輪荷重の算定については、最大積載量の算定に準じて行うものとする。

3 - 41 - 3 物品積載装置としてタンク類を使用する自動車(危険物を運搬するタンク自動車、高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉粒体物品輸送専用のタンク自動車を除く。)にあっては、タンクの容積(タンクの容積が 1,000 リットル以下にあっては 10 リットル、タンクの容積が 1,000 リットルを超え 5,000 リットル以下にあっては 50 リットル(末尾が 50 リットル以上 100 リットル未満の場合は 50 リットルとする。))及びタンクの容積が 5,000 リットルを超えるものは 100 リットル未満は切り捨てる(以下 3 - 41 - 4 及び 3 - 41 - 8 において同じ。)ものとする。)に次表の積載物品名に対応する比重を乗じて得た数値(0.9 から 1.0 までの数値を乗ずることができる。)を積載物品の重量(10kg 未満は切り捨てるものとする。以下 3 - 41 - 4、3 - 41 - 5、3 - 41 - 7 及び 3 - 41 - 8 において同じ。)として用いるものとする。

なお、容易にその容積を計算し難いタンクにあっては、次の各号の例により当該タンクの容積の近似計算により算出する(以下 3 - 41 - 4、3 - 41 - 5 及び 3 - 41 - 8 において同じ。)ものとする。

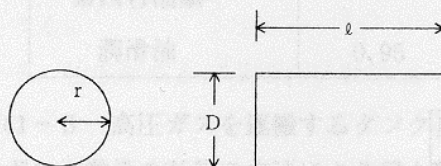
(タンク容積の近似計算例)

(1) 楕円形のタンク



(2) 円筒形のタンク

①胴部分の計算式

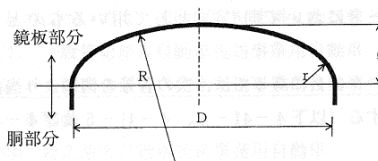


$$V = \pi r^2 \ell$$

$$= \frac{\pi}{4} D^2 \ell$$

②鏡板部分の計算式

イ 10%皿形鏡板



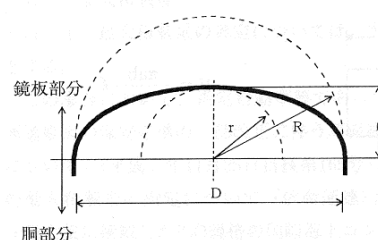
$$D = R$$

$$r = 0.1 D$$

$$\ell = 0.194 D$$

$$V = 0.09896 D^3$$

ロ 2:1半楕円体鏡板

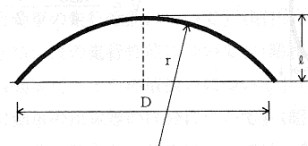


$$\ell = D / 4$$

$$R : r = 2 : 1$$

$$V = \frac{\pi}{24} D^3$$

ハ 欠球型鏡板



$$V = \frac{1}{3} \pi (3r - \ell) \ell^2$$

(比重表 (例示))

積 載 物 品 名	比 重
アスファルト溶液	0.90
ホルマリン	1.05
水、海水、牛乳、糞尿	1.00

3 - 41 - 4 危険物を運搬するタンク自動車にあっては、タンクの容積(0.90 から 0.95 までの数値を乗ずるものとする。)に次表の積載物品名に対応する比重を乗じて得た数値を積載物品の重量として用いるものとする。

この場合において、危険物の類別が、消防法の規定に基づく同一類別の範囲内において、複数の品目の危険物を運搬するタンク自動車として消防法の規定に基づき設置の許可を受けたタンク自動車にあっては、タンクの容積に当該設置許可書に記載されている設置許可の品目のいずれか

の品目で算出した数値を積載物品の重量として用いることができるものとする。

(比重表(例示))

積 載 物 品 名	比 重
第四類	
第一石油類	
ガソリン	0.75
アルコール類	
アルコール	0.80
酢酸エステル類	
酢酸エチル	0.90
第二石油類	
灯油	0.80
軽油	0.85
酢酸	1.06
第三石油類	
重油	0.93
第四石油類	
潤滑油	0.95

- 3 - 41 - 5 高圧ガスを運搬するタンク自動車にあっては、容器保安規則第 45 条の液化ガスの質量の計算の方法により得た数値を積載物品の重量として用いるものとする。

この場合において、タンクの内容積は、高圧ガス取締法第 45 条の規定により刻印された数値又は標章に打刻された数値を用いるものとする。

- 3 - 41 - 6 専ら砂利、土砂の運搬に用いるダンプ車については、3 - 41 - 1 により算定した最大積載量を荷台の容積(0.1m³未満は切り捨てるものとする。)で除した数値が、小型車にあっては、1.3 トン/m³ 以上、普通車(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第 4 条に規定する土砂等運搬大型自動車を除く。)にあっては 1.5 トン/m³ 以上でなければならないものとする。

- 3 - 41 - 7 コンクリート・ミキサー及びアジデータ・トラックにあっては、ドラムの最大混合容量に 2.4 トン/m³ (ドライ方式であってセメントと骨材のみをドラムに積載する場合にあっては、2.2 トン/m³) を乗じて得た数値に 0.9 から 1.0 までの数値を乗じて得た数値と水タンクを満量とした状態の重量とを加算したものを積載物品の重量として用いるものとする。

ただし、ドライ方式にあってはセメントと骨材のみをドラムに積載する状態と生コンクリートをドラム内で製造する状態のそれぞれについて検討するものとする。

この場合において、セメントと骨材のみをドラムに積載する状態において水タンクの水の重量は水タンクを満量とした状態とし、生コンクリートをドラム内で製造した状態における水タンクの水の重量は、水タンクを満量とした状態の重量からドラムの最大混合容量に 200kg/m³ を乗じて得た重量を減じたものとする。

- 3 - 41 - 8 粉粒体物品輸送専用のタンク自動車にあっては、タンクの容積に次表の見かけの比重を

乗じて得た数値に 0.9 から 1.0 までの数値を乗じて得た数値を積載物品の重量として用いるものとする。

ただし、輸送する物品の見かけの比重が確実な資料により明らかな場合にはこの限りでない。

(見掛けの比重表)

積 載 物 品	見掛けの比重
バ ラ セ メ ン ト	1.0
フ ラ イ ア ッ シ	0.8
飼 料	0.5
ビ ニ ー ル パ ウ ダ	0.45
小 麦 粉	0.5
カ ー ボ ン プ ラ ッ ク	0.32

3 - 41 - 9 自動車検査業務等実施要領 3 - 4 - 1 7 (1) の規定により最大積載量がないものとされる特種用途自動車以外の特種用途自動車で積載量を有する場合にあっては、3 - 41 - 1 から 3 - 41 - 8 の規定に準じて最大積載量を算定するものとする。

3 - 42 (けん引重量)

2 - 5 - 9 (4) 及び (5) のけん引重量は、次の算式により算出するものとする。

(算 式)

$$T C = G C W - (W - P)$$

この場合において

T C : けん引自動車のけん引重量 kg

G C W : 連結車両総重量 (「 連結車両の走行性能について 」 (昭和 46 年 11 月 1 日 自 車 第 6 5 1 号) の各項のうち適用される項の計算式中不等号を除いた式により算出された値のうち、いずれか小さい方の 10 k g 未満を切り捨てた値とする。) kg

W : けん引自動車の車両総重量 kg

P : けん引自動車の第 5 輪荷重 kg

3 - 43 (臨時乗車定員)

保安基準第 54 条第 2 項の立席定員は、立席面積の合計を 0.14m^2 で除した整数値とする。

第 4 章 雑 則

4 - 1 業務量報告等については、国の協力を得つつ、別添 5 「業務量統計システム報告要領」により報告するものとする。

附 則

本規程は、平成 1 4 年 7 月 1 日から施行する。

別表1 審査の実施の方法

検査の種別	審査の実施方法
新規検査及び予備検査	一 構造に関する審査 次に掲げる事項について、巻尺、指示はかり、傾斜角度測定機等を用いて審査するものとする。この場合において、(1)、(3)（車両重量に限る。）及び(4)に掲げる事項以外の事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができることに限り、視認等により審査することができる。抹消登録証明書の提示又は自動車検査証返納証明書の提出若しくは提示がある自動車については、(1)、(3)（車両重量に限る。）及び(4)に掲げる事項についても、同様とする。 (1) 長さ、幅及び高さ (2) 最低地上高 (3) 車両重量及び車両総重量 (4) 車輪にかかる荷重 (5) 車輪にかかる荷重の車両重量及び車両総重量に対する割合 (6) 最大安定傾斜角度 (7) 最小回転半径 (8) 接地部及び接地圧 二 装置に関する審査（その一） 次の表の上欄に掲げる事項について、同表の下欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(9)及び(10)に掲げる事項については、当該器具を用いて審査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)及び(6)から(8)までに掲げる事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判

定することができるときに限り視認等により、それぞれ審査することができる。

(1) かじ取り車輪の整列状態	サイドスリップ・テスト
(2) 制動装置の性能及び制動能力	ブレーキ・テスト
(3) 自動車が発する騒音の大きさ	音量計
(4) 自動車から排出される一酸化炭素の濃度	一酸化炭素測定器
(5) 自動車から排出される炭化水素の濃度	炭化水素測定器
(6) 自動車から排出される黒煙の汚染度	黒煙測定器
(7) 前照灯の明るさ及び主光軸の向き	前照灯試験機
(8) 警音器の音の大きさ	音量計
(9) 速度計の指度の誤差	速度計試験機
(10) 速度表示灯の表示の誤差	速度計試験機

三 装置に関する審査（その二）

次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用いて審査するものとする。この場合において、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。

- (1) 動力伝達装置
- (2) 走行装置
- (3) 操縦装置
- (4) 制動装置
- (5) 緩衝装置

	(6) 燃料装置 (7) 車枠及び車体 (8) 連結装置 (9) 物品積載装置 (10) 内圧容器及びその附属装置 四 装置に関する審査（その三） 次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により審査するものとする。 (1) 原動機 (2) 電気装置 (3) 乗車装置 (4) 前面ガラスその他の窓ガラス (5) 騒音防止装置 (6) ばい煙等の発散防止装置 (7) 灯火装置及び反射器 (8) 警報装置 (9) 指示装置 (10) 視野を確保する装置 (11) 走行距離計その他の計器 (12) 防火装置 (13) 運行記録計 (14) 速度表示装置
--	--

継続検査	五 乗車定員又は最大積載量の算定 次に掲げる構造に関する事項及び装置についての審査の結果に基づき、乗車定員又は最大積載量を算定するものとする。 (1) 構造に関する事項 一の(2)から(6)まで及び(8)に掲げる事項 (2) 装置 三の(1)から(5)まで及び(7)から(9)までに掲げる装置並びに四の(1)及び(3)に掲げる装置 六 限定自動車検査証の提出がある自動車の審査 限定自動車検査証の提出のある自動車については、当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合における当該整備に係る部分について、一から四までに掲げる方法により審査するものとする。 一 構造に関する審査 次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項と同一であるかどうかを視認により審査するものとする。 (1) 長さ、幅及び高さ (2) 車両重量及び車両総重量 二 装置に関する審査 新規検査及び予備検査に係る審査の実施の方法に準じて審査するものとする。 三 限定自動車検査証の提出がある自動車の審査
------	---

臨時検査及び構造等変更検査	限定自動車検査証の提出がある自動車については、当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合における当該整備に係る部分について、一及び二に掲げる方法により審査するものとする。 一 道路運送車両の保安基準に適合していないおそれがあると認められる部分について、新規検査及び予備検査に係る審査の実施方法に準じて審査するものとする。 二 前号の審査のほか、継続検査に係る審査の実施の方法に準じて審査するものとする。
----------------------	--

別表 2

特定自動車の窒素酸化物排出基準

車両総重量 の区分	排出ガス 測定モード	ディーゼル車		ガソリン車・LPG車	
		第31条の 2の基準	平均排出 ガス基準	第31条の 2の基準	平均排出 ガス基準
1700kg以下	10, 10・15	0.48 g /km	0.25 g /km	0.48 g /km	0.25 g /km
	D 6	100ppm	70ppm		
1700kgを超 え2500kg以 下	10, 10・15	0.98 g /km	0.70 g /km	0.98 g /km	0.70 g /km
	D 6	210ppm	150ppm		
	D 1 3	4.6 g /kwh	3.4 g /kwh		
	G 6			360ppm	250ppm
	G 1 3			4.6 g /kwh	3.4 g /kwh
2500kgを超 え5000kg以 下	10, 10・15	2.14 g /km	1.53 g /km	2.14 g /km	1.53 g /km
	D 6	350ppm	260ppm		
	D 1 3	6.80 g /kwh	5.0 g /kwh		
	G 6			600ppm	450ppm
	G 1 3			6.80 g /kwh	5.0 g /kwh
5000kg超え	D 6	520ppm	400ppm		
	D 1 3	7.80 g /kwh	6.0 g /kwh		
	G 6			900ppm	690ppm
	G 1 3			7.80 g /kwh	6.0 g /kwh

注) 「排出ガス測定モード」欄中、「D 6」とはディーゼル6モードを、「D 1 3」とはディーゼル1 3モードを、「G 6」とはガソリン・液化石油ガス6モードを、「G 1 3」とはガソリン・液化石油ガス1 3モードをいう。

自動車検査票 1

(様式 1)

審査依頼書		自動車検査独立行政法人　〇〇事務所殿						検査手数料納付書							
01	検査の種類	継続検査・新規検査・構造等変更検査・予備検査													
	登録番号 又は車両番号		原動機型式		車台番号										
	保安基準に適合しない部分														
	02 同一性等	長さ、幅、高さ、 車両重量、定員、 その他	05 乗車装置	乗降口、車室、座席、通路、非常口、保護仕切棒、 隔壁、室内灯、インストルメントパネル、 シートベルト、ヘッドレスト、難燃性、 その他	09 操縦装置	識別表示、施錠装置、ハンドル、 かじ取りホーク、ギヤボックス、 パワーステアリング、 セクターシャフト、ビットマンアーム、 ドラッグリンク、リレーロッド、 タイロッド、ナックルアーム、 アイドラアーム(ダストブーツ)、 キングピン、 その他	12 燃料装置	燃料タンク、配管、継手、燃料ポンプ、 キャブレタ、燃料噴射装置、LPG燃料装置/ CNG燃料装置(ガス容器、車室との気密/隔壁)、 その他	検査の受付						
										03 原動機・動力伝達装置	06 保安装置	13 電気装置	配線、バッテリー、 発電/充電装置、 点火装置、高圧コード、端子、 その他		
														14 騒音・排出ガス対策装置	騒音防止装置、消音器、 排気管(接続部、取付ブラケット)、 排出ガス発散防止装置(触媒装置、EGR装置、 二次空気供給装置、O2センサー、 ブローバイガス還元装置、キャニスター)、 熱害対策装置(遮熱板、温度センサー、警報装置、 処置ラベル)、 その他
	04 車わく・車体	車わく、車体、最低地上高、 車体表示(最大積載量、 タンク容量、積載物品名、 幼児専用、スクールバス、 20トン超ステッカー)、荷台、さし枠、 巻込防止装置、突入防止装置(取付位置等)、 連結装置(カブラ、キングピン、 ピントルフック、ルネットアイ)、 その他	07 灯火類	前照灯、前部霧灯、車幅灯、前部上側端灯、番号灯、 尾灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、後退灯、側方灯、 非常点滅表示灯、方向指示器(前面、側面、後面)、 補助方向指示器、速度表示装置、 側方照射灯、後部霧灯、黄色回転灯、 制限灯火、禁止灯火、 その他	10 緩衝装置	シャシばね、Uボルト、センタボルト、クリップバンド、 ブラケット、シャックル、ストラット、 ラジアスロッド、ショックアブソーバ、 エアサスペンション、 その他									
							08 制動装置	ブレーキペダル、ブレーキレバー、ラチェット、 ホース、パイプ、ロッド、ケーブル、 マスタシリンダ、ホイールシリンダ、ディスクキャリパ、 倍力装置、センタブレーキ、 エアブレーキ(チャンパー、エア充填装置)、 ABS装置、リザーバタンク液量、 その他	11 走行装置	ホイールディスク、ホイールベアリング(フロント/リヤ) リム、サイドリング、スピンドルナット、 ハブボルト、クリップボルト、ナット、 アクスル、車輪の振れ、タイヤ(サイズ、空気圧、溝 の深さ)、 その他					
											[不具合状況] 汚損、損傷、破損、折損、劣化、摩耗、歪み、がた、緩み、遊び、脱落、亀裂、腐食、傾き、取付不良、機能不良、接触、接続、突起物、回転部分の突出、変形、油漏れ、 液漏れ、水漏れ、ガス・エア漏れ、燃料漏れ、液量、灯火不具合(切換、個数、不点灯、取付位置、灯器損傷、点滅回数、灯色、光度、向き)、寸法不足、その他		審査結果通知書		
[その他の審査項目]								〇〇自動車検査登録事務所殿							
車名、型式、番号標板(封印、取付、損傷、汚損)、車台番号、原動機型式等、種別、用途、形状、車体表示(自家用/事業用、貸渡、制限車両、ダンプ番号)、自重計、自重計適合証								審査結果通知欄							
[備考欄]								納税証 重量税 申請書	保険証 手数料 記録簿	1 年	2 年				
										審査保留					

自動車検査票 2

(様式2)

注一、印欄は該当事項を。印で囲むこと。但し、車体の形状欄については、該当事項以外のものは記入すること。

初度登録年月	車 名	型 式	車 台 番 号		原動機の型式	ホイールベース (W)		前 輪 荷 重 割 合	
						ホイールベース (計算上)	cm	%	
自動車の種別	用 途		自家用、事業用の別	車 体 の 形 状		オーバーハング	$= \frac{1}{2} W \frac{11}{20} W \frac{2}{3} W$	最大安定傾斜角度	
普通、小型 大型特殊	貨物、乗用、乗合、特種用途 貨渡、幼児専用、建設機械		自 家 用 事 業 用	キャブオーバ、箱型、バン、 ステーションワゴン、オートバイ		同上(荷台内側) (C)	cm	左	右
						オ フ セ ッ ト ($e = a / 2 - c$)	cm	o	o
荷重分布	乗 車 定 員	最大積載量	車 両 重 量		車両総重量				
前 輪									
後 輪									
計	人	kg	kg		kg				
車 両 寸 法	長 さ	巾	高 さ		燃料の種類	(備考欄記載事項 有・無)			
	cm	cm	cm		ガソリン、軽 油 LPG、メタノール CNG、電気、その他				
荷 台 客 室 寸 法	(a) cm	cm	cm		総排気量又は 定 格 出 力	審査結果通知書			
タ イ ヤ サ イ ズ		許 容 荷 重			リットル KW	審査結果通知欄			
		タイヤ	軸 重	GVW		3 ヶ 月			
(前)	-	-			車体の塗色	1 年			
(後)	-	-				赤、橙、茶、黄 緑、青、紫、白 灰、黒	2 年		
						3 年			
改造自動車等の通知 文書番号及び年月日		平成 年 月 日 号			確認 印	審査保留			

改造自動車審査要領

1. 改造自動車の取扱いの目的

自動車について改造を行うことにより、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合しなくなるおそれのある改造自動車について、届出者から当該改造内容について届出を得ることにより改造自動車の保安基準への適合性の確認を効率的に行うとともに、検査業務の円滑化を図ることを目的とする。

2. 改造自動車の範囲

この要領にいう改造自動車とは、次のものをいう。

(1) 改造自動車

改造自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（以下「型式指定自動車」という。）、「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日自審第1252号。以下「自動車型式認証実施要領」という。）別添2「新型自動車等取扱要領」により新型自動車として届出があった自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下「新型届出自動車」という。）又は「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成10年11月12日自審第1255号。以下「輸入自動車特別取扱制度」という。）別添「輸入自動車特別取扱要領」により輸入自動車特別取扱自動車として届出があった自動車に3. に該当する改造をしたもの（型式指定自動車又は新型届出自動車を基本として一部の装置を変更して製作される自動車（型式指定自動車又は新型届出自動車と同一として製作される車名及び型式が同一であるほか、3.（1）から（9）までの装置等の過半数が同一である自動車をいう。）に3. に該当する改造をしたものを含む。）をいう。

また、国内で登録されたことのある並行輸入自動車であって、3. に該当する改造をしたものについても適用するものとする。

3. 改造自動車の届出の必要な範囲

(1) 車枠及び車体

車枠及び車体について、次に該当する改造を行うもの

- ① フレームを有する自動車のフレーム形状を変更（フレームの形状（例：ストレート⇔キックダウン）又は断面形状（例：コ形⇔□形）を変更するものをいう）、及びホイールベース間のフレームを延長又は短縮するもの
- ② モノコック構造の車体の変更を行うもので次に該当する改造を行うもの
 - ・ モノコック構造の車体に直径が250 mm の円の範囲を超えて、穴又は切り欠きを設けたものであって、開口部周囲を補強しないもの
 - ・ モノコック構造の車体の形状を箱型⇔幌型にするもの
 - ・ モノコック構造のアンダーボディ又はルーフを変更し、運転者室、客室及び荷

台を延長又は短縮するもの

- ・モノコック構造の車体のフロント・オーバーハング部又はリア・オーバーハング部を延長又は短縮するもの

- ・乗合自動車等のモノコック構造の主要骨格構造を変更するもの

③二輪自動車から側車付二輪自動車に変更を行うもの

(2) 原動機

原動機について、次に該当する改造を行うもの

①型式の異なる原動機に乘せ換えるもの

②原動機の総排気量を変更するもの

(3) 動力伝達装置

動力伝達装置について、次に該当する改造を行うもの

①プロペラシャフトの変更（プロペラシャフトの寸法又は材質を変更するものをいう）を行うもの

②ドライブシャフトの変更（ドライブシャフトの寸法又は材質を変更するものをいう）を行うもの

③トランスミッションの変更を行うもので次に該当する改造を行うもの

- ・手動式トランスミッション⇔自動式トランスミッション

- ・A型トランスミッション⇔B型トランスミッション（ただし、変速比又は変速段の変更をするものを除く。）

- ・機械式クラッチ⇔電磁クラッチ（ただし、クラッチを強化型等に変更するものは除く。）

④駆動軸数の変更（駆動軸数を増減する改造を行うものをいう）を行うもの

⑤駆動軸への動力伝達方式の変更（チェーン式⇔ベルト式、チェーン式又はベルト式⇔ドライブシャフト式）を行うもの

(4) 走行装置

走行装置について、次に該当する改造を行うもの

①走行方式の変更（タイヤ⇔キャタピラ又はそり）を行うもの

②フロント・アクスル又はリヤ・アクスルの変更を行うもの

③軸数の変更を行うもの

(5) 操縦装置

操縦装置について、次に該当する改造を行うもの

①かじ取りハンドルの位置の変更（右ハンドル⇔左ハンドル、かじ取りハンドルの追加）を行うもの

②操舵軸数の変更（2WS⇔4WS）を行うもの

③リンク装置の変更（ギヤボックス、ロッド、アーム類及びナックルの取付位置を変更するもの）を行うもの

④かじ取り操作方法の変更（かじ取り操作方式を手動式から足動式に変更するもの）を行うもの

(6) 制動装置

制動方式の変更を行うもので次に該当する改造を行うもの

- ・ドラム・ブレーキ⇔ディスク・ブレーキ
- ・内部拡張式⇔外部収縮式
- ・油圧式⇔空気式

注) 次の場合にあつては、改造届出を要さないものとする。

- ・ブレーキペダル、ブレーキレバー、マスターシリンダ及びホイールシリンダ、倍力装置、ブレーキ・カム、ブレーキドラム、ディスク・ブレーキのキャリパー及びローター、各種の油圧（空気圧）弁等を変更したもの

(7) 緩衝装置

緩衝装置について、次に該当する改造を行うもの

- ①緩衝装置の種類の変更（コイルスプリング⇔リーフスプリング⇔トーションスプリング⇔ウォーキングビーム⇔トラニオン⇔エア（油圧）サスペンション）を行うもの
- ②緩衝装置の懸架方式（リーフスプリングの枚数を増加する変更を除く。）の変更（リーフスプリング、ブラケット、シャックル、サスペンションアーム又はナックルサポートの変更を行うもの）を行うもの

(8) 連結装置

けん引自動車の主制動装置と連動して作用する構造の主制動装置を備える被けん引自動車又はこれをけん引するけん引自動車の連結装置の取付け、連結器本体の変更又は改造を行うもので次に該当する改造を行うもの

- ・第5輪式連結器の取付け、連結器本体の変更又は改造を行うもの
- ・ピントルフック式連結器の取付け、連結器本体の変更又は改造を行うもの
- ・ベルマウス式連結器の取付け、連結器本体の変更又は改造を行うもの
- ・ヒッチボール式連結器の取付け、連結器本体の変更又は改造を行うもの

(9) 燃料装置

燃料の種類を変更する改造を行うもので次に該当する改造を行うもの

- ・ガソリン⇔軽油⇔LPガス（LPG）⇔圧縮天然ガス（CNG）⇔メタノール⇔電気⇔その他の燃料
- ・ハイブリッド

(10) その他

上記（1）から（8）の各号に該当する改造を行う場合において、同一型式内に設定がある装置等を取付け方法を変更することなく使用するものについては、届出に係る添付資料のうち計算書及び強度検討書の提出を要さないものとする。

ただし、軸距又は排出ガス規制が異なることにより別型式としているものにあつても同一型式とみなして取り扱って差し支えないものとする。

4. 届出

- (1) 改造自動車の製作者、施工者等（以下「届出者」という。）は、改造自動車を製作した場合若しくは製作しようとする場合又は自動車の改造を行う場合には、改造自動車届出書（以下「届出書」という。）、改造概要等説明書（以下「説明書」という。）及び添付資料を改造内容等に応じ別表に掲げる届出先の区分のうち、改造

自動車については最寄りの検査部長又は事務所長（以下「事務所長等」という。）に届出するものとする。ただし、改造内容が複数となる場合であって、届出先が検査部長及び事務所長になるものは、検査部長に届出するものとする。

なお、届出者は、改造自動車に係る改造等の内容に責任を有するものが行うものとする。

- (2) 届出者は、届出書、説明書及び添付資料を検査に先だって届出先に提出するものとする。

5. 届出書及び説明書の様式並びに添付資料

- (1) 届出書の様式は、第1号様式によるものとする。
(2) 説明書の様式は、第2号様式によるものとする。
(3) 添付資料は、改造内容等の区分により別表添付資料一覧表に掲げる資料とする。
(4) 届出者は届出に当たり、届出書及び添付資料を1部、説明書を2部提出するものとする。

6. 届出の受理

届出は、届出書及び説明書の記載に不備がないこと及び改造内容等の区分により所要の添付資料が添付されていることを確認のうえ、受理するものとする。

なお、提出のあった届出書、説明書及び添付資料により十分な審査を行うことができない場合は、別途必要となる資料を求めることができることとし、当該資料の提出があった時点で届出を受理するものとする。

7. 審査及び審査結果の通知等

- (1) 届出を受理した事務所長等は、届出書、説明書及び添付資料により改造自動車が保安基準に適合するかどうか審査するものとする。

なお、書面審査は、次により行うものとする。

①改造自動車の範囲の確認

車名及び型式のほか「3. 改造自動車の届出の必要な範囲」でいう(1)から(9)までの装置等の過半数が型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置と同一であることを以下の書面により確認する。

- ・譲渡証明書（写し）
- ・改造した範囲及びその実施者を記載した自動車製作者からの書面
- ・改造概要等説明書（第2号様式）
- ・その他書面

②改造届出書、改造概要等説明書及び添付資料の審査

改造届出書、改造概要等説明書及び添付資料の審査は、次により行うものとする。

- (2) 審査の結果、当該改造等の内容が保安基準に適合すると認められるものについては、事務所長等から届出者に通知書（提出のあった説明書を改造自動車審査結果通知書としたもの。）を交付するものとする。

なお、交付に当たり、届出者に対して指示事項がある場合には、通知書の指示事項欄に記載するものとする。

8. 審査済車両の検査の取扱い

- (1) 改造自動車の検査を申請する者は、検査法人に通知書（写しをもって代えることができる。以下同じ。）、外観図、改造部分詳細図及びその他特に指示された資料（以下「検査用改造関係資料」という。）を提示するものとする。

- (2) 改造自動車の審査は、検査用改造関係資料を参考に次の点に留意して行うものとする。

①改造自動車審査結果通知書（主要諸元比較表）、外観図及び改造部分詳細図を参考として検査を実施し、保安基準への適合性を確認する。この場合において、検査車の車台番号、型式等が提示された譲渡証明書記載事項と同一であることを確認する。

②改造部位及び改造方法が改造部分詳細図と同一であることを確認する。

③改造自動車審査結果通知書の指示事項として、改造部位、最大安定傾斜角度等の測定を検査の際に行う旨記載されている場合は、測定器具等を用いて確認する。

- (3) 改造自動車の製作誤差の範囲は、自動車型式認証実施要領附則1「自動車等の同一型式判定要領」別表第2（製作誤差の範囲）に定める範囲であることを原則とする。

ただし、製作誤差の範囲を超えるものであっても、通知書に記載されている改造内容等に変更がなく、改造自動車の現車を確認することにより保安基準の適合性の判定が可能なものにあつては、この限りでない。

9. 改造自動車の特例

- (1) 「車両総重量が8トンクラスの自動車の最大積載量の指定に係る標準改造要領について」（平成7年1月30日自技第13号）及び「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」（平成10年3月23日自技第60号）の別添標準改造要領（以下「標準改造要領」という。）による改造を行う場合には、4. 及び5. の規定にかかわらず、それぞれ「車両総重量が8トンクラスの自動車の最大積載量の指定について（依命通達）」（平成7年1月27日自技第12号）又は「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被けん引自動車等の改造等の取扱いについて（依命通達）」（平成10年3月31日自技第61号）に定めるところによるものとする。

- (2) 標準改造要領によらない改造を行う場合には、4. に基づく届出の際に、当該自動車の製作者又は公的な試験機関が発行した急制動試験成績書を提出するものとする。

提出書面	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考
1. 届出書（第1号様式）	届出年月日、届出者名（改造施工者名）、住所及び改造内容等の記載事項を審査する。	能力強度等の検討は、自動車製作者の定めるものなど適当と認められるもの以外については次による。	次に該当する内容のものにあっては、計算書又は検討書を省略することができる。	第1号様式
2. 改造概要等説明書（第2号様式）	（a）記載事項が正確に記載され、基準に適合していることを確認する。 （b）能力強度等検討欄に記載漏れがなく、基準に適合していることを確認する。 （c）能力強度等に記載した数値と検討書の内容が一致していることを確認する。 （d）主要諸元表の基準欄に軸重及び総重量の許容限度を記載し、安全側にあることを確認する。 （e）届出者に交付する審査結果通知書は訂正箇所のないものとする。 （f）改造の目的が適切なものであり、計算が適正であり、基準以内であることを確認する。			第2号様式
3. 添付資料	改造内容に応じた資料（届出書の裏面を参照）が添付されていることを審査する。			
①改造概要等説明書（主要諸元比較表欄）及び主要諸元要目表	（a）記載漏れがないことを確認する。 （b）主要諸元比較表及び外観図の寸法との整合性がとれていることを確認する。			
②外観図	（a）改造概要等説明書（主要諸元比較表欄）及び主要諸元要目表に記載されている寸法が正確に記載されていることを確認する。 （b）縮尺は任意とする。			
③改造部分詳細図	（a）改造の方法及び要領が適切であることを確認する。 （b）改造前後の比較により適切な施工がされていることを確認する。 （c）車枠及び車体にあつては、切断、接合及び補強方法の検討を行う。		許容限度値の設定がない車両の場合には、省略することができる。	検査時には、改造自動車等審査結果通知書（写しで差し支えない。）に添付して提示する。 同上
④車枠（車体）全体図	車枠の形状及び寸法が適切に記載されていることを確認する。			

⑤最大安定傾斜 角度計算書	各構成部材の重量及び重心の高さを細部にわたり計算し、これに基づき検討した結果、基準に適合していることを確認する。	前車輪を持ち上げて重心の移動量により重心位置を求める場合には、その揚程は60cm以上とする。計算により求める場合には、自動車検査業務等実施要領（以下「実施要領」という。）の4-4-2（2）に基づく算式で計算するものとする。	各構成部材の重量及び重心高さより勘案して、改造前より最大安定傾斜角度が安全側若しくは影響がないと認められるもの。改造後の最大安定傾斜角度の実測証明がされているもの。
⑥制動能力計算書	（a）ドラムとシュー、タイヤと路面の摩擦係数及び踏力が適切であり、計算が適正にされていることを確認する。 （b）制動停止距離又は制動力は十分な余裕があることを確認する。 （c）トレーラにあつては、非常ブレーキの取付けについて確認する。	（a）制動力の算出は次の計算式によるものとする。 $F \geq 0.5 \times (W + W_f) \times 1.0$ F：制動力（N） W：車両総重量（kg） W_f：回転部分相当重量（kg） 普通トラック：0.07W₁ 乗用車等：0.05W₁（バス、トレーラ、小型トラックを含む。） W₁：車両重量 ただし、保安基準第12条第2項の適用を受ける自動車（専ら乗用の用に供する自動車）の制動力は、次によるものとする。 $F \geq 0.65 \times (W + W_f) \times 1.0$ F：制動力（N） W：車両総重量（kg） W_f：回転部分相当重量（kg）（=0.05W） （b）エアブレーキのエア補給能力は次の計算式による。 $P_s = P_o \cdot (V_t / V)^3 + X V_o > 4.5 \text{（絶対圧）}$ $V_o = N / 60 \times T \eta V_1$ P_s：6回踏み後のエアータンク圧力（kPa） P_o：初期圧力（800kPa） V：V_t + V_p + V_c V_t：エアータンク容積（L） V_p：エア配管容積（L） V_c：エアチャンバー容積合計（L） X：タンク配管及びチャンバ容積により定まる定数 単車・・・0.12 連結車・・・0.05 V_o：空気補給量（L/sec） N：原動機最高回転時のコンプレッサ回転数（rpm） T：ブレーキ踏み間隔時間（sec） η：コンプレッサ効率（0.6） V₁：コンプレッサ総排気量（L）	新型自動車等の審査における制動停止距離の制動方法と同様の測定結果であるものと認められるもの。
⑦走行性能計算書	計算が適正であり、基準以内であることを確認する。	「連結車両の走行性能について」（昭和46年自車第651号）に基づく算式で計算するものとする。	原動機、減速機構及びタイヤについて変更のないもので許容限度以内のもの。
⑧最小回転半径計算書	計算が適正であり、基準以内であることを確認する。	計算により求める場合には、実施要領の4-4に基づく算式で計算するものとする。	軸距が最小回転半径に影響を与える変更でなく、基準値を下回ることが明らかなもの。 改造後の実測証明がある

計算値が1mを超える場合は実測する。

⑨車枠（車体） 強度計算書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	強度計算書は、（社）自動車技術会が定めた自動車負荷計算基準に基づくものとする。 強度検討は、曲げ応力及びせん断力を検討し、次の安全率以上であるものとする。 破壊安全率・・・1.6 降伏安全率・・・1.3	もの。 （a）前後軸重が許容限度以内で車体を改造したもの。ただし、改造後の荷重状態が著しく異なる場合は除く。 （b）車枠を短縮したものにあつては、省略することができる。 （c）モノコックボディの改造において、実車を用いてストレン・ゲージ等により車体の歪みについて測定したものは、その成績書をもって強度計算書に代えることができる。この場合の強度の安全率は、次のとおりであるものとする。 破壊安全率・・・1.6 降伏安全率・・・1.3
⑩動力伝達装置 強度検討書	（a）強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。 （b）伝達トルク又は回転数が増加するものにあつては、プロペラシャフト及び駆動軸の強度又は危険回転数に対する安全性を確認する。 （c）プロペラシャフトを延長するものにあつては、危険回転数に対する安全性を確認する。 （d）断面形状を変更するものにあつては、危険回転数に対する安全性を確認する。 強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。 強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	（a）強度検討は、曲げ応力及びせん断力を検討し、次の安全率以上であるものとする。 破壊安全率・・・1.6 降伏安全率・・・1.3 （b）曲げとせん断を受ける駆動軸等にあつては、合成応力について検討する。 （c）プロペラシャフトについては、危険回転数に対する安全率N_c/N_pは、1.3以上であるものとする。 N_c：プロペラシャフトの危険回転数 N_p：最高速度時におけるプロペラシャフトの回転数	（a）原動機の変更又は動力伝達機構の変更によるもので、プロペラシャフト及び駆動軸の最高回転数並びに伝達最大トルクがその標準車のそれより小さいもの。 （b）標準車のプロペラシャフトを短縮したもの
⑪走行装置強度 検討書		⑨に同じ	
⑫操縦装置強度 検討書		（a）キングピン又は前輪操向軸回りには、$0.1 \times \text{前輪荷重} / 2 \times 9.8 \text{ N} \cdot \text{m}$のトルクが作用するものとして計算するものとする。 （b）かじ取りハンドルには、次のトルクが作用するものとして計算するものとする。	

		大型トラック、バス等・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・$35\gamma \times 9.8\text{N}\cdot\text{m}$ 小型車、乗用車・・・・$15\gamma \times 9.8\text{N}\cdot\text{m}$ γ：ハンドルの半径（m）なお、パワーステアリングを装着したものにあっては、アシスト力を考慮した値としても差し支えないものとする。 （c）ドラッグリンク、タイロッド等の改造にあっては、座屈強度を検討する。 （d）上記（a）、（b）及び（c）により検討した結果、破壊安全率は1.6以上であるものとする。		
⑬制動装置強度 検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	強度検討は、次の力が作用した場合において、各部の強度の破壊安全率は1.6以上であるものとする。		
⑭緩衝装置強度 検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	⑨に同じ		
⑮連結装置強度 検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	トレーラの連結装置に作用する負荷をトレーラの車両総重量又はトラクタのけん引力として検討し、その強度の破壊安全率は1.6以上であるものとする。		
⑯その他特に指示された資料等				

届 出 先	改 造 内 容 等			届 出 書	改 造 概 要 等 説 明 書	添 付 資 料														
						主 要 諸 元 要 目 表	外 観 図	改 造 部 詳 細 図	車 枠 （車 体 ） 全 体 図	計 算 書				強 度 検 討 書						
										最 大 安 定 傾 斜 角 度 計 算 書	制 動 能 力 計 算 書	走 行 性 能 計 算 書	最 小 回 転 半 径 計 算 書	車 枠 （車 体 ） 置	動 力 伝 達 装 置	走 行 装 置	操 縦 装 置	制 動 装 置	緩 衝 装 置	連 結 装 置
事務所	(1)－①	車枠及び車体	フレームを有する自動車のホイールベース間のフレームを延長又は短縮するもの	○	○		○	○	○				※○	○						
	(1)－②		モノコック構造の車体の変更を行うもの	○	○		○	○	○				※○	○						
	(1)－③		二輪自動車から側車付二輪自動車に変更を行うもの	○	○		○	○	○	○	※○			○						
	(2)－①	原動機	型式の異なる原動機に寄せ換えるもの	○	○			○						○						
	(2)－②		総排気量を変更するもの	○	○			○						○						
	(3)－①	動力伝達装置	プロペラシャフトの変更を行うもの	○	○			○						○						
	(3)－②		ドライブシャフトの変更を行うもの	○	○			○						○						
	(3)－③		トランスミッションの変更を行うもの	○	○			○												
	(3)－④		駆動軸数の変更を行うもの	○	○		○	○												
	(3)－⑤		駆動軸への動力伝達方式の変更を行うもの	○	○			○						○						
検査部	(4)－①	走行装置	走行方式の変更を行うもの	○	○		○	○		○					○					
事務所	(4)－②		フロント・アクスル又はリヤ・アクスルの変更を行うもの	○	○			○						○						
	(4)－③		軸数の変更を行うもの	○	○		○	○					※○							
検査部	(5)－①	操縦装置	かじ取りハンドルの位置の変更を行うもの	○	○			○								○				
事務所	(5)－②		操舵軸数の変更を行うもの	○	○			○								○				
	(5)－③		リンク装置の変更を行うもの	○	○			○				○				○				
検査部	(5)－④		かじ取り操作方式の変更を行うもの	○	○			○								○				
	(6)	制動装置	制動方式の変更を行うもの	○	○			○			○						○			
事務所	(7)－①	緩衝装置	緩衝装置の種類の変更を行うもの	○	○		○	○										○		
	(7)－②		緩衝装置の懸架方式の変更を行うもの	○	○		○	○									○			
		(8)	連結装置	けん引自動車の主制動装置と連動して作用する構造の主制動装置を備える被けん引自動車又はこれをけん引するけん引自動車の連結装置の取り付け、変更又は改造を行うもの	○	○		○	○										○	
検査部	(9)	燃料装置	燃料の種類を変更する改造を行うもの	○	○			○												

注1. 届出先欄の事務所について、検査部においても取り扱うものとする。

注3. 制動能力計算書欄の※は、駐車ブレーキに係るもののみとする。

注2. 主要諸元要目表は、輸入自動車等特別取扱制度別添「輸入自動車特別取扱要領」に準じた様式とする。

注4. 最小回転半径計算書欄の※は、ホイールベースを延長した場合に提出するものとする。

年 月 日

殿

申請者の氏名又は名称

印

住 所

連絡先（担当者）

電 話 番 号

改造自動車届出書

車名・型式			種別		用途	
改造内容	(1)－①	車 枠 及 び 車 体	(3)－④	動 力 伝 達 装 置	(5)－④	操 縦 装 置
	(1)－②	〃	(3)－⑤	〃	(6)	制 動 装 置
	(1)－③	〃	(4)－①	走 行 装 置	(7)－①	緩 衝 装 置
	(2)－①	原 動 機	(4)－②	〃	(7)－②	〃
	(2)－②	〃	(4)－③	〃	(8)	連 結 装 置
	(3)－①	動 力 伝 達 装 置	(5)－①	操 縦 装 置	(9)	燃 料 装 置
	(3)－②	〃	(5)－②	〃		
	(3)－③	〃	(5)－③	〃		
改造予定車車両数			主たる使用地域			

注：該当する改造内容等を○で囲むこと。

改造内容		添 付 資 料																					
		(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)	(4)	(4)	(5)	(5)	(5)	(5)	(6)	(7)	(7)	(8)	(9)
		①	②	③	①	②	①	②	③	④	⑤	①	②	③	①	②	③	④		①	②		
		車 枠 及 び 車 体	同 左	同 左	原 動 機	同 左	動 力 伝 達 装 置	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	操 縦 装 置	同 左	同 左	同 左	制 動 装 置	緩 衝 装 置	同 左	連 結 装 置	燃 料 装 置
添付資料																							
届 出 書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改 造 概 要 等 説 明 書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
主 要 諸 元 要 目 表																							
外 観 図		○	○	○						○		○		○						○	○	○	
改 造 部 分 詳 細 図		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車 枠（車 体）全 体 図		○	○	○																			
最大安定傾斜角度計算書				○								○											
制 動 能 力 計 算 書				※ ○															○				
走 行 性 能 計 算 書																							
最 小 回 転 半 径 計 算 書		※ ○	※ ○											※ ○		○							
強 度 検 討 書	車 枠（車 体）	○	○	○																			
	動 力 伝 達 装 置				○	○	○	○			○												
	走 行 装 置											○	○										
	操 縦 装 置														○	○	○	○					
	制 動 装 置																		○				
	緩 衝 装 置																			○	○		
	連 結 装 置																					○	

注：添付資料を省略する場合には、添付資料欄に×を付すこと。

殿

改造概要等説明書(改造自動車審査結果通知書)

〔指示事項〕

主要諸元比較表

項 目	標準車	改造車	基準	項 目	標準車	改造車	基準
車 名				乗 車 定 員 人			
型 式				最大積載量 kg			
自動車の種別				車 両 総 重 量 kg	前前軸重		≤10t
用 途					前後軸重		≤10t
車 体 の 形 状					後前軸重		≤10t
燃 料 の 種 類					後後軸重		≤10t
原 動 機 型 式					計		
総 排 気 量 ℓ				最大安定	右		一般≥35°
長 さ m			≤12m	傾斜角度°	左		その他≥30°
幅 m			≤2.5m	タ イ ヤ サ イ ズ	前前軸		
高 さ m			≤3.8m		前後軸		
軸 距 m					後前軸		
輪距 m	前 軸				後後軸		
	後 軸			積 車 時	前前軸		
室内又は 荷台の内 側の寸法	長さ m			タ イ ヤ	前後軸		
	幅 m			荷 重 割 合	後前軸		
	高さ m			%	後後軸		
車 両 重 量 kg	前前軸重			積車時前輪荷重割合%			≥18, 20%
	前後軸重			リヤ・オーバーハング			≤1/2,
	後前軸重			m			11/20, 2/3L
	後後軸重			荷台オフセットm			
	計			最小回転半径m			

能力強度等検討書

制 動 能 力	踏 力	N	km/h	m	車枠強度	σ_B/σ	/	=	>1.6
	空気圧	kpa			車軸強度	σ_B/σ	/	=	>1.6
					操縦装置強度	σ_B/σ	/	=	>1.6
					緩衝装置強度	σ_B/σ	/	=	>1.6
推 進 軸	回 転 数	Nc/N	/	=	制動装置強度	σ_B/σ	/	=	>1.6
	強 度	$\sigma_B \cdot \tau$	/	=	連結装置強度	σ_B/σ	/	=	>1.6

注：能力検討欄は、該当しないものは一、省略したものは×を記入すること。

改 造 等 の 概 要

目 的	
車 枠 及 び 車 体	
原 動 機	
動 力 伝 達 装 置	
走 行 装 置	
操 縦 装 置	
制 動 装 置	
緩 衝 装 置	
連 結 装 置	
燃 料 装 置	

注：変更のない事項については、斜線で記入すること。

並行輸入自動車審査要領

1 届出書等の提出

並行輸入自動車について新規検査及び予備検査（以下「新規検査等」という。）の申請を行おうとする者は、第1号様式による並行輸入自動車届出書に別表1に定めるところにより該当する資料を添付し、新規検査等に先立って、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長（以下「事務所長等」という。）に原則として並行輸入自動車1台毎に1部を提出するものとし、提出書面は次のように取り扱うとする。

- (1) 別表1中「通関証明書等」とは、通関証明書又は輸入申告書（受理印のあるもの）をいう。
- (2) 別表1中「届出自動車と同一」として処理できる範囲は、申請のあった並行輸入自動車と届出自動車の構造・装置の相違が、別表2の相違範囲内のものをいう。
- (3) 別表1中「届出自動車と関連あり」として処理できる範囲は、「届出自動車と同一」として処理できる範囲を除き、申請のあった並行輸入自動車と届出自動車の構造・装置のうち車わく及び排出ガス規制値が同じであり、かつ、装置の相違が別表3に掲げる「型式を区分する事項」のいずれにも該当しないものをいう。
- (4) 別表1中「その他」として処理できる範囲は、申請のあった並行輸入自動車と届出自動車との構造・装置の相違が、上記(2)又は(3)以外のものをいう。
- (5) 改造等が施されて輸入された自動車については、別表1中「16. 保安基準への適合性を証する書面」の資料の他、改造部分に関する保安基準への適合性を判断できる資料を求めることができるものとする。

2 届出書の受理

- (1) 事務所長等は、新規検査等の申請者から並行輸入自動車届出書及び添付

資料の提出があった場合には、並行輸入自動車届出書及び添付資料の記載事項を確認し、適当と判断されるときはこれを受理するものとする。

- (2) 届出を受理したときは、受付年月日、車名及び車台番号又はシリアル番号等必要な事項及び受付番号を受付台帳等に記載するものとする。

3 届出書及び添付資料の書面審査

- (1) 事務所長等は、提出された並行輸入自動車届出書及び添付資料により、速やかに保安基準に適合するか否かを審査するものとする。
- (2) 審査期間は原則として届出書の受理から15日以内とし、審査が終了した場合は、事務所長等は速やかに審査の結果を申請者に連絡するものとする。
- (3) 上記期間内に審査を終了することができない場合には、事務所長等は申請者にその理由を付して連絡するものとする。

(4) 保安基準への適合性を証する書面の審査

別表1中16.「保安基準への適合性を証する書面」の審査は、次により行うものとする。

① 次のいずれかの書面であること。

- (イ) 届出する並行輸入自動車を製作した者が証明した書面の原本
- (ロ) 届出する並行輸入自動車に、技術基準と同等とされている外国基準に適合する旨のラベル、銘板、鋳出し等の表示がある場合には、当該外国基準に適合している旨を記載した書面
- (ハ) 技術基準に規定している試験を行える公的な試験機関又は国土交通省が指定した外国の試験機関が発行した試験成績書の原本（当該試験成績書の原本の提示があった場合には、当該試験成績書の写し）

② ①の書面の記載事項

- (イ) ①(イ)の書面には、当該証明が真正なものであることを確認できるよう、製作者の名称及び所在地、車台番号並びに署名者の氏名、職名、所属、連絡先の電話番号及びFAX番号を明記したものであること。
- (ロ) ①(ハ)の書面の様式は、「新型自動車の試験方法について」（昭和46年10月20日自車第669号）の試験項目毎に規定されている試験

成績書の様式とする。また、試験計測でデータ、試験を実施した自動車と申請のあった並行輸入自動車の構造・装置が同一であることが確認できる写真（試験実施前）及び試験実施後の構造・装置の状況が確認できる写真が添付されていること。

③ 審査に当たっては、次により判断すること。

(イ) ①(イ)の書面について

- a. 技術基準と同等とされている外国基準への適合性が記載されており、かつ、その記載に係る証明が真正なものと判断できる場合には、当該自動車が保安基準に適合していると判断する。
- b. 技術基準と同等とされている外国基準への適合性が記載されていない場合、又は技術基準と同等とされている外国基準以外への適合性が記載されている場合には、当該自動車が保安基準に適合していないと判断する。
- c. 技術基準と同等とされている外国基準への適合性が記載されているが、当該証明が真正なものであるか否かについて疑義がある場合は、検査法人本部業務部業務課へ照会のうえ判断する。また、業務課において判断できない場合には、国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課へ照会のうえ判断する。

なお、照会中は審査を保留する。また、この場合の処理期間は、原則として1ヶ月以内とする。

(ロ) ①(ロ)の書面について

技術基準に規定する判定基準に適合しており、かつ、試験を実施した自動車と申請のあった並行輸入自動車の構造・装置の相違が原動機についてのみ別表2の相違範囲を超えている場合には、該当する保安基準に適合していると判断する。

4 保存期間

並行輸入自動車届出書及び添付資料は、新規検査等の日から5年間保存するものとする。

参考

1. 国内の試験機関

(財)日本自動車研究所

住所 〒305-0822 茨城県つくば市荻間 2 5 3 0

TEL 0298-56-1111 (試験申込先:企画管理部)

FAX 0298-56-1124

2. 国土交通省が指定した外国試験機関の一覧

国 名	試験機関名	住所	試験項目
米 国	・ Calspan Corporation	・ 4455 Genesee Street Buffaio, NY 15225 USA	前面衝突時の乗員保護試験
	・ MGA Reserch Corporation	・ 5000 Warren Road Burlington, WI 53105	前面衝突時の乗員保護試験
	・ Transportation Reserch Center Inc	・ 10820 State Route 347, East Liberty, OH 43319	前面衝突時の乗員保護試験 乗用車の制動装置試験
ドイツ	・ TUV Automotive GmbH	・ Daimlerstr 11 D-85748 Garching	前面衝突時の乗員保護試験 乗用車の制動装置試験
	・ TUV Kraftfahrt GmbH	・ Am Grauen Stein 51105 Koln, Federal Republic of Germany	前面衝突時の乗員保護試験 乗用車の制動装置試験
	・ TUV Nord Strasseverkehr GmbH	・ Am TUV 1, D-30519 Hannover	乗用車の制動装置試験
	・ TUH Staatlich Technische Uberwachung Hessen	Rudesheimer Str. 119, D-64285 Darmstadt	乗用車の制動装置試験
スペイン	・ IDIADA Institute For Automotive Research	・ L' Albornar-P0 Box 20 E-43710 Santa Oliva	前面衝突時の乗員保護試験 乗用車の制動装置試験
フランス	・ Union Technique de L'Automobile du Motocycle et du Cycle	・ Autodrome de Linas-Moutlhery-BP212, F-91311 Montlhery Cedex France	前面衝突時の乗員保護試験 乗用車の制動装置試験
オランダ	・ Vihicle technology and information centre	・ Europaweg 205, P.O.Box777, 2700 AT Zoetermeer	乗用車の制動装置試験
英 国	・ Vihicle Certification Agency	・ 1The Eastgate Office Centre, Eastgate Road Bristol BS5 6XX, United Kingdom	前面衝突時の乗員保護試験

別表1 (提出書面)

区 分 資料名	乗用			乗合・貨物・特種			二	大型特殊		
	届出自動車と同一	届出自動車と関連有り	その他	届出自動車と同一	届出自動車と関連有り	その他	輪車	届出自動車と同一	届出自動車と関連有り	その他
1. 通関証明書等(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2. 届出自動車との相違に関する資料		○			○				○	
3. 製作年月日判定資料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4. 車両諸元概要表		○	○		○	○	○		○	○
5. 車台番号又はシリアル番号の解説資料		○	○		○	○			○	○
6. 外観四面図		○	○		○	○	○		○	○
7. 原動機の総排気量に関する資料		○	○		○	○	○		○	○
8. 排出ガス試験結果成績表	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△
9. 熱害試験結果成績表(写可)	△	△	△	△	△	△				
10. タイヤ負荷率計算書			△		△	△			△	△
11. 最大安定傾斜角度計算書					△	△			△	△
12. 最小回転半径計算書			△			△				△
13. 制動能力計算書					△	△			△	△
14. 動力伝達装置の強度計算書					△	△			△	△
15. 車枠強度計算書						△				△
16. 保安基準への適合性を証する書面	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
17. その他の書面		△	△		△	△	△		△	△

備考

- (1) ○印は必要な添付資料を示す。
 (2) △印は必要な添付資料であって、保安基準を適用除外されている、又は道路運送車両法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けている等、省略できる理由が適当な場合には省略することができるものを示す。

この場合において、構造・装置に関する届出自動車との相違が、原動機についてのみ別表2の相違範囲を超えている並行輸入自動車については、資料名16を省略することができる。

また、附表(技術基準の確認方法)左欄に掲げる技術基準に適合することを同表右欄に掲げる確認方法により判断できる場合には、資料名16のうち、当該技術基準に適合することを証する書面を省略することができる。

- (3) 3の資料については、1の資料をもって代える場合には省略することができる。
 (4) 4の資料については、次の区分毎に定めた様式とし、記載要領は「自動車型式認証実施要領について(依命通達)」(平成10年11月12日自審第1252号)附則5 自動車等の諸元表の記載要領によるものとする。
 ①乗用自動車 第2号様式
 ②乗合、貨物及び特種自動車 第3号様式
 ③二輪自動車 第4号様式
 ④大型特殊自動車 第5号様式
 (5) 6の資料については、外観が適当に判断できる写真又はカタログをもって当該資料に代えることができる。
 (6) 資料名16「保安基準への適合性を証する書面」とは、次に掲げる技術基準のうち当該車両に適用されるものに適合することを証する書面をいう。

(1) 連結車両の制動作用おくれ防止の技術基準、(2) サンバイザの衝撃吸収の技術基準、(3) 座席及び座席取り付け装置の技術基準、(4) 車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準、(5) 衝撃吸収式かじ取り装置の技術基準、(6) トラック及びバスの制動装置の技術基準、(7) アンチロックブレーキシステムの技術基準、(8) 乗用車の制動装置の技術基準、(9) 二輪車の制動装置の技術基準、(10) 制動液漏れ警報装置の技術基準、(11) トレーラの制動装置の技術基準、(12) 乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準、(13) 突入防止装置の技術基準、(14) 内装材料の難燃性の技術基準、(15) インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準、(16) シートバック後面の衝撃吸収の技術基準、(17) 座席ベルト取付装置の技術基準、(18) 座席ベルトの技術基準、(19) 後部後掲抑止装置の技術基準、(20) とびらの開放防止の技術基準、(21) 窓ガラスの技術基準

- (7) 資料名11から13については、実測証明書等の提出によることができるものとする。
 (8) 資料名17「その他の書面」とは、資料名8から16に掲げる以外の保安基準が適用となる場合に、保安基準への適合性が判断できる書面をいう。

附表（技術基準の確認方法）

技 術 基 準	確 認 方 法 等
連結車両の制動作動遅れ防止の技術基準	試験結果を記載した書面により確認する。
サンバイザの衝撃吸収の技術基準	表面が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、内部構造物に堅い接触感がないことを確認する。
車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準	脱落式であるか又は、Eマーク等により確認する。
衝撃吸収式かじ取装置の技術基準	構造図等により衝撃吸収式であることを確認する。
制動液漏れ警報装置の技術基準	構造図等により警報装置が装備されていることを確認する。
乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準	Eマークにより確認する。
突入防止装置の技術基準	「突入防止装置の識別要領通達」に基づく刻印表示等により確認する。
内装材料の難燃性の技術基準	試験結果を記載した書面により確認する。
インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準	表面は堅い部材でないものであって、かつ、金属等の露出部がないことを確認する。
シートバック後面の衝撃吸収の技術基準	表面は堅い部材でないものであって、かつ、金属等の露出部がないことを確認する。
座席、座席取付装置の技術基準	座席、座席取付装置のEマーク等により確認する。
座席ベルトの技術基準	座席ベルトのEマーク等により確認する。
座席ベルト取付装置の技術基準	
頭部後掲抑止装置の技術基準	頭部後掲抑止装置の前面の大きさが幅170mm×高さ100mm以上のものであって、かつ、当該装置の構造部材が頭部に直接接触しないよう緩衝材で覆われていることを確認する。
とびらの開放防止の技術基準	米国連邦自動車安全基準（以下「FMVSS」という。）、ECE規則等に基づき製造されたことをラベル等により確認する。
窓ガラスの技術基準	Eマーク又は安全ガラスマークにより確認する。
トラック・バスの制動装置の技術基準（車両総重量3.5トン以下の自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち、常温時制動試験、常温時高速制動試験（積車状態における当該試験であって、最高速度が120km/h以下又は135km/h以上の車両に限る。）、フェード試験、制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験、エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験、可変式制動力配分装置故障時制動試験、ABS故障警報装置の作動確認試験並びに駐車制動装置静的性能試験	FMVSSに適合している旨のラベルが当該自動車に添付されていることにより確認する。

トラック・バスの制動装置の技術基準（車両総重量3.5トン以下の自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち、常温時制動試験、常温時高速制動試験、フェード試験、車輪ロック確認試験、原動機停止時制動試験、制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験、エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験、可変式制動力配分装置故障時制動試験、ABS故障警報装置の作動確認試験並びに駐車制動装置静的性能試験	FMVSSに適合している旨のラベルが当該自動車に貼付されており、かつ、FMVSS No.135に適合していることを確認する。
トラック・バスの制動装置の技術基準（車両総重量3.5トンを超えて4.5トン以下の自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち、常温時制動試験（積車状態の試験に限る。）、常温時高速制動試験（積車状態の試験に限る。）、制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験、エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験、可変式制動力配分装置故障時制動試験、ABS故障警報装置の作動確認試験並びに駐車制動装置静的性能試験	FMVSSに適合している旨のラベルが当該自動車に添付されていることにより確認する。
トラック・バスの制動装置の技術基準（車両総重量4.5トンを超える自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち、常温時高速制動試験及びABS故障警報装置の作動確認試験	FMVSSに適合している旨のラベルが当該自動車に添付されていることにより確認する。
二輪車の制動装置の技術基準に規定された試験のうち、駐車性能試験	FMVSSに適合している旨のラベルが当該自動車に添付されていることにより確認する。

別表2（同一として処理できる範囲）

相 違 装 置 等	相 違 範 囲
1 原動機	・最高出力、最大トルク又は圧縮比等の相違 ・気化器方式又は燃料噴射方式の相違 ・過給器及び吸気冷却器の有無の相違
2 動力伝達装置	・変速比又は減速比の相違 ・変速機（手動、自動）の相違
3 走行装置	・リムの材質、リムサイズ及びタイヤサイズの相違
4 かじ取り装置	・ハンドル位置（左ハンドル、右ハンドル）の相違 ・ハンドル径の相違 ・パワーステアリングの有無の相違
5 制動装置	・マスターシリンダの相違 ・倍力装置の有無及び種類の相違 ・ABSの有無の相違
6 灯火装置	・前照灯の4灯式、2灯式の相違
7 車体	・サンルーフの有無の相違 ・バンパーの相違 ・後写鏡の取付位置の相違
8 その他	・長さ、幅、高さ、最大積載量、乗車定員、車両総重量の相違 ・遮熱板の相違（届出自動車と同一箇所に取り付けられたものに限る。） ・排出ガス対策装置の相違（改善対策により触媒等が付けられたもの。） ・車両識別番号における組立工場記号の相違 ・車両識別番号における年式記号の相違 ・その他軽微な相違（例：側面方向指示器の形状等）

別表3（型式を区分する事項）

型式を区分する事項	例 示
1 種別（道路運送車両法施行規則第1条及び第2条の規定による。）	普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車
2 用途（「自動車の用途等の区分について」（昭和35年9月6日付け自車第452号）による。）	乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、特種用途自動車
3 車体の外形	(1)乗用自動車の場合 ボンネット、キャブオーバ、セミキャブ、オートバイ、側車付オートバイ (2)乗合自動車の場合 ボンネット、キャブオーバ、リヤエンジン、アンドンフロア (3)貨物自動車の場合 ボンネット、キャブオーバ、セミキャブ、ダンプ、バン、ピックアップ、三輪トラック、三輪ダンプ、三輪バン、トラクタ、フルトレーラ、セミトレーラ、ドリー付トラクタ 等

第1号様式(その1)

新規検査
予備検査

並 行 輸 入 自 動 車 届 出 書

年 月 日

殿

届出者の氏名又は名称
住 所

印

連絡先(責任者)
電 話 番 号

輸入者の氏名又は名称
住 所

車名及び型式			
種 別	普通・小型・大型特	車体の形状	
用 途	乗用・乗合・貨物・特種・二輪		
届出自動車との関連	関連の有無等	無・有(型式指定自動車・新型届出自動車・輸入車特別取扱自)	
		届出自動車と同一	届出自動車と関連あり
		その他	
届出自動車との関連	届出自動車の型式等	型 式	名
		届出番号	自審第 号 年 月 日

届出自動車との相違点(届出自動車と関連ありの場合に、届出自動車と相違している構造・装置を記入する。)

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(日本工業規格 A列4番)

第1号様式(その2)

長	さ	車 両 重 量		原 動 機 の 型 式	
幅		乗 車 定 員		原 動 機 の 総 排 気 量	
高	さ	最大積載量		燃 料 の 種 類	
軸	距	車両総重量		タイヤサイズ	F R
車台番号 (シリアル番号) 等様式の解説			原動機打刻等様式の解説		
打刻位置			打刻位置		
保安基準に適合させるための改善事項					

第2号様式

車両諸元概要表（乗用）

長	さ	m	
幅		m	
高	さ	m	
輪 距	m	前 輪	
		後 輪	
車両重量	kg	前 軸 重	
		後 軸 重	
		計	
乗 車 定 員		人	
車両総重量	kg	前 軸 重	
		後 軸 重	
		計	
車 輪 配 列			
タイヤサイズ		前 輪	
		後 輪	

原動機

気筒配列及び気筒数	
内径×行程	mm
最大出力	kW / r p m (P S / r p m)
最大トルク	N・m / r p m
無負荷回転速度	r p m
過給機：形式	

燃料装置

燃料タンク：容量	
燃料タンク：材質	

電気装置

点火装置：形式	
点火装置：断続器形式	

動力伝達装置

変速機：操作方式	
----------	--

副変速機：操作方式	
減速機：減速比	

走行装置

タイヤのリム：前輪	
タイヤのリム：後輪	
かじ取り装置	
ハンドル：位置	

施錠装置

形式	
----	--

制動装置：主ブレーキ

形式	
作動系統及び制動車輪	
制動力制御装置：形式	
制動警報装置：形式	
制動停止距離m（初速 km/h）	

制動装置：駐車ブレーキ

形式	
制動車輪	

緩衝装置

前輪：懸架方式	
前輪：ばね形式	
後輪：懸架方式	
後輪：ばね形式	
ショック・アブソーバ形式：前輪	
ショック・アブソーバ形式：後輪	

車わく

形式	
----	--

乗車装置

座席：形式	
座席：数	
座席ベルト：形式	
座席ベルト：数	
頭部後傾抑止装置：形式	
頭部後傾抑止装置：数	

ガラス

前面ガラスの種類	
前面ガラス以外の種類	

騒音防止装置

消音器：個数	
排出ガス発散防止装置	
一酸化炭素等発散防止装置の種類	
ブローバイ・ガス還元装置形式	
燃料蒸発ガス抑止装置形式	

灯火装置等

前照灯：個数、色及び性能	
前部雾灯：個数、色及び性能	
車幅灯：個数、色及び性能	
側方灯：前部：個数及び性能	
側方灯：後部：個数及び性能	
番号灯：個数及び性能	
尾灯：個数及び性能	
制動灯：個数及び性能	
補助制動灯：個数及び性能	
後退灯：個数及び性能	
方向指示器：前面：個数及び性能	
方向指示器：後面：個数及び性能	
方向指示器：側面：個数及び性能	
非常点滅表示灯：前面：個数及び性能	
非常点滅表示灯：後面：個数及び性能	
非常点滅表示灯：側面：個数及び性能	
後面反射器：個数及び性能	

計器

速度計：性能	
--------	--

その他

第3号様式

車両諸元概要表（乗合・貨物・特種）

長	さ	m	
幅		m	
高	さ	m	
輪 距	m	前 輪	
		後 輪	
室内又は荷台の 内側の寸法	m	長 さ	
		幅	
		高 さ	
荷 台 オ フ セ ッ ト		m	
車両重量	kg	前 前 軸 重	
		前 後 軸 重	
		後 前 軸 重	
		後 後 軸 重	
		計	
乗 車 定 員		人	
最 大 積 載 量		kg	
車両総重量	kg	前 前 軸 重	
		前 後 軸 重	
		後 前 軸 重	
		後 後 軸 重	
		計	
最大安定傾斜角度		左	
		右	
車 輪 配 列			
タ イ ヤ サ イ ズ		前 輪	
		後 輪	
タ イ ヤ 限 度		前 輪	
		後 輪	
フ レ ー ム 限 度		前 輪	
		後 輪	

原動機

気筒配列及び気筒数	
内径×行程 mm	
最大出力 kW / r p m (P S / r p m)	
最大トルク N・m / r p m	
無負荷回転速度 r p m	
過給機：形式	

燃料装置

燃料タンク：容量	
燃料タンク：材質	

電気装置

点火装置：形式	
点火装置：断続器形式	

動力伝達装置

変速機：操作方式	
副変速機：操作方式	
減速機：減速比	

走行装置

タイヤのリム：前輪	
タイヤのリム：後輪	
かじ取り装置	
ハンドル：位置	

施錠装置

形式	
----	--

制動装置：主ブレーキ

形式	
作動系統及び制動車輪	
制動力制御装置：形式	
制動警報装置：形式	
制動停止距離m (初速 km / h)	

制動装置：駐車ブレーキ

形式	
制動車輪	

緩衝装置

前輪：懸架方式	
前輪：ばね形式	
後輪：懸架方式	
後輪：ばね形式	
ショック・アブソーバ形式：前輪	
ショック・アブソーバ形式：後輪	

車わく

形式	
----	--

乗車装置

座席：形式	
座席：数	
座席ベルト：形式	
座席ベルト：数	
頭部後傾抑止装置：形式	
頭部後傾抑止装置：数	

ガラス

前面ガラスの種類	
前面ガラス以外の種類	

騒音防止装置

消音器：個数	
排出ガス発散防止装置	
一酸化炭素等発散防止装置の種類	
ブローバイ・ガス還元装置形式	
燃料蒸発ガス抑止装置形式	

灯火装置等

前照灯：個数、色及び性能	
前部霧灯：個数、色及び性能	
車幅灯：個数、色及び性能	
側方灯：前部：個数及び性能	
側方灯：後部：個数及び性能	
番号灯：個数及び性能	
尾灯：個数及び性能	
制動灯：個数及び性能	

補助制動灯：個数及び性能	
後退灯：個数及び性能	
方向指示器：前面：個数及び性能	
方向指示器：後面：個数及び性能	
方向指示器：側面：個数及び性能	
非常点滅表示灯：前面：個数及び性能	
非常点滅表示灯：後面：個数及び性能	
非常点滅表示灯：側面：個数及び性能	
後面反射器：個数及び性能	

計器

速度計：性能	
運行記録計：性能	

その他

内圧容器：容量	

第4号様式

車両諸元概要表（二輪車）

長	さ	m	
幅		m	
高	さ	m	
車両重量 kg	前 軸 重		
	後 軸 重		
	計		
乗 車 定 員	人		
車両総重量 kg	前 軸 重		
	後 軸 重		
	計		
最大安定傾斜角度 (側車付二輪車)	右		
	左		
タイヤサイズ	前 輪		
	後 輪		

原動機

形式	
気筒配列及び気筒数	
内径×行程 mm	
最大出力 kW / r p m (P S / r p m)	
無負荷回転速度 r p m	
排出ガス清浄方式	
ブローバイ・ガス還元装置形式	
過給機：形式	

燃料装置

燃料タンク：容量	
----------	--

動力伝達装置

駆動方式	
変速機：操作方式	
減速機：減速比	

走行装置

タイヤのリム 材質及び呼び：前輪	
タイヤのリム 材質及び呼び：後輪	

施錠装置

形式	
----	--

制動装置：主ブレーキ

形式	
作動系統及び制動車輪	

制動装置：駐車ブレーキ

形式	
制動車輪	

緩衝装置

前輪：懸架方式	
後輪：懸架方式	

乗車装置

座席：形式	
-------	--

騒音防止装置

騒音 デシベル(db)：近接排気	
------------------	--

排出ガス発散防止装置

形式	
----	--

その他

第5号様式

車両諸元概要表（大型特殊）

特 殊 用 途 の 目 的		
特 殊 用 途 の 特 殊 構 造		
長 さ m		
幅 m		
高 さ m		
輪 距 m	前 輪	
	後 輪	
室内又は荷台の 内側の寸法 m	長 さ	
	幅	
	高 さ	
荷 台 オ フ セ ッ ト m		
車両重量 kg	前 前 軸 重	
	前 後 軸 重	
	後 前 軸 重	
	後 後 軸 重	
	計	
乗 車 定 員 人		
最 大 積 載 量 kg		
車両総重量 kg	前 前 軸 重	
	前 後 軸 重	
	後 前 軸 重	
	後 後 軸 重	
	計	
最大安定傾斜角度	左	
	右	
最 高 速 度		
車 輪 配 列		
タイヤサイズ	前 輪	
	後 輪	
タイヤ限度	前 輪	
	後 輪	
フレーム限度	前 輪	
	後 輪	

原動機

気筒配列及び気筒数	
内径×行程 mm	
最大出力 kW / r p m (P S / r p m)	
無負荷回転速度 r p m	
点火装置の方式	
過給機：形式	

燃料装置

燃料タンク：容量	
----------	--

動力伝達装置

変速機：操作方式	
副変速機：操作方式	
減速機：減速比	

走行装置

タイヤのリム：前輪	
タイヤのリム：後輪	
かじ取り装置	
ハンドル：位置	

施錠装置

形式	
----	--

制動装置：主ブレーキ

形式	
作動系統及び制動車輪	
制動力制御装置：形式	
制動停止距離m (初速 km / h)	

制動装置：駐車ブレーキ

形式	
制動車輪	

緩衝装置

前輪：懸架方式	
前輪：ばね形式	
後輪：懸架方式	

後輪：ばね形式	
ショック・アブソーバ形式：前輪	
ショック・アブソーバ形式：後輪	

車わく

形式	
----	--

乗車装置

座席：形式	
座席：数	

ガラス

前面ガラスの種類	
前面ガラス以外の種類	

騒音防止装置

消音器：個数	
--------	--

灯火装置等

前照灯：個数、色及び性能	
前部霧灯：個数、色及び性能	
車幅灯：個数、色及び性能	
側方灯：前部：個数及び性能	
側方灯：後部：個数及び性能	
番号灯：個数及び性能	
尾灯：個数及び性能	
制動灯：個数及び性能	
補助制動灯：個数及び性能	
後退灯：個数及び性能	
方向指示器：前面：個数及び性能	
方向指示器：後面：個数及び性能	
方向指示器：側面：個数及び性能	
非常点滅表示灯：前面：個数及び性能	
非常点滅表示灯：後面：個数及び性能	
非常点滅表示灯：側面：個数及び性能	
後面反射器：個数及び性能	

計器

速度計：性能	
運行記録計：性能	

その他

出張検査実施要領

第1条（国との業務協力）

円滑かつ効率的な出張検査を実施するため、運輸支局等と緊密かつ広範に連携、協力して、業務の遂行を図るものとする。

第2条（出張検査の実施計画等に係る協議）

出張検査の実施計画の策定及び予約台数の設定に係る運輸支局等との協議は、原則として出張検査場を管轄する運輸支局等と同一敷地内にある検査法人事務所（以下「同一敷地内事務所」という。）が行うものとする。

第3条（実施体制）

出張検査は、自動車検査官を含めた職員により実施するものとする。

第4条（出張検査の実施）

- 1 出張検査は、運輸支局等の長から通知があった実施計画に基づき実施するものとする。

ただし、緊急やむを得ない事由により出張検査を実施する必要性が生じた場合であって、運輸支局等から通知を受けた場合には、これによらないことができるものとする。

- 2 出張検査は、同一敷地内事務所が実施するものとする。

ただし、効率的に業務を実施する観点から、同一敷地内事務所以外の事務所が出張検査を実施することが適当と認められる場合にあっては、これによらないことができるものとする。

この場合において、出張検査を実施する事務所は、予め管轄する検査部長又は本部業務部長（検査部を超えて実施する場合に限る。）の了解を得るものとする。

第5条（検査法人のみで実施する出張検査の取扱い）

- 1 検査法人のみで出張検査を実施する場合は、出張検査当日までに運輸支局等から必要な書面等を受領するものとする。
- 2 現車の審査完了後は、運輸支局等の当該出張検査担当自動車検査官に審査結果の通知を行い、運輸支局等からの依頼に基づき自動車検査証を手交する等の作業を行うものとする。

第6条（業務処理）

出張検査終了後は、必要な業務量の集計作業を行うものとする。

街頭検査実施要領

第1条（運輸支局等との業務協力）

円滑かつ効率的な街頭検査の実施のため、運輸支局等、警察等と緊密かつ広範に連携、協力して、業務の遂行を図るものとする。

第2条（実施計画等に係る協議）

街頭検査の実施計画に係る運輸支局等との協議は、原則として街頭検査を実施する場所を管轄する運輸支局等と同一敷地内にある検査法人事務所（以下「同一敷地内事務所」という。）が行うものとする。

第3条（実施体制）

- 1 街頭検査は、同一敷地内事務所が主体となって実施するものとする。

ただし、能率的な業務を実施する観点から、同一敷地内事務所以外の事務所が街頭検査を実施することが適当と認められる場合にあっては、これによらないことができるものとする。

この場合において、街頭検査を実施する事務所は、予め管轄する検査部長又は本部業務部長（検査部を超えて実施する場合に限る。）の了解を得るものとする。

- 2 街頭検査は、自動車検査官を含めた人員構成により実施するものとする。
- 3 街頭検査を実施するにあたっては、街頭検査の指揮又は関係官署との調整等を行うため、自動車検査官の中から実施責任者を置くものとする。

第4条（実施）

- 1 街頭検査は、運輸支局等から通知があった実施計画に基づき実施するものとする。

ただし、緊急やむを得ない事由により運輸支局等から街頭検査の協力要請があったときは、これによらないことができるものとする。

- 2 街頭検査を行うため警察官により実施場所に停止を命じられた自動車については運輸支局等から審査依頼があったものとする。
- 3 運輸支局等に対する審査結果の通知については、検査法人事務所の長が定める書面により行うものとする。

第5条（整備確認）

- 1 運輸支局等から整備確認に係る審査依頼があった場合には、自動車検査証と現車との同一性を確認し、整備命令書に記載された保安基準不適合箇所について審査を行うものとする。
- 2 整備確認を行った結果、整備命令書に記載された保安基準不適合箇所の全てが保安基準に適合している場合には、整備命令書の確認欄に確認印を押印することにより、審査依頼元へ審査結果の通知をするものとする。

なお、新たな保安基準不適合箇所が確認された場合には、検査法人事務所の長が定める書面により審査依頼元へ審査結果の通知をするものとする。

第6条（緊急時の措置）

- 1 街頭検査を実施する場合には、不測の事態に備えて緊急連絡体制を整備しておくものとする。
- 2 緊急事態が発生した場合には、緊急避難措置を講じたうえで関係者の安全確保を図るものとする。

第7条（街頭検査実施後の業務処理）

街頭検査終了後は、運輸支局等と協力して実施場所の整理等を行うとともに、業務量の集計作業等を行うものとする。

別添 5

業務量統計システム報告要領

1 報告事項及び様式

報告事項及び様式は次のとおりとする。

①保安基準適合性審査業務量実績（本場）	第 1 号様式
②審査コースの稼働状況	第 2 号様式
③保安基準適合性審査業務量実績（出張）	第 3 号様式
④街頭検査実施結果	第 4 号様式
⑤並行輸入自動車届出実績（四輪、二輪）	第 5 号様式
⑥改造自動車届出実績	第 6 号様式
⑦相談事案件数	第 7 号様式
⑧検査官被服要求表	第 8 号様式
⑨審査機器定期点検記録表	第 9 号様式
⑩審査機器整備記録表	第 1 0 号様式
⑪車両不具合原因調査実績	第 1 1 号様式
⑫車両不具合情報	第 1 2 号様式
⑬審査業務中の事故事例	第 1 3 号様式
⑭審査業務中のトラブル事例	第 1 4 号様式
⑮審査機器管理台帳	第 1 5 号様式
⑯審査施設等現況	第 1 6 号様式

2 報告方法

(1) 1 の報告事項の報告者、報告先、報告頻度、報告期限についてはそれぞれ次のとおりとする。

報 告 事 項	報告者	報告先	報告頻度	報告期限
①保安基準適合性審査業務量実績（本場）	検査部長 又は事務所長	本部業務部	日毎	翌開庁日
②審査コースの稼働状況	検査部長 又は事務所長	本部業務部	日毎	翌開庁日
③保安基準適合性審査業務量実績（出張）	検査部長 又は事務所長	本部業務部	出張毎	出張後 7 日
④街頭検査実施結果	検査部長 又は事務所長	本部業務部	実施毎	実施後 7 日
⑤並行輸入自動車届出実績（四輪、二輪）	検査部長 又は事務所長	本部業務部	月毎	翌月 1 0 日
⑥改造自動車届出実績	検査部長 又は事務所長	本部業務部	月毎	翌月 1 0 日
⑦相談事案件数	検査部長	本部業務部	月毎	翌月 1 0 日

	又は事務所長			
⑧検査官被服要求表	検査部長 又は事務所長	本部業務部	年度毎	4月末日
⑨審査機器定期点検記録表	検査部長 又は事務所長	本部業務部	随時	実施後7日
⑩審査機器整備記録表	検査部長 又は事務所長	本部業務部	随時	実施後7日
⑪車両不具合原因調査実績	検査部長 又は事務所長	本部業務部	随時	実施後7日
⑫車両不具合情報	検査部長 又は事務所長	本部業務部	随時	7日
⑬審査業務中の事故事例	検査部長 又は事務所長	本部業務部	随時	7日
⑭審査業務中のトラブル事例	検査部長 又は事務所長	本部業務部	随時	7日
⑮審査機器管理台帳	検査部長 又は事務所長	本部業務部	変更毎	変更後7日
⑯審査施設等現況	検査部長 又は事務所長	本部業務部	年度毎	4月末日

(2) (1)の⑫から⑭に係る報告事項が発生した場合には、(1)による報告に先立ち可及的速やかに電話等により本部業務部へ報告すること。

(3) 報告は、別途定める「業務量統計システム操作マニュアル」により処理するものとする。

3 保存期間

本部で保有するデータは、5年間保存するものとする。

検査部	
事務所	
目付	

審査件数			再審査件数			前検査件数					
						審査件数			再審査件数		
認証工場	ユーザー	合計	認証工場	ユーザー	合計	認証工場	ユーザー	合計	認証工場	ユーザー	合計

継続検査									前検査件数					
審査件数			再審査件数			審査件数			再審査件数					
認証工場	ユーザ	合計	認証工場	ユーザ	合計	認証工場	ユーザ	合計	認証工場	ユーザ	合計			

予備検査						前検査件数					
審査件数			再審査件数			審査件数			再審査件数		
認証工場	ユーザ一	合計	認証工場	ユーザ一	合計	認証工場	ユーザ一	合計	認証工場	ユーザ一	合計

構造等変更検査						前検査件数					
審査件数			再審査件数			審査件数			再審査件数		
認証工場	ユーザー	合計	認証工場	ユーザー	合計	認証工場	ユーザー	合計	認証工場	ユーザー	合計

審査件数						再審査件数						前検査件数						職権打刻件数		整備命令		整備 通告
						審査件数			再審査件数							車台番号	原動機	審査	確認			
認証工場	ユーザー	合計	認証工場	ユーザー	合計	認証工場	ユーザー	合計	認証工場	ユーザー	合計											

第2号様式

審査コースの稼働状況

検査部	
事務所	
日付	
コース数	

[illegible]

検査部	
事務所	
出張検査場	
目付	

繼續検査

新規検査						前検査件数					
審査件数			再審査件数			審査件数			再審査件数		
認証工場	ユーザー	合計	認証工場	ユーザー	合計	認証工場	ユーザー	合計	認証工場	ユーザー	合計

再審査件数						前検査件数					
審査件数			再審査件数			審査件数			再審査件数		
認証工場	ユーザー	合計	認証工場	ユーザー	合計	認証工場	ユーザー	合計	認証工場	ユーザー	合計

構造等変更検査

						前検査件数					
審査件数			再審査件数			審査件数			再審査件数		
認証工場	ユーザー	合計	認証工場	ユーザー	合計	認証工場	ユーザー	合計	認証工場	ユーザー	合計

構造等変更検査						前検査件数					
審査件数			再審査件数			審査件数			再審査件数		
認証工場	ユーザー	合計	認証工場	ユーザー	合計	認証工場	ユーザー	合計	認証工場	ユーザー	合計

総合計

総合計															
審査件数			再審査件数			前検査件数						整備命令		整備通 告	
						審査件数			再審査件数			審査	確認		
認証工場	ユーザ一	合計	認証工場	ユーザ一	合計	認証工場	ユーザ一	合計	認証工場	ユーザ一	合計				

検査部	
事務所	
年度	

街頭檢查實施結果

[illegible]

検査部	
事務所	
年度	

並行輸入自動車届出実績(四輪)

[illegible]

第5号様式

並行輸入自動車届出実績(二輪)

検査部	
事務所	
年度	

[illegible]

第6号様式

改造自動車届出実績

検査部	
事務所	
年度	

[illegible]

第7号様式

相談事案件数

検査部	
事務所	
年度	
月	

[illegible]

検査部	
事務所	

[illegible]

第9号様式

審査機器定期点検記録表

検査部	
事務所	
年度	

[illegible]

検査部	
事務所	
年度	

[illegible]

車両不具合原因調査実績

検査部	
事務所	

[illegible]

第12号様式

車輛不具合情報

検査部	
事務所	

[illegible]

第13号様式

審査業務中の事故事例

検査部	
事務所	

[illegible]

第14号様式

審査業務中のトラブル事例

検査部	
事務所	

[illegible]

検査部	
事務所	

審 查 機 器 管 理 台 帳

[illegible]

第16号様式

審査施設等現況（事務所）

1. 事務所の位置図

所在地				
審査コース数	測定コース数	DSコース数	二輪コース数	傾斜角度測定コース数

2. 事務所及び周囲の環境

--

3. 事務所審査施設の設置経緯

--

4. 用地及び建物配置図

用地面積	m ²
舗装面積	m ²
緑地面積	m ²
その他	m ²
内訳	
・事務室	m ²
・審査上屋	m ²
・倉庫	m ²
・機械室	m ²
・休憩室	m ²
・電気室	m ²
・その他	m ²
・	
・	
・	
変電設備	KVA
囲 欄	m
擁 壁	m
側 溝	m

- 【注】1. 寸法の単位は、mで記入する。
 2. 縮図は、正確に行い、縮尺を記入する。
 3. その他に含まれる項目を記入する。

5. 審査上屋及び審査機器配置図

- 【注】1. 寸法の単位は、mで記入する。
2. コース番号、コース出入口を記入する。
3. 機器の名称は記号(施設基準に基づく。)で記入する。

6. 出張検査場施設の現況

[illegible]